

令和元(2019)年度 認証評価

# 東京福祉大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和元(2019)年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	3
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	4
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	15
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	31
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	38
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	65
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	85
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	100
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	106
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	108
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	115
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	118
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	121
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、東京福祉大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年6月21日

理事長

水野 良治

学長

中島 範

ALO

高木 俊彦

## 様式 4－自己点検・評価の基礎資料

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## ＜学校法人の沿革＞

平成 11(1999)年	学校法人東京福祉大学 設立 東京福祉大学 設置認可
平成 12(2000)年	群馬県伊勢崎市山王町に東京福祉大学 開学 社会福祉学部社会福祉学科 <sup>※</sup> 開設(社会福祉専攻・国際福祉心理専攻に通信教育課程併設) <sup>※</sup> 社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻を設置。
平成 15(2003)年	東京福祉大学大学院 開設 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期 開設(通信教育課程併設) 同 社会福祉学専攻博士課程後期 開設 同 臨床心理学専攻修士課程開設(通信教育課程併設)
平成 16(2004)年	社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 設置 通学課程 1 期生卒業
平成 17(2005)年	社会福祉学部保育児童学科 <sup>※</sup> 開設(通信教育課程併設) <sup>※</sup> 社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻より移行。 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コース 設置 国際福祉心理専攻を福祉心理専攻に名称変更 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程通学課程 <sup>※</sup> が財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士養成大学院第一種指定校に認定。 <sup>※</sup> 通信教育課程は平成 19(2007)年に認定。 東京福祉大学学習センター(東京・名古屋) 開設
平成 18(2006)年	東京福祉大学短期大学部 開学
平成 19(2007)年	教育学部教育学科 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科臨床心理学専攻博士課程後期 開設 東京福祉大学短期大学部こども学科 通信教育課程 開設 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 法人名変更
平成 20(2008)年	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程 <sup>※</sup> 前期 開設(通信教育課程併設) 同 同 博士課程 <sup>※</sup> 後期 開設 <sup>※</sup> 社会福祉学研究科臨床心理学専攻より独立。
平成 20(2008)年	池袋キャンパス・名古屋キャンパス 開設 <sup>※</sup> <sup>※</sup> 各キャンパスで昼間部通学課程の新入生の受入れを開始。
平成 26(2014)年	王子キャンパス 開設
平成 28(2016)年	東京福祉大学短期大学部こども学科 保育・幼児教育専攻(2年制課程)、こども教育・保育専攻(3年制課程)及び同通信教育課程幼児教育専攻(2年制)、こど

	も教育・保育専攻（3年制課程）開設
平成30(2018)年	保育児童学部保育児童学科 開設(通信教育課程併設)

<短期大学の沿革>

平成18(2006)年	東京福祉大学短期大学部こども学科 開学
平成19(2007)年	こども学科 通信教育課程 開設
平成28(2016)年	こども学科 保育・幼児教育専攻（2年制課程）、こども教育・保育専攻（3年制課程）及び同通信教育課程幼児教育専攻（2年制課程）、こども教育・保育専攻（3年制課程）開設

(2) 学校法人の概要

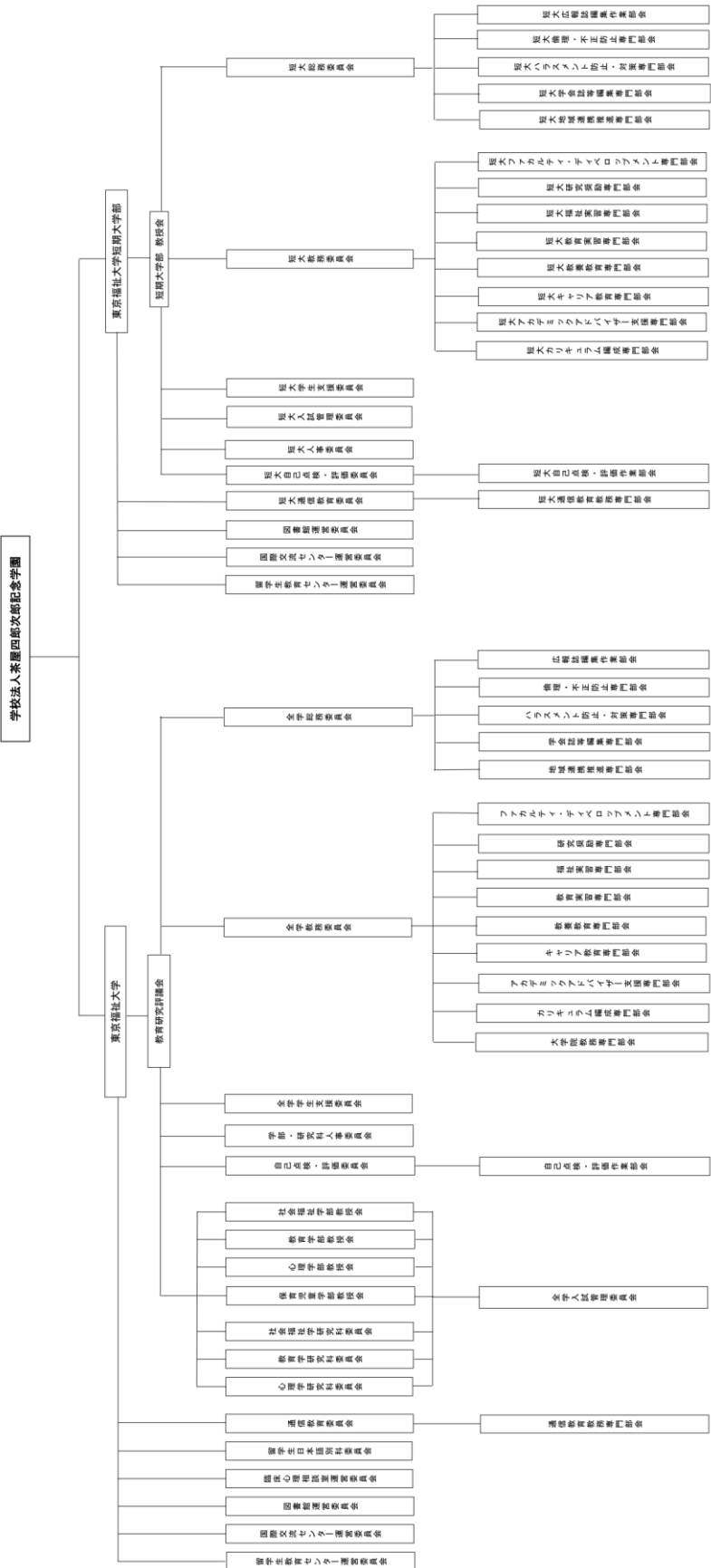
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元(2019)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京福祉大学	群馬県伊勢崎市山王町 2020-1 東京都豊島区東池袋 4-23-1 東京都北区王子堀船 2-1-11 愛知県名古屋市中区丸の内 2-13-32	1070名	4460名	4043名
東京福祉大学大学院	群馬県伊勢崎市山王町 2020-1 東京都豊島区東池袋 4-23-1 愛知県名古屋市中区丸の内 2-13-32	46名	98名	122名
東京福祉大学短期大学部	群馬県伊勢崎市山王町 2020-1	75名	150名	127名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年5月1日現在

東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教学の運営にかかわる組織 H31.3.27



## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

## ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

伊勢崎市統計書（平成 29 年度版）によると、人口（総人口）は平成 25(2013)年の 211,051 人から平成 29(2017)年には 212,967 人、世帯数では平成 25(2013)年の 82,567 世帯から平成 29(2017)年には 88,093 世帯に微増している。外国人住民数は、平成 25(2013)年の 9,704 人から平成 29(2017)年には 12,139 人と、こちらはかなり住民数が増加している。

## ■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
群馬県	28	71.8	26	76.5	34	73.9	24	60.0	42	76.4
埼玉県	8	20.5	4	11.8	4	8.7	4	10.0	5	9.1
栃木県	1	2.6	2	5.9	4	8.7	3	7.5	2	3.6
新潟県	1	2.6	0	0	1	2.2	3	7.5	1	1.8
長野県	1	2.6	0	0	0	0	2	5.0	1	1.8
その他	0	0	2	5.9	3	6.5	4	10.0	4	7.3
合計	39	—	34	—	46	—	40	—	55	—

## ■ 地域社会のニーズ

近年、一億総活躍社会の実現といった政策や社会情勢（雇用や景気動向等）により、女性の社会進出が進んでいる。東京福祉大学短期大学部（以下：「本学」）が位置する群馬県も例外ではなく、総務省「国税調査」（平成27(2015)年）による女性労働力率を見ると、群馬県の女性労働力率（15～64歳）は68.8%（全国平均は68.1%）、こどもを保育所等に預ける子育て世代（25～44歳）では77.4%となっている。総務省「就業構造基本調査」（平成29(2017)年）によると、群馬県の共働き世帯の割合は51.1%で、全国平均の48.8%を上回っている。今後とも家計を支える担い手として、また地域産業を支える労働力として、県内の女性労働力率は上昇していくと予想される。本学の位置する伊勢崎市でも、女性の就業ニーズを背景に子育て支援策として、次世代育成行動計画を策定し、保育施設の増設及び延長保育、トワイライト保育、一時預かり保育等、特別な保育制度の導入等の充実が進められている。

また、伊勢崎市や隣接する太田市では外国人数が県内でも突出しており、保育所では外国籍のこどもが多数入園しているところもある。平成29(2017)年「群馬県市町村別住民基本台帳人口」によると、群馬県の外国人住民数は53,510人（対前年度比4,989人増（10.3%増））で、これは過去最多の人数となっている（群馬県人口の2.7%を占める）。国籍別上位5ヶ国は、ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、ペルーとなっている。

これらの社会的ニーズにより共働き世帯やシングル世帯の子育てを支援することのできる保育士など、外国籍の保護者やこどもに対応することのできる人材が必要となっている。

### ■ 地域社会の産業の状況

本学のある群馬県伊勢崎市は、群馬県の南東部、関東平野の北西に位置し、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、みどり市といった群馬県の主要都市に囲まれるとともに、埼玉県本庄市に隣接しており、首都圏からのアクセスも便利な場所に位置する。群馬県の人口は1,941,195人（群馬県移動人口調査結果 平成31(2019)年4月1日公表）であり、平成12(2010)年の2,024,852人をピークに、その後徐々に減少している。伊勢崎市の人口は、平成31(2019)年4月現在で210,381人であり、平成20年までは人口増加が続いたが、その後若干減少しつつも現在は横ばいで推移している。

また、伊勢崎市は、北関東自動車道や上武道路（国道17号）等の広域的な交通網が整備され、工業団地の造成・優良企業の進出が進んだ結果、北関東有数の工業都市として発展している（製造品出荷額等が北関東第5位）。

### ■ 短期大学所在の市区町村の全体図





## (5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
<p>[テーマ B 学生支援]</p> <p>本学の入試問題が機関の異なる併設する東京福祉大学 (以下:「併設大学」) と同じであり、また、機関の異なる本学及び併設大学に対して同一願書で出願でき、両方の合否判定を行っていることについて検討することが望まれる。</p>
(b) 対策
<p>本学では、入学者数が定員を下回る状況が続いているため、入学者確保対策として様々な方法を実施している。その一つが入試における「2 コース選択出願システム」及び「全学部統一出願システム」である。「2 コース選択出願システム」では、本学並びに併設大学の全学科から第 2 志望も選択し受験ができ、第 1 志望が合格ラインに達しなかった場合、第 2 志望の受験者として選考ができる。「全学部統一出願システム」では、一度の出願で、本学並びに併設大学の全学科から複数の学科への出願が可能で、希望する全ての学科で選考ができる。前者は推薦入試、特別選抜入試、一般入試 4 期・5 期にて、後者は一般入試 1 期・2 期・3 期にて採用している出願システムである。このメリットは、例えば併設大学の保育児童学部への進学を希望している受験者でも、本学こども学科を併願し同時に受験することで、仮に保育児童学部の選考が不合格となってしまった場合でも本学こども学科が合格であれば本学に進学する可能性がでてくる点である。実際にはこのような併願希望者はそれほど多数いるわけではないが、定員充足率向上の観点からも、また、受験者の負担軽減、進学機会の拡充の観点からも必要であると考えている。</p> <p>なお、これまでも A0 入試については本学独自の試験であり、願書、選考方法、合否判定もすべて併設大学とは別に実施してきたが、2019 年入試より新たに一般入試 1 期・2 期・3 期において本学独自の「面接型」試験を導入し、一般入試においても本学希望者に特化した選考を実施している。</p>
(c) 成果
(b) 対策の通り検討し実施している。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
<p>通信教育課程におけるシラバスは、必要な授業時間数 (スクーリングの場合)、成績評価の方法・基準が不十分であるので、通学課程のシラバスと同様に、明確にする必要がある。</p>
(b) 対策

<p>必要な授業時間数（スクーリングの場合）は、入学時に『シラバス』と併せて学生へ配付している冊子『年間スケジュール』（『履修の手引き』別冊）、また、成績評価の方法・基準については、同じく入学時に学生へ配付している冊子『履修の手引き』に共通評価基準を提示することにより、学生が把握できるようにしている。</p>
(c) 成果
<p>冊子『年間スケジュール』（『履修の手引き』別冊）は、授業時間割の役割を担い、年間のスクーリング開講予定を掲載することにより、通信教育課程の学修を進める上で重要となる学修計画が立てやすくなった。また、冊子『履修の手引き』にて、科目全般の共通評価基準を予め把握することができるため、成績評価の方法・基準を意識して効果的に学修を進めることが可能となった。</p>

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>科目レベルの学修効果の具体性については、通学課程のシラバスでは、授業・科目ごとに獲得すべき知識、スキル、態度等を確認することができるが、通信教育課程の現行のシラバスでは、学修成果の具体性が不十分なため、改善が望まれる。</p>
(b) 対策
<p>平成 25(2013)年度より通信教育課程の『シラバス』に掲載する内容を改定し、科目ごとに「学修内容」欄を設け、各科目の学修内容詳細、及び学修のポイントを追加することにより、科目ごとに獲得すべき知識、スキル、態度等を明確にし、具体的に学修成果を得られるようにした。なお、これまでレポート設題のみに掲載していたレポートを作成する際のポイントを、科目終了試験における学修のポイントにも追加することにより、印刷授業における自宅での自学自習内容を充実させた。</p>
(c) 成果
<p>各科目の学修内容、学修のポイント等の詳細を事前に提示することにより、学修目的も明確になり、各科目の獲得すべき知識、スキル、態度等を確認しながら学修を進めることができ、自宅学修が中心である通信教育課程の学生の自学自習内容が充実し、効果的に学修を進めることができるようになった。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
学生確保
(b) 対策
<p>学費の減額</p> <p>平成 29(2017)年度までは年間授業料 805,000 円であったが、平成 30(2018)年度より 275,000 円減額し 530,000 円とした。さらに令和元(2019)年度からは、入学金</p>

<p>を従来の 200,000 円から 50,000 円減額し 150,000 円とした。これら学費減額策により、初年度納入金は平成 29(2017)年度までの 1,325,000 円から 1,000,000 円（入学金 150,000 円・授業料 530,000 円・施設設備費 320,000 円）となり、学生の経済的負担を軽減するとともに進学し易くなるよう改善した。</p>
<p>(c) 成果</p> <p>平成 28(2016)年度より設置の保育・幼児教育専攻（2 年制）の入学人数は増加しており、学費減額に対する一定の効果が出ていると考えている。</p>

<p>(a) 改善を要する事項</p> <p>通信教育課程の学生が、自学自習する上において、学習がスムーズに進められるような案内等が必要ではないか。</p>
<p>(b) 対策</p> <p>通信教育課程の学生が独自に自学自習できるように、通信教育課程も通学課程（事前学習、対面授業、事後学習）に準じて、段階的学習の手順を示した「シラバスの有効な使い方」を『シラバス』に掲載することにより、学修の進め方、履修方法についての具体的な方向性を示し、不安なく学修ができるように対応した。</p>
<p>(c) 成果</p> <p>通信教育課程における学修の中心でもある自宅での学修において、どのように『シラバス』を使用して学修を進めていけばよいかということ「シラバスの有効な使い方」によって提示することにより、入学前には通信教育の学修の進め方に馴染みのなかった学生でも、スムーズに学修を進めることができるようになった。</p>

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

<p>(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）</p> <p>入学等に関することについて学校教育法施行規則、学則及び教授会規程どおりに実施されていない。議事録の署名・捺印が規定どおりおこなわれていないなど不適切な運営もみられた。</p> <p>当該問題については、機関別評価結果の判明までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。今後は法令遵守の下、教授会本来の機能を確認し、運営の向上・充実を図り、当該短期大学の継続的な教育の質保証に努められたい。</p>
<p>(b) 改善後の状況等</p> <p>平成 24(2012)年度の認証評価において指摘されて以降、学校教育法施行規則及び教授会規程に基づき、入学選抜や学籍異動等、すべての重要事項を教授会におい</p>

て審議している。また、議事録については、議長及び2名の議事録確認者が署名・捺印を行っている。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

当該短期大学を設置する学校法人の管理運営において、今般策定された改善計画を着実に推し進め、元理事長がその運営に関与しないことを担保するとともに、適切な組織体制の構築及びその運営が求められる。

(b) 改善後の状況等

改善計画を実効性あるものとするために「平成25年1月21日付提出の「改善計画書」に基づく改善報告書」（平成27年6月26日 東福大事発1149）で報告したとおり、元理事長は、平成20(2008)年1月に本法人の理事長を辞任してから、本法人の運営管理には関わっていない。また、元理事長が法人運営に関与しないために、理事総数9名のうち外部理事を複数名、評議員総数28名のうち外部評議員を10名、監事2名を外部監事とする体制は現時点においても維持され、学校法人の管理運営は適切に行われている。

なお、「創立者の教育方法」の再認識と実践を行い、教育実績の向上を図るため、「元理事長からのアドバイスを教員が受け、大学の使命に立ち返った教育を学生に受けてもらってはどうか」という声が、全学教務委員会やFD専門部会をはじめとした学内から上がって来た。

この要請に基づきFD部会から元理事長に依頼したところ、元理事長からボランティアとして間接的に第三者であるFD委員を介し、担当教員へのアドバイスをするだけならやってもよい、との承諾を受け、平成29(2017)年度・平成30(2018)年度に、授業見学を数回依頼し、あくまでも元理事長に同行するFD部会員をはじめとした教職員に向けてのみ、助言を行った。

授業をしている教員や学生に対し、直接講義したり指導したりする等は行っておらず、元理事長は第三者（FD委員）を介して間接的にボランティアで教員へのアドバイスのみを行い、直接的に学生へ教育することはしていない。元理事長は現在も経営と教育には一切関与しておらず、学校教育法、私立学校法に定める欠格事由にも抵触していない。なお、現在では授業見学も一切依頼していない。よって、元理事長が本法人の運営に関与しないことは担保されていると認識している。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等

なし

(b) 履行状況

## (6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元年 5 月 1 日現在

## ① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学パンフレット</li> <li>・ 履修要項</li> </ul>
2	卒業認定・学位授与の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学パンフレット</li> </ul>
3	教育課程編成・実施の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学パンフレット</li> </ul>
4	入学者受入れの方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学パンフレット</li> <li>・ 学生募集要項</li> </ul>
5	教育研究上の基本組織に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学パンフレット</li> <li>・ 学生募集要項</li> </ul>
6	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学パンフレット</li> </ul>
7	入学者の数、収容定員及び在学する 学生の数、卒業又は修了した者の数 並びに進学者数及び就職者数その他 進学及び就職等の状況に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学パンフレット</li> </ul>
8	授業科目、授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学パンフレット</li> <li>・ シラバス</li> </ul>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は 修了の認定に当たっての基準に関する 事 こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学パンフレット</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修要項</li> <li>・東京福祉大学短期大学部学則</li> </ul>
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履修要項</li> <li>・学生生活の手引き</li> </ul>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集要項</li> <li>・履修要項</li> </ul>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a>

## ② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学ホームページ</li> </ul> <a href="https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html">https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/index.html</a>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

## (7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

「研究活動に関する不正防止」については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 15 日改正）」に基づき、平成 26(2014)年 10 月 1 日に「東京福祉大学短期大学部 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」「東京福祉大学短期大学部 公的研究費運営管理規則」「東京福祉大学短期大学部 公的研究費不正防止計画」「東京福祉大学 科学研究における行動規範」の改定を行うとともに、「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」を新たに整備制定し、全学教職員の参加する全体ミーティング及び教員を対象とする「研究倫理研修会」等において教職員への周知徹底を図っている。こうした研究活動に関する不正防止に係わる学内諸規則は教職員がいつでも閲覧できるようサーバ共有フォルダで開示している。

平成 25(2013)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」を制定し、理事長の指示に基づいて、職員の中から選任された監査担当者による「業務監査（業務執行手続における各種規程等の遵守に関する監査）」「会計監査（予算執行手続、財産管理

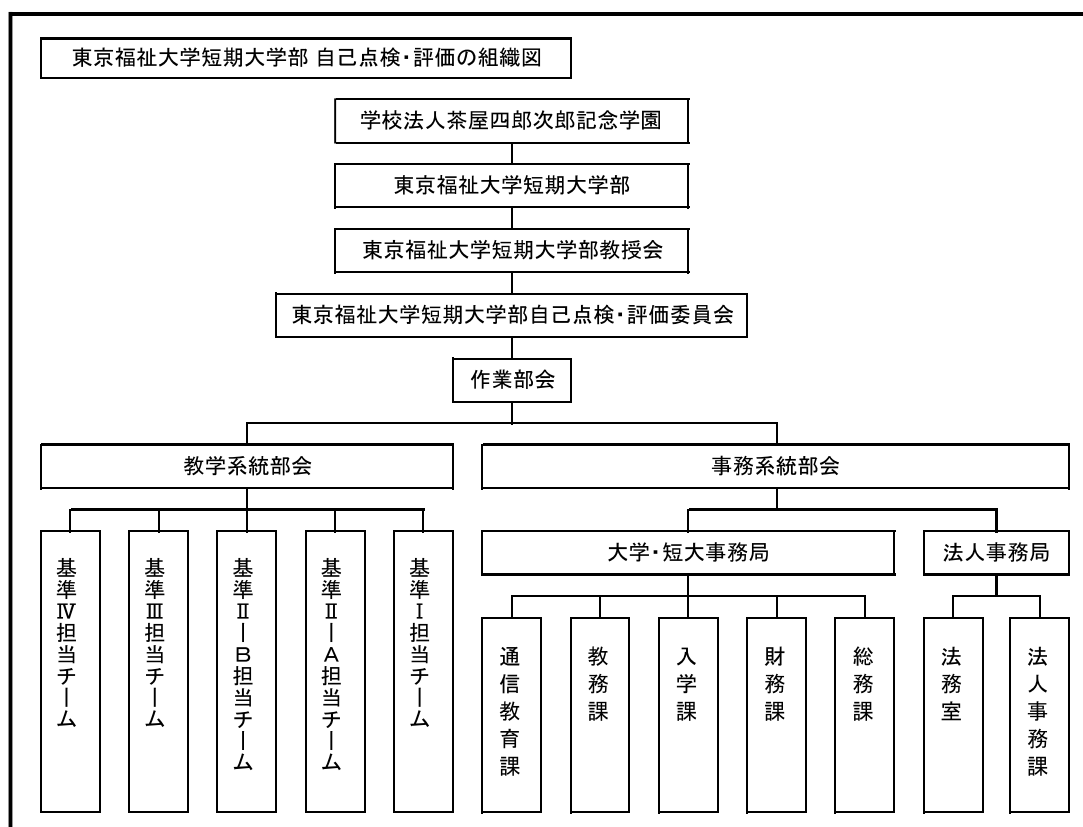
における各種規程等の遵守に関する監査)」を年4回以上実施しており、監査結果は「内部監査報告書」として理事長に報告している。また、外部監事による監査も「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づいて適切に実施している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長：高木 俊彦（こども学科長/ALO）	
教学系統部会	事務系統部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福島 裕（教授）</li> <li>● 山本 豊（教授）</li> <li>● 酒井 博美（准教授）</li> <li>● 松本 岳志（准教授/ALO補佐）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務局長</li> <li>● 法人事務課</li> <li>● 財務課</li> <li>● 総務課</li> <li>● 教務課</li> <li>● 入学課</li> <li>● 通信教育課</li> </ul>

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

東京福祉大学短期大学部自己点検・評価委員会（以下：「短大自己点検・評価委員会」）では、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度まで毎年度自己点検・評価活動を行い、その結果を報告書にまとめ、本学ホームページにおいて公表している。自己点検・評価活動及び報告書作成を行う上で、短大自己点検・評価委員会及び教学系統部会を適宜開催していた（詳細は、各議事録を参照）。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成30(2018)年度を中心に）

自己点検・評価報告書完成までの活動記録	
平成 30(2018)年度	
5月10日（木）	<p>第1回短大自己点検・評価委員会開催</p> <p>1. ALO 補佐より、平成 30(2018)年度から一般財団法人短期大学基準協会（以下：「短期大学基準協会」）の評価基準が改定されたこと、及びその新基準の下で本学が次年度に認証評価を受けること、事前に新基準で平成 30(2018)年度の自己点検・評価報告書を作成しておく必要があること等の説明があった。この時点において教学系統部会で作成した平成 30(2018)年度自己点検・評価報告書（案）に事務系統部会が作成すべき箇所を統合すること、全員で内容を確認し加筆・修正等を行うこと、以上 2 点について審議し、承認した。</p> <p>2. ALO 補佐より自己点検・評価報告書作成のために作業工程の説明があり、承認した。</p>
6月14日（木）	<p>第4回教授会</p> <p>「平成 30 年度短期大学部自己点検・評価報告書（案）」の内容について確認及び審議し、承認した。</p>
6月28日（木）	<p>第5回教授会（臨時）</p> <p>平成 31(2019)年度（当時）に短期大学基準協会による認証評価受審のための申込みを行うことについて審議し、承認した。</p>
6月29日（金）	<p>理事会</p> <p>理事会において「平成 30 年度東京福祉大学短期大学部自己点検・評価報告書」について審議し、承認した。また、平成 31(2019)年度（当時）に短期大学基準協会による認証評価受審のための申込みを行うことについても審議し、承認した。</p>
7月13日（金）	<p>本学ホームページ</p> <p>本学ホームページにおける「情報公開」欄に、「平成 30 年度東京福祉大学短期大学部自己点検・評価報告書」を掲載し、学内外に公表した。</p>
7月20日（金）	<p>短期大学基準協会</p> <p>短期大学基準協会に平成 31(2019)年度（当時）認証評価受審の申込みを行った。</p>
8月24日（金）	<p>短期大学基準協会主催「ALO 対象説明会」</p> <p>短期大学基準協会主催「ALO 対象説明会」に、ALO（こども学科長）ほか教員 1 名、事務職員 1 名が参加した。</p>
9月20日（木）	<p>第2回短大自己点検・評価委員会開催</p> <p>1. ALO（こども学科長）より、短期大学基準協会主催「ALO 対象説明会」に関する報告、ALO 補佐からは同説明会の内容について説明があった。</p>



	<p>2. 「平成 31 年度(当時)東京福祉大学短期大学部自己点検・評価報告書」の作成について、組織図に則り作業部会を発足させ、部会員を中心に各様式の作成や提出資料・備付資料の整備等を行っていくことを確認した。</p> <p>3. ALO 補佐より、これまでの自己点検・評価活動により見直し・検討・改善すべき事項、特に今年度中に実施すべきことについて説明があり、全員でこれらの内容について確認を行った。</p> <p>4. ALO 補佐より、令和元(2019)年度には認証評価を受審すること、2年制課程のみの短大に移行していくこと、保育士資格及び幼稚園教諭免許状に関わる科目が変更になること等々複数の理由により、このタイミングにおいて「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」について見直しを図るべきであるとの説明があり、承認した。</p>
9月25日(火)	<p>短期大学基準協会より 短期大学基準協会より令和元(2019)年度に本学が認証評価の評価校に決定したとの通知があった。</p>
10月4日(木)	<p>第1回短大自己点検・評価委員会(作業部会)開催 様式1~23及び書式1~4の担当について確認を行った。また、今後の作業スケジュールの確認も行った。</p>
10月11日(木)	<p>第12回教授会 ALO 補佐より、平成31(2019)年度(当時)に認証評価の評価校に決定したとの通知があったこと、短大自己点検・評価委員会(作業部会)が発足し認証評価受審に向けた準備が本格化すること、この教授会終了後に教学系統部会を開催し、「平成31年度(当時)東京福祉大学短期大学部自己点検・評価報告書」の作業分担について説明すること、以上3点について報告を行った。</p>
10月11日(木)	<p>第1回短大自己点検・評価委員会(教学系統部会)開催 ALO 補佐より「平成31年度(当時)東京福祉大学短期大学部自己点検・評価報告書」の作成に向け、基準毎の担当者表を配付し、今後の作業手順について説明を行なった。</p>
11月15日(木)	<p>第2回短大自己点検・評価委員会(作業部会)開催 第1回短大自己点検・評価委員会(作業部会)後の進捗状況について、確認作業を行った。</p>
12月13日(木)	<p>第3回短大自己点検・評価委員会(作業部会)開催 第2回短大自己点検・評価委員会(作業部会)後の進捗状況について、確認作業を行った。</p>
2月28日(木)	<p>第3回短大自己点検・評価委員会開催 本学の「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」の改定案について審議し、承認した。</p>

2月28日(木)	第22回教授会 本学の「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」の改定案について審議し、承認した。
3月19日(火)	理事会 理事会において本学の「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」の改定案について審議し、承認した。
令和元年度： 5月9日(木)	第1回短大自己点検・評価委員会開催 この時点までの作業部会による進捗状況を確認し、加筆・修正の必要な箇所、未記入箇所、提出資料及び備付資料等の収集・作成・ナンバリングについて確認を行った。また、実地調査の日程について委員長より説明が行われ、次回委員会において具体的な方向性を出すこととなった。
5月30日(木)	第2回短大自己点検・評価委員会開催 様式1～10の記述内容について審議し、承認した。また、実地調査の日程について検討を行った。
6月13日(木)	第3回教授会(臨時) 様式1～10の記述内容について審議し、承認した。また、短大自己点検・評価報告書に記載している本学に課題について、全員で共通認識を持ち、改善計画を進めていくことの重要性について確認した。
6月21日(金)	理事会 様式1～9の記述内容について審議し、承認した。

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

## ＜根拠資料＞

- 提出資料： 1. 東京福祉大学短期大学部パンフレット 2019  
2. 本学ホームページ「短期大学部概要」
- 備付資料： 1. 伊勢崎市と東京福祉大学との連携に関する協定書  
2. 東京福祉大学と伊勢崎市教育委員会との伊勢崎市立学校の教育活動への支援に関する覚書  
3. 保育実習 I 太陽保育園見学及び園での保育参観、学外活動届  
4. 太陽保育園と東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部との連携協力に関する協定書  
5. 学生スマイルサポーター  
15. オリエンテーション資料
- 備付-規程集：  
5-6-1 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生課外活動規則

## [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## ＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

東京福祉大学短期大学部（以下：「本学」）の「建学の精神」は、次に示す通りである。これは本学の教育理念・理想を明確に示したものである（提出-1 p.2）。

## 建学の精神

## 「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」

21世紀の保育社会で活躍できる柔軟で合理的な思考力と実践力を備え、未知の問題を切り開くフロンティア精神と人のために尽くす福祉の心を持った保育者として、社会に貢献できる人材を養成する。

教育基本法第7条（大学）「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」とある。本学の「建学の精神」

である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」は、正にこの条文の理念と合致するものであり、高い公共性を有している。

また、私立学校法は、その第1条において私学の公共性の理念が謳われ、これにより私学教育は社会公共の利益のために行われることを明確にしている。本学設置の趣旨である「建学の精神」は、社会に貢献できる人材養成を目標に掲げており、同法が求める公共性の理念と合致している。

本学の「建学の精神」の表明及び学内における共有については、それぞれの対象者によって次のように行っている。

1. 新入生にはオリエンテーションにおいて、こども学科長から「建学の精神」及び「教育の目的」の説明を行っている。このオリエンテーションで、こども学科長からは、「本学において何を学ぶのか」「将来どのような保育者になって欲しいか」について、その心構えと目標に対する意識付けを行っている（備付-15）。
2. 在学生には、各学期の始めのオリエンテーションやホームルーム等において「建学の精神」と「教育の目的」を説明し、共有するよう努めている。
3. 教職員に対しては、新任教職員及び新任非常勤講師を対象とした研修会をはじめとして、年度末に実施している全教員対象の教員研修会、短期大学部教授会（以下：「教授会」）等におけるこども学科長等の訓話、自己点検・評価活動及びその報告書作成、その他学内配付物等を通して、共有を図っている。
4. 本学に入学を希望する者やその保護者・保証人、高等学校の教員等を中心とする一般の方々には、本学パンフレットや本学ホームページ等において「建学の精神」と「教育の目的」を掲載している。さらに、オープンキャンパス及び本学紹介等の高校訪問において、高校生やその保護者・保証人、高等学校の教員等にパンフレットを配付し、直接的に「建学の精神」と「教育の目的」を説明している。

本学では、新任教職員研修会、年度末に実施している全教員対象の教員研修会、また、本学パンフレットや本学ホームページ等への記載等を通して、常に「建学の精神」を確認する環境を整えている。また、自己点検・評価報告書の作成に毎年本学教員全員が携わることで、全教員がこの基準Ⅰの報告内容とともに「建学の精神」を定期的に確認することにもなっている。

#### [区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準Ⅰ-A-2の現状>

併設大学では、平成20(2008)年12月10日に伊勢崎市と健康、福祉、教育、文化、

まちづくり等の分野において連携協力することを目的とする「伊勢崎市と東京福祉大学との連携に関する協定書」を締結している（備付-1）。本学開設後は併設大学との協働により、高等教育機関として地域・社会に積極的に貢献すべく、毎年10講座を超える公開講座を開講している。中でも伊勢崎市教育委員会や伊勢崎市高齢政策課との共催による講座もあり、伊勢崎市と密接したつながりが続いている。

本学の公開講座には、地域住民だけではなく、広範囲にわたるエリアから子育て中の親やその祖父母、さらに幼稚園教諭、保育士等、多くの方が興味・関心を持って参加している。参加者の期待に応えるために、講座内容は本学の特色を活かした「子育てに関わること」、「育児支援に関わること」、「実際の保育指導に役立つこと」、「工作や音楽、運動、遊びなど実技に関わること」を中心としたテーマを取り上げている。平成30(2018)年度の本学の教員が担当した講座内容は次の通りであり、多くの受講者が来校し、好評を博した。

平成 30(2018)年度	山内健次教授	「運動あそびで親子のコミュニケーション ～楽しくあそんでお子さんの運動能力アップ～」
	福島 裕教授	人権侵害のない社会を実現するために ～「児童の権利条約」を通して～

併設大学では、平成20(2008)年に締結した「伊勢崎市と東京福祉大学との連携に関する協定書」の発展として、教育学部が中心となって「東京福祉大学と伊勢崎市教育委員会との伊勢崎市立学校の教育活動への支援に関する覚書」（備付-2）を基に、伊勢崎市の小中学校に「ボランティアチューター」の名称による学生派遣に、組織的に取り組んでいる。

平成29(2017)年度からは併設大学の地域連携推進専門部会と教育学部が中心となって始まった「伊勢崎市小中学校連絡会」に本学も積極的に参加し、「幼児教育に関わるチューター」の実施について計画準備しているところである。

また、隣接する社会福祉法人城東会太陽保育園（以下：「太陽保育園」）と連携した取り組みも進んでいる。平成29(2017)年度には、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」の2年生が「専門演習Ⅱ」において音楽劇「11ぴきのねこ」を上演し、好評を博した。また、平成30(2018)年10月22日には、「保育実習指導Ⅰ」の授業で39名の学生が太陽保育園に出向き、保育参観や現場の先生の話を通して、保育現場の実際を学び実習生としての心構えや自覚を高める機会を設けた（備付-3）。

上記のような実績により、平成30(2018)年12月25日には、太陽保育園と、「太陽保育園と東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部との連携協力に関する協定書」（備付-4）を取り交わした。

こうした地元地域と連携した取り組みのほか、平成29(2017)年度から社会貢献活動の一環として、「高大連携講座」や「出前授業」に関わる取り組みも推進している。同活動は、高校生に(1)大学レベルの教育に触れる機会を作る、(2)中等教育と高等教育の違いを理解させる、(3)高等教育で学ぶ意欲を高校生に持たせる、等々を目的に実施している。これにより、地域の高校生の進路意識を高め、高等教育・中等教育双方の活性化や地域の教育力の向上に努めている。

< 「高大連携講座」「出前授業」の取り組み状況（平成30(2018)年度） >

- ・ 高大連携講座： 「ヒューマンライフとサービス」（高校生受講者 13名）  
堀 聡子講師 「ライフステージと自分を考える①  
～守られ、育てられるインフォーマルエデュケーション」  
「ライフステージと自分を考える②  
～自立と集団参加、社会における役割」
- ・ 出前授業  
安藤哲也講師 新潟県立十日町高校：1・2年生対象 33名  
「幼児とのかかわり方を考えよう  
～もし、あなたが保育者なら～」  
酒井博美准教授 群馬県立沼田女子高校：1・2年生対象 85名  
「発達障がいを持つ子どもの音楽療法」

本学では、教育の一環として認める課外活動、学生のボランティア活動等の社会的活動に対して、課外活動経費の一部を補助するなど、学生が積極的に地域・社会に貢献できるよう支援を行っている。また、本学周辺地域の保育・児童関連施設等からの学生ボランティア募集依頼を学内掲示板に提示し、学生のボランティア参加を奨励している（備付-規程集5-6-1）。

これまでの学生の自主的な地域活動としては、地域の幼稚園、保育所や児童館等で、夏祭りの行事やイベント行事に協力したり、子どもにパペット人形を使用した人形劇を見せたり、絵本を読み聞かせたりするなどの活動に取り組んでおり、子どもだけでなく主催者や保護者に喜ばれている。また、本学学生が伊勢崎青年会議所に事務局をおく「伊勢崎てらこや」に年間を通じたボランティア活動に自主的に参加して、伊勢崎市の子育てや地域づくりに貢献している。こうした教職員及び学生によるボランティア活動等への取り組み事例は、「学内広報誌（Voyage ～大海へ～）」で取り上げ、全教職員及び学生に紹介している。

< テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題 >

「建学の精神」について、学内での共有及び定期的な確認、学外への表明も適切に行っており、平成18(2006)年の開学から現在に至るまで課題は生じていない。

平成30(2018)年度には、太陽保育園と協定書を締結し、高等教育機関としての地域社会への貢献を発展させており、現状において早急に改善すべき課題は生じていないが、今後は、伊勢崎市教育委員会の「学生スマイルサポーター」事業や伊勢崎市との後援事業及び県内外の保育・児童関連施設等からの学生ボランティアの依頼について、短大学地域連携推進専門部会が派遣の取りまとめ窓口となって、学生を派遣できるように取り組んでいく（備付-5）。学生ボランティアの紹介・派遣などについては、的確な自己点検・評価を行い、改善すべき点があった場合には速やかに対応していく。

< テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項 >

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料：
1. 東京福祉大学短期大学部パンフレット 2019
  2. 本学ホームページ「短期大学部概要」
  3. 東京福祉大学短期大学部 学則（目的）第1条
  4. 履修要項
  5. 東京福祉大学短期大学部こども学科通信教育課程「履修の手引き」2017版
  6. 平成30年度短大自己点検・評価報告書（改定前）
  7. 平成30年度第22回教授会資料：短期大学部「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」の改定及び「三つの方針を起点としたPDCAサイクル」の策定について（改定後：令和（2019）年度入学生以降）
  9. 東京福祉大学短期大学部パンフレット 2018 p. 3、p. 30
  26. 東京福祉大学短期大学部こども学科 募集要項 2019 p. 2

備付資料-規程集：

- 5-2-2 東京福祉大学短期大学部 教授会規程
- 5-2-14 東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会規程
- 5-2-22 東京福祉大学短期大学部 短大入試管理委員会規程
- 5-2-29 東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会に置く  
短大カリキュラム編成専門部会規程

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に添っているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 II-A-6）

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の「教育の目的」及びこども学科の「教育の目的」は、建学の精神「理論的・科学的能力と実践能力を統合した社会貢献」に基づいて、次のように明確に示している（提出-3 第1条）。また、これら「教育の目的」に基づいて「人材養成の目標」を策定している（提出-1 p. 2）。

**短期大学部の教育の目的**

教育基本法と学校教育法に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材を育成する。

### こども学科の教育の目的

増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材を養成する。

### 人材養成の目標

1. 現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家の養成
2. 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としてのこどもの専門家の養成
3. 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家の養成

平成30(2018)年度に「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の募集を停止し、令和元(2019)年度から移行期間を経て「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」のみの短期大学になることから、「人材養成の目標」の見直しを行い、令和元(2019)年度入学生から次のように改定した「人材養成の目標」に則って教育活動を行っていくこととなった(提出-7 p.4)。

### 人材養成の目標(令和元(2019)年度入学生より)

1. 変化著しい社会において自らの役割と責任を自覚し、自ら学び続け、成長しようとする社会人の育成
2. 多様化する保育ニーズに対応できるこどもの専門家の養成
3. 家庭・地域社会と連携し、保育とソーシャルワークを担うこどもの専門家の養成

本学及びこども学科の「教育の目的」を、「東京福祉大学短期大学部 学則」(以下:「学則」)に定め(提出-3 第1条)、学生用の「履修要項」には「教育の目的」を含む学則全文を掲載している。このほか「教育の目的」は、本学パンフレットや本学ホームページ等に掲載・公表して広く学内外に周知している(提出-1 p.2、提出-2、提出-4 p.75、提出-5 p.2)。また、新入生には、新入生オリエンテーションにおいて、在学生には、各学期始めのオリエンテーションのほか、本学ホームルーム等において、こども学科長より説明を行っている。

近年、全国的に保育士不足が深刻な社会問題となっており、本学が位置する北関東周辺も例外ではない。本学の「教育の目的」及び「人材育成の目標」は、そうした社会情勢下において地域・社会の要請に十分応えるものである。実績においても、6年連続(平成25(2013)年度～平成30(2018)年度)で就職率100%を達成していること、毎年全体の6割前後の卒業生が本学で取得した保育士資格や幼稚園教諭二種免許状を生かした職に就いており、本学の「人材育成の目標」を十分に達成している(提出-1 p.28)。

本学では、学生の学修成績や卒業生の資格・免許取得状況、保育所等への就職率を



踏まえて、「教育の目的」及び「人材養成の目標」の達成状況を定期的に点検している（詳細は、基準Ⅱ-A-6及び7を参照）。また、その結果を教育課程の編成や具体的な指導方法等の改善に活かしている。

**[区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**<区分 基準Ⅰ-B-2の現状>**

本学では学修成果（学生が獲得すべき能力）を次の通り定め、学内外に表明している（提出-6 p.8）。これは本学の「建学の精神」に基づき策定している本学の「教育の目的」、こども学科の「教育の目的」「人材養成の目標」を具現化するために必要な能力として示したものである。

学修成果の具体的な達成指標として、資格・免許の取得者数及び就職率（保育・児童関連施設への就職比率）をひとつの指標として、その達成状況を点検・確認している。

**学修成果（学生が獲得すべき能力）**

- ① **現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家としての能力**  
時代の変化や多様化、増大する保育ニーズに十分対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる、思考力、創造力、問題発見・解決能力を持った質の高いこどもの専門家を養成する。
- ② **保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルワーカー」としての能力**  
現在は、保育者が保護者や家庭を対象に心理・社会福祉的援助を行い、また広く地域社会とも連携して子育てに関する問題解決のための援助をしていくことが求められている。本学では、心理カウンセリング科目を配置し、保育ソーシャルワーカー的な基礎知識を備えた人材を養成する。
- ③ **異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力**  
現在、日本では国際化が進み、保育所、幼稚園などにも様々な国籍や民族のこどもが入園してきている。このことは本学が所在する群馬県及び近隣各県において特に顕著である。このような時代において、異文化を理解し、異なった文化的背景をもつこどもや保護者にも対応できる国際感覚、思考力・分析力を有し、問題発見・解決能力を有する人材を養成する。

なお、基準Ⅰ-B-1で説明したように、令和元(2019)年度に「人材養成の目標」を改定

するにあたり、「学修成果」も次のように改定することとなった。

新たな「学修成果」については、3項目設定していることは従来と変わらないが、その3項目をさらに具体的に12の能力・知識・技能に分け、学修成果の明確化を図っていること、またカリキュラム・マップを活用した「学修成果の可視化」を実現させ、学生指導の充実化を図ること、などに大きな特徴がある（提出-7 p.4）。

### 学修成果（学生が獲得すべき能力）

1. 変化著しい社会において自らの役割と責任を自覚し、自ら学び続け、成長しようとする社会人としての能力
  - A) 汎用的技能（コミュニケーションスキル・数量的スキル・情報リテラシー・問題発見及び解決力・論理的思考力）
  - B) 態度・志向性（主体性・自己管理能力・チームワーク・リーダーシップ・倫理観・市民としての社会的責任・生涯学習力）
  - C) 統合的な学習経験と創造的思考力
2. 多様化する保育ニーズに対応できるこどもの専門家としての能力
  - D) 保育に関する知識と技能
  - E) こどもの成長・発達・心理に関する知識
  - F) 特別な支援を必要とするこどもの理解
  - G) 多文化共生社会の理解
  - H) 音楽・造形・運動等の基礎知識と技能
  - I) 豊かな表現力・想像力
3. 家庭・地域社会と連携し、保育とソーシャルワークを担うこどもの専門家としての能力
  - J) 社会福祉に関する知識
  - K) 子育て支援の理解と方法に関する知識と技能
  - L) カウンセリングに関する知識と技能

本学の学修成果の具体的な達成指標である就職実績（就職率と希望の就職先に就職できたか）は、本学ホームページと本学パンフレット、及び各種進学情報誌等に掲載して学内外に表明している（提出-1 p.28）。

学内においては、就職活動が活発な時期に入る10月頃から、毎週木曜日に行っている全教職員の集まる全体ミーティングにおいて就職支援室より就職内定状況の進捗報告が行われ、3月末には当年度卒業生の最終的な就職率と就職先の報告が行われている。各校舎のエントランスには、学内（教職員・在学生）及び来校者に向けて、資格・免許の取得者と卒業生の就職先を掲示し学修成果を表明している。

本学に入学を希望する者、また、その保護者・保証人及び高等学校の教員に対しては、本学パンフレットを配付するだけでなく、オープンキャンパスや入学課職員による高等学校訪問等の機会を通して、本学の学修成果である保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の資格・免許の取得率や就職率を示すとともに、卒業生の多くが保育・児童関連

施設等に就職していることを強くアピールしている（提出-1 p.28）。

教育課程レベル・授業科目レベルの学修成果である単位の取得状況とGPA等は、各学期終了後に学生本人とその保護者・保証人に通知している。アカデミックアドバイザーはこの学修成果を踏まえて、学生一人ひとりに合わせた個別指導を行っている。

自己点検・評価活動の一環として、本学の学修成果を含むすべての事項について、学校教育法第9章（大学）に照らし合わせ、その規定に合致しているか点検している。

本学では、毎年3月の教授会において、卒業・学位授与の判定会議を行っている。その判定結果と資格・免許の取得状況、資格・免許を活かした保育・児童関連施設等の専門職への就職実績を総合して学修成果の点検を定期的に行っている（基準Ⅱ-A:表Ⅱ-A-⑥・⑦・⑧・⑬・⑭を参照）。

また、学生一人ひとりの単位履修状況、GPA等の授業科目レベルの学修成果を学期ごとに点検している（※成績管理は「GAKUEN」で管理している）。学生一人ひとりの学修状況は、アカデミックアドバイザーが中心となり定期的に点検している。GPAが3学期通算して平均2.0未満の学生については、実習要件や卒業・学位授与認定要件に関わってくるため、積極的に問題解決に向けて指導を行っている（提出-4 p.12）。また、本学では、ゼミ制度（詳細は基準Ⅱ-B-2(6)を参照）を導入しており、本学の専任教員が1年生から3年生までの各学年の学生を2～4名分担して学修指導を行っている。このゼミ制度でも学生の個別面談によって、学修成果の点検が行われている（提出-1 p.17）。

**[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### <区分 基準Ⅰ-B-3の現状>

こども学科では、「人材養成の目標」を達成させるため「三つの方針」を次のように一体的に定めている（提出-9 p.3・30）。

#### 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

##### 【東京福祉大学短期大学部 こども学科】

東京福祉大学短期大学部こども学科のカリキュラムの履修を通して、次の各専攻に掲げる能力（こども学科の学修成果）を獲得するとともに、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭等になるための専門的な知識・技能を体系的に身につけ、本学学則第14条に示す卒業要件を満たした者に学位を授与する。

##### 【保育・幼児教育専攻（2年制課程）】

- (1) 保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門

家（乳幼児期）」としての能力。

(2) 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力。

(3) 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

#### 【こども教育・保育専攻（3年制課程）】

(1) 保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家（乳幼児期及び児童期）」としての能力。

(2) 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力。

(3) 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

こどもの専門家としての能力を培うには、基礎力ならびに実践力に加え、あらゆる状況に対応できる高度に専門的な知識・技術を身につける系統的な教育課程が大切である。これは本学の建学の精神「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」に則ったものであり、「保育・幼児教育専攻」は2年制課程の中で乳幼児期を中心に、「こども教育・保育専攻」は3年制課程の中で乳幼児期から児童期までを見通して、総合教育科目や保育実践および子育て支援にかかわる知識や技能を学ぶ専門科目により、多様な保育ニーズに対応でき得る専門性を身につける。

#### 【保育・幼児教育専攻（2年制課程）】

保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得を目標とする。

#### 【こども教育・保育専攻（3年制課程）】

保育士資格、幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状の取得を目標とする。

### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

東京福祉大学短期大学部こども学科では、増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材の養成を教育の目的としている。その達成に向け、双方向対話型の教育を実践している。レポートの作成やグループディスカッションを日々の授業に多く取り入れ、学生主体に学ばせながら「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を身につけていく。

本学の入学者選抜試験では、こうした教育により、能力を伸ばせる学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、多様な入試方法で選抜試験を実施する。

一人ひとりが個性を伸ばしていくためには、学生個人の学習に対する強い意欲や

将来の目標への熱意、学問領域への関心が不可欠である。東京福祉大学短期大学部では、次に掲げるような専門家への適性を持つ方の入学を期待する。

- ① 東京福祉大学短期大学部の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲
- ② 本学の人材養成の目標に掲げる専門家になりたいという強い熱意
- ③ 他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」「人間性」

なお、基準 I-B-1で説明したように、令和元(2019)年度から「人材養成の目標」「学修成果(学生が獲得すべき能力)」の改定に合わせ、「三つの方針」も次のように改定することとなった(提出-7 pp.4~5)。大きな変更点として「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」については、カリキュラム・ツリーによって学修プロセスや科目間の関連性を視覚的に確認することができるようにした(提出-7 資料2-2)。これを各学期の科目履修登録の際に学生に明示し、学生への履修指導に役立てることになっている。

#### 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

次の者に学位を授与する。

1. 本学学則第14条に示す卒業要件を満たした者
2. 本学のカリキュラムの履修を通して、こども学科が定める「学修成果」を獲得した者

#### 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

こども学科が定める「学修成果」獲得のため、次のとおり教育課程を編成する。

1. 幅広い教養と汎用的技能や社会人基礎力獲得のため、「総合教育科目」を設置する。また、総合教育科目を【一般教養科目】【現代社会の理解】【文化や言語の理解】【専門基礎教育】【キャリア開発教育科目】の5つに区分する。
2. 保育・幼児教育に関する専門的知識と技能を身につけるため、「専門教育科目」を設置する。また、専門教育科目を【こどもの理解・発達支援】【保育の内容・方法】【子育て支援の理解と方法】【保育・子育て支援の実践と展開】【教育】の5つに区分する。
3. 児童福祉法施行規則に従い、保育士資格取得のための必修・選択科目を設置する。
4. 教育職員免許法に従い、幼稚園教諭二種免許状取得のための必修・選択科目を設置する。
5. 通学課程は、4学期を次のように位置づけ、それぞれ科目を配置する。
  - ・1年次春期：保育者としての基礎力を身に付ける①
 多様化する保育ニーズに対応できるこどもの専門家を目指す上で必要な基本的な資質・能力・知識・技能等を獲得する。

- ・1年次秋期：保育者としての基礎力を身に付ける②  
保育者としての基礎的な資質・能力・知識・技能等をさらに伸ばす。また、1年次終了時に実施される保育実習に向けた準備を行う。
- ・2年次春期：保育者としての実践力を身に付ける  
保育実習及び幼稚園教育実習とその振り返りを通して、実践力を養う。また、保育者としての基礎力を高める。
- ・2年次秋期：保育者としての応用力を身に付ける  
様々な選択科目の履修を通して多様化する保育ニーズに対応できる応用力を獲得する。また、保育とソーシャルワークを担うこどもの専門家としての知識・技能等も獲得する。

### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

#### 1. 東京福祉大学短期大学部の教育

本学では、「建学の精神」に基づき、「東京福祉大学短期大学部の教育の目的」「こども学科の教育の目的」「人材養成の目標」の達成、及び「学修成果」の獲得のため、次のことを重視した教育を実践する。

- ①主体的に学修に取り組む意欲・態度の醸成
- ②対話（双方向対話型の授業やグループディスカッション）を通じた深い学び
- ③レポート作成等を通じた「書く力」の育成

#### 2. 入学者選抜の方針

本学の入学者選抜試験の目的は、上記の実践的で効果的な教育を通してこども学科が定める「学修成果」を獲得できる者を選抜することにある。選抜方法としては、AO入試、推薦入試、一般入試、特別選抜入試といった多様な入試を実施する。その際、「読む力」「書く力」「論理的思考力」など学修に必要な基礎的能力については、受験時の実力だけでなく入学後における能力伸長の可能性にも配慮する。

#### 3. 本学が求める学生像

本学では、次のような者を入学者として求める。

- ① 幅広い教養を身に付け、人間として成長し、将来社会の発展に貢献しようとする意志を持つ者。
- ② 多様化する保育ニーズに対応できる質の高いこどもの専門家になろうとする熱意のある者。
- ③ 保育者にふさわしい人柄・能力を持った者。  
具体的には、自立・自律の心、責任感、社会規範やルールを順守する精神、協調性、コミュニケーション能力、他者を尊重する人間性、奉仕の精神を持った者。

平成29(2017)年度の短大自己点検・評価委員会において、令和元(2019)年度入学生より適用される新たな「三つの方針」の策定が決定し、学内にプロジェクト・チームが発足した。上記した新たな「三つの方針」は、このチームが改定案を作成し、その後、

教員研修会、教授会、全学カリキュラム編成専門部会、全学教務委員会、短大自己点検・評価委員会で議論を重ね、策定したものである（提出-7 p.2～3）。

本学では、「三つの方針」を踏まえた教育活動、及びその定期的な確認を行っている。ディプロマ・ポリシーを実現するために、アドミッション・ポリシーに沿った学生募集及び入学者選抜（詳細は、基準Ⅱ-A-5(4)を参照）を実施し、またカリキュラム・ポリシーを具現化した教育課程（詳細は、基準Ⅱ-A-2(2)を参照）を編成している。学生募集及び入学者選抜の適切性については、短大入試管理委員会が中心となり定期的に点検・見直しを行っている（備付-規程集5-2-22 第5条）。教育課程の適切性、科目の順次性、シラバスの科目概要や達成目標等については、短大教務委員会や短大カリキュラム編成専門部会等が中心となり定期的に点検・見直しを行っている（備付-規程集5-2-14 第5条、備付-規程集5-2-29 第5条）。また、ディプロマ・ポリシーの達成状況については、教授会において資格・免許状の取得状況や就職状況等の情報を共有することで確認を行っている（備付-規程集5-2-2 第6条）。このように、本学では教育活動が「三つの方針」に沿ったものになるよう定期的に点検するシステムを構築している。

また、本学の「三つの方針」は、本学パンフレット（提出-9 p.3・30）、本学ホームページ（提出-2）、及び募集要項（提出-26 p.2）等において公表し、学内外へ表明している。

#### <テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

平成30(2018)年度の時点で、本学の「教育の目的」について課題は生じていない。「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」については、令和元(2019)年度入学生より新たに策定したものになる。今後も、自己点検・評価活動を通して定期的に点検し、時代や社会の要請に沿ったものになるよう適宜見直しを行っていく。

#### <テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

#### [テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]

##### <根拠資料>

- 提出資料： 4. 履修要項  
7. 平成30年度第22回教授会資料：短期大学部「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」の改定及び「三つの方針を起点としたPDCAサイクル」の策定について（改定後：令和元(2019)年度入学生以降）  
11. シラバス 平成30(2018)年度版
- 備付資料： 6. 平成28(2016)～平成30(2018)年度自己点検・評価報告書  
7. 本学ホームページ「情報公開・自己点検報告」  
8. 高等学校からの意見聴取の記録

9. 担当科目実施報告書及び同一科目担当者協議会資料

備付資料-規程集：

5-2-25 東京福祉大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程

**[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

**<区分 基準 I -C-1 の現状>**

短大自己点検・評価委員会の活動は「東京福祉大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」(備付-規程集5-2-25)に基づいて、短大自己点検・評価委員会を組織し、教学部門と事務部門が連携して行う体制となっている。

本学の自己点検・評価活動は、年度初めに短大自己点検・評価委員会を開催し、その後、短期大学基準協会が定めた評価基準項目を教学部門の全教員にそれぞれ割り振り、年度単位で自己点検・評価を行っている。必要に応じて短大自己点検・評価委員会を開催し、作業の進捗確認と情報共有を行っている。自己点検・評価活動及びその報告書作成にあたっては、教学部門の全教員と事務部門の職員が連携して進める体制を整備しており、全教職員が自己点検・評価活動に何らかの形で関与し、学修成果の質的向上や健全な学校法人運営に向けた取り組みに努めている(平成30(2018)年度短大自己点検・評価委員会議事録を参照)。これまで、平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成27(2015)年度、平成28(2016)年度、平成29(2017)年度、平成30(2018)年度の過去6回、自己点検・評価を行い、その結果報告は「東京福祉大学短期大学部 自己点検・評価報告書」として「本学ホームページ」に掲載・公表している(備付-6、備付-7)。

高等学校等の関係者からの意見聴取については、日頃より入学課職員及び元公立高等学校長が高等学校を訪問し、進路指導担当教員や校長等との面談を通して実施している。ただし、これまでその結果を教授会に報告することがなかったため、次年度以降、定期的に報告していく予定である(備付-8)。(※その後、平成31(2019)年度第1回教授会において実施した。)

本学では、平成24(2012)年度の認証評価を受審した際に、評価員から受けた「全ての課題を一気に改善することは困難であるため、毎年重点課題を決め、少しずつ改善を図っていくこと」とのアドバイスを受けた。そのアドバイスを踏まえながら、毎年自己点検・評価活動によって出された課題の改善に取り組んでいる(備付-6、備付-7)。



## [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### <区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、学修成果として掲げる3つの能力の獲得・達成状況について、機関レベル（短大）・教育課程レベル（学科）・授業科目レベル（授業・科目）ごとに学修成果を査定する方法を有している。それぞれのレベルでの学修成果の査定結果から分析を行い、課題を発見し、課題に対する改善計画を策定して実行することにより、本学における教育の質的向上を目指している。

#### ① 機関レベル（短大）の学修成果の査定

就職実績（就職率、資格・免許を活かした専門分野及び希望の就職先に就職できたか）から学修成果の達成状況を査定する。

#### ② 教育課程レベル（学科）の学修成果の査定

資格・免許の取得状況（保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等）、卒業認定要件達成状況（単位履修状況・GPA）から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を査定する。また、各学年の学期ごとの単位取得率・成績分布の状況から、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」は1年次の基礎力、2年次の実践力、3年次の応用力、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」は1年次春期の基礎力、秋期の基礎力・実践力、2年次春期の実践力、秋期の応用力の獲得状況を学修成果として査定する。

#### ③ 授業科目レベル（授業・科目）の学修成果

シラバスで提示された科目の学修目標に対する成績取得状況及び学生による授業評価アンケート結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定する。平成28(2016)年度からは、全教員・全科目を対象とした「担当科目実施報告書」の作成及び提出が開始された。また、「同一科目担当者協議会」も開催され、科目レベルにおける教育の質を保つシステムを構築した（備付-9）。

査定の方法については、自己点検・評価活動の一環として、また教育の質を保つため、教授会、短大自己点検・評価委員会、短大教務委員会、短大カリキュラム編成専門部会、短大キャリア教育専門部会を中心に、その適切性について定期的に点検・評価している。

本学では、①機関レベル、②教育課程レベル、③授業科目レベルのそれぞれに明確なPDCAサイクルを設け、教育の向上と充実を図っている（提出-7 p.11～12）。

#### ① 機関レベル

- **Plan**: 建学の精神に基づいた本学の教育の目的、こども学科の教育の目的、人材養成の目標、学修成果、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・

実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の策定、及び学内外への公表。

- **Do**：教育の目的を達成するための教育活動及び三つの方針で定められた事項の実施。
- **Check**：理事会、短大による定期的な点検、学修成果の獲得状況による査定。
- **Action**：理事会、教授会、短大自己点検・評価委員会による定期的な見直し。

## ② 教育課程レベル

- **Plan**：教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた教育課程の策定、及び学内外への公表。
- **Do**：学修成果を獲得するための教育活動の実施。
- **Check**：短大教務委員会及び短大カリキュラム編成専門部会によるカリキュラムの定期的な点検、資格・免許の取得状況、卒業認定要件達成状況などの確認。
- **Action**：短大教務委員会及び短大カリキュラム編成専門部会によるカリキュラムの見直し及び改善案の提言。

## ③ 授業科目レベル

- **Plan**：科目担当者によるシラバス作成。
- **Do**：シラバスに沿った授業実践（学期中も教員相互の授業見学やファカルティ・デベロップメント（FD）研修などにより常に修正を行いながら授業を展開する）。
- **Check**：FD活動や学生による授業評価の実施、成績状況の確認、担当科目実施報告書の作成及び提出、同一科目担当者協議会の実施。
- **Action**：改善策の次年度シラバスへの反映（全シラバスは、こども学科長及び短大教務委員、短大カリキュラム編成専門部会員の審査を受ける）。親シラバスの変更については、同一科目担当者間で協議し、教授会で審議する。

また、平成30(2018)年度には、「三つの方針」を起点としたPDCAサイクルも新たに策定した。

## ① 学位授与の方針（DP）

- **Plan**：DPの策定、DPの周知活動（学内外への公表）
- **Do**：学修成果を獲得するための教育活動の実施
- **Check**：各課や各委員会・専門部会は次の事項を教授会にて報告
  - ① カリキュラム・マップを活用した学修成果獲得状況の確認
  - ② 卒業認定要件達成状況、学位認定率
  - ③ 各学期における成績分布
  - ④ GPA平均値
  - ⑤ 卒業生からの意見聴取結果
  - ⑥ 卒業生の就職先からの意見聴取結果
- **Action**：課題の解決策をテーマとしたFD研修等を実施し、課題解決に向けた行動計

画を策定。

## ② 教育課程編成・実施の方針 (CP)

- **Plan** : CPの策定、教育課程の編成、CPの周知活動 (学内外への公表)
- **Do** : 教育課程編成・実施の方針に則った教育課程の実施、シラバスに沿った授業の実施
- **Check** : 各課や各委員会・専門部会は次の事項を教授会にて報告
  - ① 資格・免許状取得率、卒業認定要件達成状況
  - ② 保育実習及び教育実習の実施状況
  - ③ 総合教育科目の履修及び学修状況
  - ④ カリキュラム・ツリー (履修系統図) による科目配置の適切性について検討
  - ⑤ 担当科目実施報告書の提出及び同一科目担当者協議会の開催、同協議会の報告書提出
  - ⑥ 卒業生からの意見聴取結果
  - ⑦ 卒業生の就職先からの意見聴取結果
- **Action** : 課題の解決策をテーマとしたFD研修等を実施し、課題解決に向けた行動計画を策定。

## ③ 入学者受入れ方針 (AP)

- **Plan** : APの策定、APの周知活動 (学内外への公表)
- **Do** : 多様な方法による入学者選抜の実施
- **Check** : 各課や各委員会・専門部会は次の事項を教授会にて報告
  - ① 志願者の動向分析 : 地域、高等学校、入学者選抜の選択状況、高校での学習状況
  - ② 入学後の学修状況の確認 : 在籍率、個別状況調査票による在学中の学修及び学生生活状況の確認
  - ③ 高等学校関係者からの意見聴取結果
- **Action** : 課題の解決策をテーマとしたFD・SD研修等を実施し、課題解決に向けた行動計画を策定

本学は、文部科学省、厚生労働省等の行政官庁等からの通達、学校教育法、児童福祉法、短期大学設置基準等の法令等の変更等を適宜確認し、法令遵守に努めている。また、日本私立短期大学協会及び、その関東支部である関東私立短期大学協会の定期総会等には、積極的に参加して情報を得るとともに、学内の短大教務委員会で法令変更を確認し、教育課程の再編等に反映している。

### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

#### 基準 I-C-1 の課題

本学では、平成 27(2015)年度以降、毎年、自己点検・評価報告書を作成し、本学ホ

ームページ上で公表し、常に自己点検・評価活動を行い教育の質的保証に努めており、自己点検・評価活動等の実施体制や内部質保証の取り組みについての課題は生じていない。今後も、活発な自己点検・評価活動を継続していく。

### 基準 I -C-2 の課題

基準 I -B-3 の説明の通り、令和元(2019)年度より新たに改定する「三つの方針」に則って教育活動を行っていくこととなっている。新たな「三つの方針」を起点とした PDCA サイクルも同時に策定しており、今後はこの PDCA サイクルをしっかりと機能させ、教育の質的保証を担保することが課題である。

### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 24(2012)年度に認証評価を受審した際、自己点検・評価報告書には次のような中長期計画を記載した。

#### 「東京福祉大学短期大学部中長期計画（案）」の概要

##### I 中期計画（平成25(2013)年4月1日から平成29(2017)年1月31日までの5か年間）

思考力・分析力、問題発見・解決能力の育成に不可欠な研究活動や、実践に役立つ新たな資格取得が可能なカリキュラムの改定と卒業後教育及び地域貢献活動の充実

##### 1. 下記を踏まえたカリキュラム改定

##### (1) ゼミ制の単位化

現在、試行的に実施している2年生及び3年生のゼミ制度を単位化し、卒業研究につなげる。

##### (2) 卒業必修として卒業研究あるいは卒業発表会の単位化

##### (3) 新たな資格取得制度の追加

##### 2. 卒後教育、地域貢献活動の充実

##### (1) 公開講座を核とした保育者のための連続講座の開設

##### (2) 卒業生を対象とした現場での迷いの相談対応

##### II 長期計画（平成29(2017)年4月1日から平成34(2021)年3月31日までの5か年間）

中期計画において進めてきた保育力の向上と卒後支援・地域貢献活動をより発展させていくために、大学に次のような新たな機能を付加し更なる充実を図っていく。

##### (1) 併設大学との保育・子育て支援センター（仮）の設置

I 中期計画の1. (1)と(2)については、ゼミを単位化するのではなく、平成26(2014)年度より最終学年で履修する「専門演習Ⅱ」をゼミ単位で開講し、その科目において卒業研究を行っている。平成26(2014)年度～平成29(2017)年度まで、年度末に「卒業レポート発表会」を実施し、卒業研究の成果を本学全教員及び全学生に披露してきた。平成30(2018)年度からは、「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の学生に加え、「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」の学生もゼミ単位で卒業研究を行うことになったため、両専攻合同で「卒業研究発表会」を開催した(提出-11 pp.148～150)。

1. (3)については、平成28(2016)年度より「認定ベビーシッター資格(<公社>全国保育サービス協会認定資格)を取得できるよう「在宅保育論」を新設した(提出-4 p.53)。

2. (1)の公開講座については、毎年併設大学と合同で充実した講座を開講しており、連続講座の形にはならないものの、そのテーマの中には「実際の保育指導に役立つこと」等保育者を対象とするものも少なくない。また、2. (2)については、同窓会によるホームカミングデイにおいて卒業生や教員間での情報交換を行う機会を設けているほか、就職支援室が常時の窓口として対応している。

II 長期計画(併設大学との保育・子育て支援センター(仮)の設置)については、現在も具体的な計画の立案に至っていない。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では、平成30(2018)年度中に「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」の改定を行った。また、新たな「三つの方針」を起点としたPDCAサイクルも策定した。これに伴い、カリキュラム・マップを活用した学修指導とカリキュラム・ツリーを活用した履修指導の方法を新たに構築した。これらは、令和元(2019)年度入学生から適用される。この学年の卒業後(令和3(2021)年度)に、短大自己点検・評価委員会及び短大教務委員会を中心に、これらの教育的効果について点検・評価を行い、その結果に応じて修正を加え、教育の質を高めていく予定である。

本学の自己点検・評価活動については、令和2(2020)年度に前年(令和元(2019)年度)の認証評価の反省を踏まえ、組織体系や活動内容について改善を図る。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## ＜根拠資料＞

- 提出資料： 1. 東京福祉大学短期大学部パンフレット 2019  
 3. 東京福祉大学短期大学部 学則  
 4. 履修要項  
 5. 東京福祉大学短期大学部こども学科通信教育課程「履修の手引き」  
 2017 版  
 7. 平成 30 年度第 22 回教授会資料：短期大学部「人材養成の目標」  
 「学修成果」「三つの方針」の改定及び「三つの方針を起点とした PDCA  
 サイクル」の策定について（改定後：令和元(2019)年度入学生以降）  
 9. 東京福祉大学短期大学部パンフレット 2018  
 11. シラバス 平成 30(2018)年度版  
 13. 『履修の手引き』別冊「履修登録」2017（平成 29）年度以降入学生用  
 （通信教育課程）  
 26. 東京福祉大学短期大学部こども学科 募集要項 2019
- 備付資料： 6. 平成 30 年度自己点検評価報告書 基準Ⅱ-A-8  
 7. 本学ホームページ「情報公開・自己点検報告」  
 8. 高等学校からの意見聴取の記録  
 9. 担当科目実施報告書及び同一科目担当者協議会資料  
 12. 短期大学部卒業生の進路先からの評価の聴取に関する報告書  
 16. 個別状況調査票  
 19. 学生による授業評価票アンケート  
 20. 学生による授業評価アンケートの評価結果  
 21. 2019 年度外国人留学生 [大学学部] 募集要項（日本国内試験） p. 6
- 備付資料-規程集：
- 1-2-1 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則  
 5-1-2 東京福祉大学短期大学部 通信教育課程に関する規程  
 5-1-3 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部  
 教育方針及び授業方法に関する規程  
 5-2-14 東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会規程  
 5-2-19 東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会に置く  
 短大教養教育専門部会規程  
 5-2-22 東京福祉大学短期大学部 短大入試管理委員会規程  
 5-2-29 東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会に置く  
 短大カリキュラム編成専門部会規程  
 5-5-2 東京福祉大学短期大学部 科目履修規程

**[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

**<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>**

本学は「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を、建学の精神、教育の目的等に基づき次の通り定めており、所定の単位の修得だけでなく、各専攻に掲げる能力(こども学科の学修成果)を獲得するとともに、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭等になるための専門的な知識・技能を体系的に身につけていることを卒業・学位授与の要件としている(提出-9 p.3)。

**学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)**

**【短期大学部 こども学科】**

短期大学部こども学科のカリキュラムの履修を通して、次の各専攻に掲げる能力(こども学科の学修成果)を獲得するとともに、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭等になるための専門的な知識・技能を体系的に身につけ、本学学則第14条に示す卒業要件を満たした者に学位を授与する。

**【保育・幼児教育専攻(2年制課程)】**

- (1) 保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家(乳幼児期)」としての能力。
- (2) 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力。
- (3) 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

**【こども教育・保育専攻(3年制課程)】**

- (1) 保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家(乳幼児期及び児童期)」としての能力。
- (2) 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力。
- (3) 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

## 東京福祉大学短期大学部 学則（抜粋）

## （卒業要件）

**第14条** 本学を卒業するためには、保育・幼児教育専攻においては2年以上、こども教育・保育専攻においては3年以上それぞれ在学し、定められた必修授業科目及び選択授業科目を含めて、それぞれ合計62単位、94単位以上を修得しなければならない。ただし、第35条第2項に定めるGPA（グレード・ポイント・アベレージ）の通算が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。

2 前項に定めるもののほか、資格・免許等を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 本学においては、本学で教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、転学の場合を除き、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

また、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、転学の場合を除き、本学で設定する授業科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

## （短期大学士の授与）

**第43条** 原則として、第14条第1項に定める期間在学し、同条同項の定める所定の単位数を修得し、卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

なお、令和元(2019)年度から本学の「人材養成の目標」「学修成果（学生が獲得すべき能力）」の改定に伴い、「三つの方針」も改定することとなった（提出-7 p.4～5）。（基準 I -B-1（人材養成の目標）、基準 I -B-2（学修成果）、基準 I -B-3（三つの方針）を参照）。

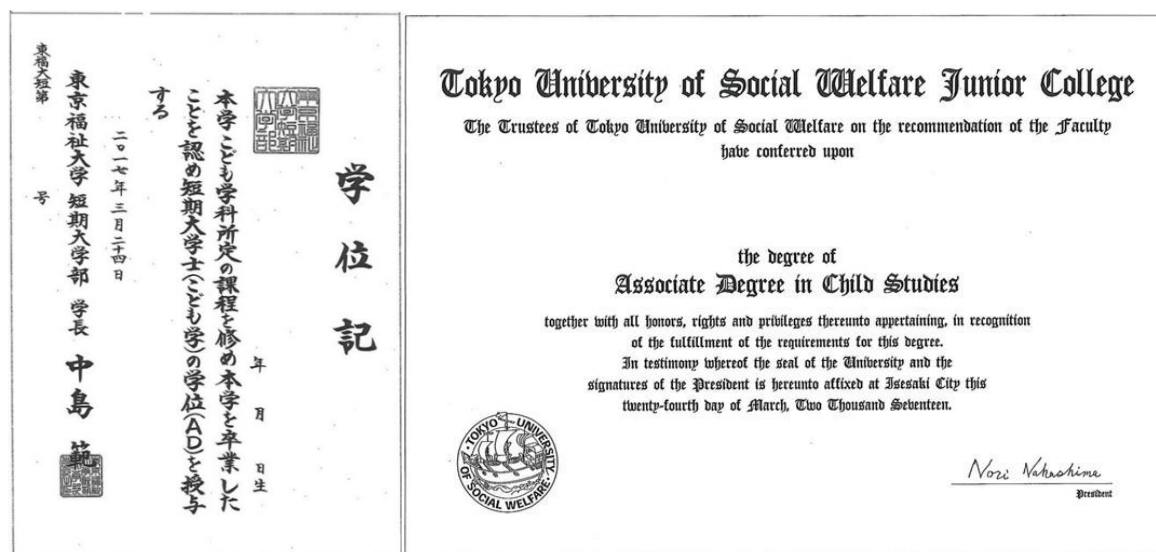
本学の卒業認定・学位授与に関しては、学則の第14条に「卒業要件」、第43条に「短期大学士の授与」をそれぞれ明記している（提出-4 p.77・82）。本学の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は、単位の修得状況及びGPAのほか、学修成果の獲得も要件としている。

国際化の進む日本において、卒業生の進もうとする保育所や幼稚園等の保育・児童関連施設等には、様々な国籍・人種・民族の異なるこどもが入園してきている。このような時代においては、異なった文化的背景を持つこどもやその保護者への理解を示し、国際感覚、思考力・分析力、問題発見・解決能力を有する人材が求められている。本学卒業生の高い就職率とその卒業生の多くが希望する進路に進んでいることからみて、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は、社会的（国際的）に十分通用するものと認識している。また、卒業時には和文と英文の2つの「学位記」を授与している（図



II-A-①：学位記〔和文・英文〕。

図 II-A-① 学位記（和文・英文）



なお、令和元(2019)年度から適用する新たな「学修成果」にも、「多文化共生社会の理解」を盛り込んでおり、保育現場の国際化については改定前の考えを踏襲している。

「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」の定期的な確認は、毎年度の自己点検・評価活動の中で、学修成果の獲得状況の点検と法令等の変更を踏まえながら、適切に実施している。

[区分 基準 II-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
  - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学では、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に定める学修成果を獲得し、学則に示す卒業要件を満たした者に学位を授与している。「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を具現化するために、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」は1年次の基礎力、2年次の実践力、3年次の応用力、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」は1年次春期の基礎力、秋期の基礎力・実践力、2年次春期の実践力、秋期の応用力を身につけていく体系的に編成された教育課程となっている。これは、本学の「建学の精神」に基づくものである。具体的には、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」の1年次、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」では1年次の春期に、保育士・幼稚園教諭としての専門基礎教育、異文化理解等の一般教養を高めるための基礎力を身につける。「こども教育・保育専攻（3年制課程）」の2年次、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」の1年次の春期から2年次の秋期にかけ、保育施設・幼稚園等での現場実習を通して実践力を身につけ、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」の3年次、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」の2年次の秋期には、「こどもの専門家」としての応用力を培うとともに資格・免許を取得し、卒業していく（提出-4 pp. 31～36、pp. 45～49）。

なお、平成30(2018)年度に「こども教育・保育専攻（3年制課程）」の募集を停止し、令和元(2019)年度以降は移行期間を経て「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」に一本化していく。それに伴い令和元(2019)年度入学生から新たに策定した「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に基づき、各学期を1年次春期には基礎力、秋期には基礎力・実践力、2年次春期には実践力、秋期には応用力を身につけるよう位置づけ、教育課程を編成することとなった。具体的には、1年次春期に、多様化する保育ニーズに対応できるこどもの専門家を目指す上で必要な基本的な資質・能力・知識・技能等を獲得する。1年次秋期に、保育者としての基礎的な資質・能力・知識・技能等をさらに伸ばす。また、1年次終了時に実施される保育実習に向けた準備を行う。2年次春期には、保育実習及び幼稚園教育実習とその振り返りを通して実践力を養う。また、保育者としての基礎力を高める。2年次秋期には、様々な選択科目の履修を通して多様化する保育ニーズに対応できる応用力を獲得する。さらに、保育とソーシャルワークを担うこどもの専門家としての知識・技能も獲得する。以上のように教育課程を編成し直し、学期ごとに修得目標をより明確化することとした(提出-7 資料2-2)。

次に、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき体系的に編成された本学の教育課程（平成30(2018)年度）について具体的に記述する。

#### (ア) 卒業要件

本学の卒業要件は、学則（第1章第5節第14条 卒業要件）の定めにより、「保育・幼児教育専攻（通信教育課程は「幼児教育専攻」）（2年制課程）」においては2年以上、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」においては3年以上それぞれ在学し、定められた必修授業科目及び選択授業科目を含めて、それぞれ合計64単位、94単位以上を修得し、かつGPAの通算が2.0以上でなければならない(表Ⅱ-A-①：卒業に必要な単位数)（提出-4 p. 77）。また、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状（通学課程

の「こども教育・保育専攻（3年制課程）」のみ）、社会福祉主事任用資格、レクリエーション・インストラクター資格、認定ベビーシッター（通学課程のみ）の資格・免許を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い履修し、所定の単位を修得しなければならない。本学は、原則として全学生が保育士資格を取得することとしており（通学課程のみ）、そのためには「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」ともに合計104単位以上を修得する必要がある（提出-4 p. 53）。

本学の教育課程は、総合教育科目（教養課程）と専門教育科目（専門課程）で構成し（提出-4 p. 77）、それぞれ必修科目と選択科目で編成している。科目編成にあたっては「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に学修成果として掲げる3つの能力を身につけさせることを考慮し、実習の時期を踏まえて各学年に授業科目を配分している。

表Ⅱ-A-①：卒業に必要な単位数

保育・幼児教育専攻（通信教育課程は「幼児教育専攻」（2年制課程）

科目区分		要履修単位
総合教育科目	一般教養科目	必修26単位修得
	現代社会の理解	保育士を取得する場合28単位修得
	文化や言語の理解	
	専門基礎教育	
	キャリア開発教育科目	
専門教育科目	こどもの理解・発達支援	必修10単位修得 保育士を取得する場合15単位修得 保育士・幼稚園教諭を取得する場合19単位修得
	保育の内容・方法	必修24単位修得 保育士を取得する場合32単位修得
	子育て支援の理解と方法	保育士を取得する場合6単位を修得 保育士・認定ベビーシッターを取得する場合8単位を修得
	保育・子育て支援の実践と展開	必修4単位修得 保育士を取得する場合15単位修得
	教育	幼稚園教諭を取得する場合14単位修得
<b>卒業要件単位</b>		<b>64単位</b>

※保育士資格取得には、上表の他に「こどもの理解・発達支援」、「保育の内容・方法」、及び「子育て支援の理解と方法」の科目群より6単位修得する必要がある（提出-4 p. 45）。

## こども教育・保育専攻（3年制課程）

科目区分		要履修単位
総合教育科目	一般教養科目	必修26単位修得
	現代社会の理解	保育士を取得する場合28単位修得
	文化や言語の理解	
	専門基礎教育	
	キャリア開発教育科目	
専門教育科目	こどもの理解・発達支援	必修10単位修得 保育士を取得する場合15単位修得 保育士・幼稚園教諭を取得する場合17単位修得 保育士・幼稚園教諭・小学校教諭を取得する場合17単位修得
	保育の内容・方法	必修24単位修得 保育士を取得する場合32単位修得
	子育て支援の理解と方法	保育士を取得する場合6単位を修得 保育士・認定ベビーシッターを取得する場合8単位を修得
	保育・子育て支援の実践と展開	必修4単位修得 保育士を取得する場合15単位修得
	教育	幼稚園教諭を取得する場合14単位修得 小学校教諭を取得する場合48単位修得 幼稚園・小学校教諭を取得する場合50単位修得
<b>卒業要件単位</b>		<b>94単位</b>

※保育士資格取得には、上表の他に「こどもの理解・発達支援」、「保育の内容・方法」、及び「子育て支援の理解と方法」の科目群より6単位修得する必要がある（提出-4 p. 31）。

## （イ）総合教育科目

総合教育科目は、「一般教養科目」・「現代社会の理解」・「文化や言語の理解」・「専門基礎教育」・「キャリア開発教育科目」の5つの区分で編成されている。

「一般教養科目」では、「情報機器の操作Ⅰ」・「健康・スポーツ」・「健康科学」・「文章表現」を必修とし、短期大学程度の一般教養を身に付けられるようにしている。また、「乳幼児の脳機能」・「レクリエーション理論」等、保育及び幼児教育の専門教育に関連した科目も選択科目として開設している。

「現代社会の理解」では、こどもの専門家としての倫理観を養い、こどもの人権に対する正しい認識と人権擁護について理解させるために「人権教育(こどもの人権を含む)」を必修科目とし、現代社会を取り巻く様々な問題への理解を深化させる科目として、また保育士資格取得のため、「法学(憲法を含む)」・「ボランティア論」・「少年と犯

罪」・「ジェンダー論」の4科目を選択必修科目としている。

「文化や言語の理解」では、国際化と様々な異国の文化を理解することを目的とし、「アメリカの文化と言語Ⅰ」を必修とするとともに、近年在留者が増加している中国及び韓国のそれぞれの文化や言語を学ぶ科目を選択科目として学ばせている。

「専門基礎教育」では、現代社会における社会福祉の全体像を把握する「社会福祉」と「児童家庭福祉」、保育・子育ての本質や目的を学ぶ「保育原理」を必修科目としている（提出-4 pp. 31～32）。

「キャリア開発教育科目」では、短大生や社会人にとって必要な基礎的知識を修得するとともに「こどもの専門家」としての職責を担う土台作り、保育者として働くことの意義を学ぶ「基礎演習Ⅰ」・「基礎演習Ⅱ」を1年次に必修科目として開設している。「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」の1・2年次、「こども教育・幼児教育専攻（3年制課程）」の2・3年次では、保育士として必要とされる専門知識・技術を総合的に学びつつ、（公務員保育士試験対策に特化した）就職試験や実技・面接試験の対策を目的とした「保育者能力開発演習Ⅰ」・「保育者能力開発演習Ⅱ」を必修科目として開設している。

総合教育科目の必修26単位（「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」、「幼児教育専攻（通信教育課程）」の2年制課程）共通）のうち、9科目18単位を必ず1年次に修得させ、専門分野を学んでいく上で必要な基礎固めを行っている。

なお、指定保育士養成課程のカリキュラム変更に伴い、令和元(2019)年度より科目変更（新設・教科目名称の変更・廃止）を行う。総合教育科目においては、「児童家庭福祉」は「こども家庭福祉」へ、「保育士・教師論」は「保育者・教師論」へと名称変更を行う。

#### （ウ）専門教育科目

専門教育科目は、「こどもの理解・発達支援」・「保育の内容・方法」・「子育て支援の理解と方法」・「保育・子育て支援の実践と展開」・「教育」の5つの区分で編成されている。

「こどもの理解・発達支援」は、保健や心理、教育、栄養等、様々な面からこどもを理解するために、「教育原理」・「発達心理学Ⅰ」・「障害児保育」・「こどもの食と栄養」・「こどもの保健Ⅰa」の必修科目と、「幼児理解」・「こどもの保健Ⅰb」・「こどもの保健Ⅱ」・「発達心理学Ⅱ」・「教育心理学」の選択科目で構成されている。

「保育の内容・方法」は、「保育内容総論」のほか、「保育内容（言葉）・（環境）・（人間関係）・（表現）・（健康）」の5領域と、乳児保育の理論や知識・技術を学び、乳児保育の保育計画や指導計画、保育形態と保育の環境構成について学ぶ「乳児保育Ⅰ」、保育の内容を理解し展開するための知識・技術を修得する「音楽基礎Ⅰ」・「音楽基礎Ⅱ」・「こどもの音楽Ⅰ」・「図画工作Ⅰ」・「幼児体育」の必修科目のほか、「社会的養護」・「社会的養護内容」・「乳児保育Ⅱ」・「こどもの音楽Ⅱ」・「図画工作Ⅱ」・「カリキュラム論」・「保育表現技術演習」の選択科目で構成されている。

本学の教育課程の特色の一つとして、「こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成す

る」という「教育の目的」を具現化するために、「子育て支援の理解と方法」の科目区分では、保育士資格の取得に必修となる科目の「相談援助演習」・「家庭支援論」・「保育相談支援演習」のほか、「臨床心理学」・「カウンセリングの基礎」・「学習困難児指導法」・「多文化保育・子育て演習」・「子育て支援論」・「在宅保育論」の選択科目で構成されており、「在宅保育論」は認定ベビーシッター資格取得のための必修科目となっている。

「保育・子育て支援の実践と展開」は、それまでに学んだ知識・技術を専門演習や保育実習を通して実践力へとつなげていく科目として、「専門演習Ⅰ」・「専門演習Ⅱ」の必修科目のほか、「保育実習指導Ⅰ(保育所)」・「保育実習指導Ⅰ(施設)」・「保育実習指導Ⅱ」・「保育実習指導Ⅲ」・「保育実習Ⅰ(保育所)」・「保育実習Ⅰ(施設)」・「保育実習Ⅱ」・「保育実習Ⅲ」・「保育・教職実践演習」等の選択科目で構成されている。

「教育」の科目区分は、幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状(小学校教諭二種免許状は「こども教育・保育専攻(3年制課程)」のみ取得可)を取得するために必要な科目で編成されている(通信教育課程では、平成28(2016)年度より小学校教諭二種免許状が取得できなくなったため、同免許状取得のための一部の科目を削除している)。幼保一元化を見据えて、ほとんどの学生が幼稚園教諭二種免許状を取得するため、必修科目「幼児教育方法論」・「国語(書写を含む)」・「幼稚園教育実習指導Ⅰ・Ⅱ」(「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」)、通信教育課程は「幼児教育専攻」のみ)・「幼稚園教育実習Ⅰ・Ⅱ」(「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」)、通信教育課程は「幼児教育専攻」のみ)・「教育実習指導(初等)Ⅰ・Ⅱ」(「こども教育・保育専攻(3年制課程)」のみ)・「教育実習(初等)Ⅰ・Ⅱ」(「こども教育・保育専攻(3年制課程)」のみ)・「教育法規」・「教育相談(カウンセリングを含む)」等を受講している(提出-4 pp. 32~33)。

平成26(2014)年度より教育の充実を図るために、「専門演習Ⅱ」では、卒業年次生全員に卒業レポートの作成を課している。この科目は、ゼミ単位で研究指導にあたり、最終的にゼミの中から1名を代表として選出し「卒業レポート発表会」を開催している(「こども教育・保育専攻(3年制課程)」のみ)。この「卒業レポート発表会」には1・2年次生も全員出席している。「卒業レポート発表会」は、平成27(2015)年度から司会進行も学生自らが行き、より学生主体の行事として発展しており、この「卒業レポート発表会」は、本学の定例行事として、本学パンフレットの年間行事日程に掲載している。

平成28(2016)年度から開設された「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」では、「専門演習Ⅰ」において即戦力人材の養成を目的に、行事の企画・運営を通じて協働性やコミュニケーション能力の向上等を図り、「専門演習Ⅱ」ではミュージカルの発表を行った。このミュージカルは太陽保育園で実際にこども達を前に公演し、好評を博した。さらに平成30(2018)年度からは、「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」と「こども教育・保育専攻(3年制課程)」と合同で「卒業研究発表会」を開催し、「専門演習Ⅱ」の成果を発表・共有している。

なお、指定保育士養成課程のカリキュラム変更に伴う科目変更(新設・教科目名称の変更・廃止)により、専門教育科目では、令和元(2019)年度から次のように変更する。

「こどもの保健Ⅰa」と「こどもの保健Ⅰb」は「こどもの保健」として統合、「こどもの保健Ⅱ」は「こどもの健康と安全」へ変更、「社会的養護」は「社会的養護Ⅰ」へ、「社会的養護内容」は「社会的養護Ⅱ」へ変更となる。また、「相談援助演習」と「家

庭支援論」は「こども家庭支援論」へ統合、「保育相談支援演習」は「子育て支援」へ変更となる。さらに「こども家庭支援の心理学」を新設する。

### (エ) 資格取得に関するシステム

通学課程では、全学生が保育士資格を取得することを原則としており、課程認定により選択希望者には幼稚園教諭二種免許状や小学校教諭二種免許状（小学校教諭二種免許状は「こども教育・保育専攻（3年制課程）」のみ）を取得することも可能である（平成28(2016)年度より、通信教育課程では小学校教諭二種免許状は取得できなくなった）。将来、認定こども園が地域にも拡充されることを念頭に、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方の資格・免許を有することが求められており、保育士資格とともに教職課程の選択による追加履修によって幼稚園教諭二種免許状の取得を推奨している。

それぞれの資格・免許を取得するために各学年で何を学び、何を身につけなければならないか、履修要項に各資格・免許の取得のための「履修モデル」を分かりやすく掲載している（提出-4 pp. 41～44、pp. 50～51）。

また、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状（小学校教諭二種免許状は「こども教育・保育専攻（3年制課程）」のみ）の各資格・免許状の取得に必要な必修科目として、保育士資格であれば「指定保育士養成施設指定基準」及び「保育実習実施基準」に基づいた授業科目を、幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状であれば「教育職員免許法」に基づいた授業科目を設定しており、履修科目、履修年次、履修単位数等を一目で理解できるようまとめている。さらに、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」では保育児童学部保育児童学科の4年次へ編入し、幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する学生のための履修モデルも明示しており、入学時から卒業後まで学生の多様なニーズに対応できるよう授業科目を編成している。

なお、本学では保育士資格、幼稚園教諭二種免許状等を取得するための専門科目や実習に必須となる事前・事後指導、及び各実習を以下（表Ⅱ-A-②：実習スケジュール）のように用意し、計画的かつ段階的に保育実習及び幼稚園教育実習に関する知識や技能の修得ができるよう配慮している（提出-4 pp. 57～59、pp. 61～68）。

表Ⅱ-A-②：実習スケジュール

#### 保育・幼児教育専攻（2年制課程）

	1年次秋期	1年次春休み	2年次春期	2年次夏休み	2年次秋期
保育実習	保育実習指導Ⅰ （保育所） 及び 保育実習指導Ⅰ （施設）	保育実習Ⅰ （保育所） （12日間） 保育実習Ⅰ （施設） （12日間）	保育実習指導Ⅱ （保育所） 又は 保育実習指導Ⅲ （施設） ※選択必修	保育実習Ⅱ （保育所） 又は 保育実習Ⅲ （施設） （12日間） ※選択必修	保育・教職 実践演習
幼稚園 教育実習	幼稚園教育実習指導Ⅰ		幼稚園教育実習指導Ⅱ 幼稚園教育実習Ⅰ （6月・10日間） 幼稚園教育実習Ⅱ （9月・10日間）		

## こども教育・保育専攻（3年制課程）

	2年次春期	2年次夏休み	2年次秋期	2年次春休み	3年次春期	3年次夏休み	3年次春期
保育所	保育実習指導 I (保育所)	保育実習 I (保育所) (12日間)	保育実習指導 I (施設)	保育実習 I (施設) (12日間)	保育実習指導 II (保育所) 又は 保育実習指導 III (施設) ※選択必修	保育実習 II (保育所) 又は 保育実習 III (施設) ※選択必修	保育・教育 実践演習
幼稚園教 育実習	教育実習指導 (初等) I 教育実習 (初等) I (9月・10日間)		教育実習指導 (初等) II		教育実習 (初等) II (6月・10日間)		
小学校教 育実習	教育実習指導 (初等) I		教育実習指導 (初等) II		教育実習 (初等) I (6月・10日間)	教育実習 (初等) II (9月・10日間) 教職実践演習 (小学校)	

※幼稚園教諭二種免許状と小学校教諭二種免許状の両方の免許状を取得する場合、「教育実習（初等）II」の実習は3年次6月に小学校で実施し、「保育・教職実践演習」と「教職実践演習（小学校）」の両方の科目を修得する必要がある。

単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を半期24単位、年間42単位と定めている。

また、「学則」第35条第1項及び第2項に定める通り（提出-3）、本学の成績評価の方法としてGPA制度を導入しており、5段階（A・B+・B・C・F）の成績評価に対して4・3・2・1・0のポイントを付与し（提出-4 p.12）、履修登録と成績評価との関連性を明確化するため、直前学期のGPAに基づき、原則として次の単位数を上限として設定している（提出-4 pp.22～23、備付-規程集5-5-2 第3条）。ただし、直前学期において、16単位以上を修得している場合に適用される。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| (1) 直前の学期のGPAが3.5以上      | 30単位 |
| (2) 直前の学期のGPAが3.0以上3.5未満 | 28単位 |
| (3) 直前の学期のGPAが2.5以上3.0未満 | 24単位 |
| (4) 直前の学期のGPAが2.0以上2.5未満 | 20単位 |
| (5) 直前の学期のGPAが2.0未満      | 16単位 |

また、この単位あたりの平均が、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」においては2学期（1年）、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」においては3学期（1年半）連続してGPA2.0未満の学生に対しては、こども学科長等から学生に学修指導・生活指導が行われ、それでも学力不振が続いた場合に退学を勧告することになっている。このようなGPA制度による厳しい規準を設けることにより、学生が単に単位を取るだけでなく、より高い学修成果を得られるよう図っている（提出-4 p.12）。



成績の評価は、次のように設定している。

評定	合格				不合格		保留
	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点～0点	無資格	
評価	A	B+	B	C	F		I
GP	4	3	2	1	0		

- 無資格：授業の出席日数不足などで成績評価を受ける資格がないこと。
- 成績評価「I」：病気などのやむを得ない理由により、学期終了時に成績の確定が困難な学生については、次の手続きを取った場合に限り、保留を意味する「I」(Incomplete)の評価を得ることができる。

1. 学生は、該当学期終了時まで、次の書類を授業担当教員に提出する。
  - (1) 試験又はレポートが提出できなかった理由を書いた申請書
  - (2) 医師の診断書、又はやむを得ない事情を証明する書類
2. 学生は、試験又は必要なレポートなどを次学期終了時まで、授業担当教員に提出する。

「成績評価の規準と評定の方法」は、必ず各科目のシラバスに記載するとともに、初回授業において受講者に説明している。教員は、各科目における評定の方法に従い適切に成績評価を行っている（提出-11）。成績評価の規準はその科目の「学習目標」と一致するよう設定しており、学修成果の獲得における科目の位置づけが受講者に理解できるようにになっている。

新年度のオリエンテーションの際に全学生に配付しているシラバスには、各授業科目の詳細について次の14項目を明示している。また、平成26(2014)年度より授業科目の学修段階の位置づけや順序等の体系性を明示するためにナンバリング制度を導入し、シラバスに記載している。平成27(2015)年度からは教育の質を保証するため親シラバスを作成し、「7. 講義概要」と「8. 学習目標」を固定化している（平成29(2017)年度より「11. 成績評価の規準と評定の方法」も固定化）。これにより、担当者の変更や同一科目を複数教員で担当した場合による差異が出ないように全シラバスの整備を行っている。また、平成28(2016)年度より、併設大学と合同して「担当科目実施報告書」の提出及び「同一科目担当者協議会」を実施し、授業内容及びシラバスの点検・見直しを定期的に行うシステムを整備している（備付-9）。

1. 科目名(単位数)
2. 授業担当教員
3. 科目番号
4. 授業形態
5. 開講学期
6. 履修条件・他科目との関係
7. 講義概要
8. 学習目標
9. アサイメント(宿題)及びレポート課題

10. 教科書・参考書・教材
11. 成績評価の規準と評定の方法
12. 受講生へのメッセージ
13. オフィスアワー
14. 授業展開及び授業内容

初回授業では、授業科目の学習目標や成績評価の方法を中心に講義概要等を説明している。学期終了時には「学生による授業評価アンケート」を実施し、「シラバスに基づいて授業が行われたか」「学習目標を達成できたか」といった評価項目の結果については、授業担当教員に還元し教育の質の保証に活かしている（備付-19・20）。

通信教育課程では、基本的に通学課程と同じカリキュラム編成を採用しており、卒業・学位授与の要件となる単位数も通学課程と同様に「こども教育・保育専攻（3年制課程）」は94単位以上、「幼児教育専攻（2年制課程）」は62単位以上と定めている。開設科目は総合教育科目と専門教育科目に区分し、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」は総合教育科目26単位以上、専門教育科目68単位以上、合計94単位以上、「保育幼児教育専攻（2年制課程）」は総合教育科目18単位以上、専門教育科目40単位以上、総合教育科目又は専門教育科目のうち選択科目として4単位以上、合計62単位以上を設定している。なお、「短期大学通信教育設置基準」に基づき、卒業要件単位数のうち面接授業（スクーリング）単位を、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」は23単位以上、「幼児教育専攻（2年制課程）」は15単位以上修得することを卒業要件として定めている（提出-13 p. 3）。また、本学通信教育課程では、通学課程と同等の資格・教員免許状の取得も可能としている（表Ⅱ-A-③：通信教育課程の開講科目と実施方法）。

科目履修方法は、次の記号で表している。R（レポート＋科目終了試験）、SR（レポート＋科目終了試験＋スクーリング）、S（スクーリング）、P（実習）。S履修科目及びP履修科目は、1単位あたり面接授業1単位分として換算され、SR履修科目は、1科目で面接授業1単位分として換算される（提出-5 pp. 37～40）。

通信教育課程の授業の実施方法は、「短期大学通信教育設置基準」第3条（授業の方法等）、第5条（単位の計算方法）に基づき、印刷教材等による授業、面接授業、又は印刷教材等による授業及び面接授業を併用した授業を中心に、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

印刷教材等による授業は、主としてあらかじめ指定した教科書等の教材を本学より学生へ配付し、学生は教科書、参考文献等を使用し、シラバスで示された科目概要、学修内容等を中心に自宅などで学修を進め、自身の学修進度に応じてレポートを作成の上、所定の期間に郵送等の方法により本学へ提出を行い、教員による添削指導を受ける。また、レポートを提出した科目については、所定の会場へ来場の上、論述式を中心とした科目終了試験を受験し、教員による評価を受けるなど、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容で実施している。

面接授業の講義及び演習においては、1単位あたり授業15時間及びその予習復習等の教室外学修30時間をもって構成し、本学が定める科目ごとの日程の中から、学生は自

己のスケジュールや自身の学修進度に応じて申込み、教員による集中講義型を中心とする授業(スクーリング)を受講するなど、講義・演習を通して理解を深める。評価は、スクーリングの最後に、授業時間とは別に実施するスクーリング修了試験を受験し、教員が総合的な判定を行っている。また、実習においては、1単位あたり45時間の範囲内で、主に保育士、幼稚園教諭等の資格取得を登録する学生を中心に、実際の現場に一定期間通いながら指導を受け、その資格・仕事に対する心構えと、仕事の中で必要とされる力を身につける実習を実施し、本学にて評価を行っている。

印刷教材等による授業、面接授業、実習は適切に実施しており、現状において課題は生じていない。放送授業、メディアを利用して行う授業については、本学でも将来的な導入に向けて平成27(2015)年4月に規程の改定を行った(備付-規程集5-1-2 第8条)。

表Ⅱ-A-③：通信教育課程の開講科目と実施方法

授業形態	実施方法	実施科目数	
		3年制	2年制
印刷授業(R履修)	レポート及び科目終了試験で単位修得	41科目	40科目
面接授業(S履修)	本学の教員からスクーリングで直接講義を受け、定められた試験に合格することで単位修得	9科目	3科目
印刷授業+面接授業(SR履修)	印刷授業と面接授業の両方に合格することで単位修得	40科目	34科目
実習(P履修)	現場での実体験による学習	5科目	2科目

本学では、短期大学設置基準及び指定保育士養成施設基準を超える専任教員数を確保している(詳細は基準Ⅲ-A:人的資源を参照)。また、併設大学の社会福祉学部・教育学部・心理学部の各学部からの専任教員もそれぞれの専門性と資格・業績に即して兼任教員として配置している。

平成28(2016)年度「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」の新設に伴い、併設大学の社会福祉学部保育児童学科から5名の教員が本学に異動となり、また新規に教員15名を採用し、設置認可を得る上で十分な教員数を確保した。そのような適切な対処により、平成30(2018)年度末に至るまで、教員数において不足はしていない。

本学では、カリキュラムの定期的な確認と見直しを行う組織として、短大カリキュラム編成専門部会を設置しており、平成26(2014)年度においては、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」とシラバスとの整合性を確認し、カリキュラム・マップを作成している。また、平成27(2015)年度には、親シラバス、標準的カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを作成し、教育課程の定期的な点検に活用できるよう整備を進めた。平成28(2016)年度には、全学で統一されたフォーマットの下、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーが完成した。平成30(2018)年度には、「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」が、より整合性の取れたものとなるよう具体的な検討・見直しを行った(提出-7)。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教養教育については、総合教育科目の5区分のうち「キャリア開発教育科目」を除く4区分（「一般教養科目」・「現代社会の理解」・「文化や言語の理解」・「専門基礎教育」）に配置された科目によって編成されている（詳細は、基準Ⅱ-A-2（ア）卒業要件を参照）。

教養教育に関する科目の新設や改廃等は、短大教養教育専門部会を中心に短大教務委員会、短大カリキュラム編成専門部会で検討・審議し、最終的に教授会の議を経て決定している（備付-規程集5-2-14、5-2-19、5-2-29）。

本学で開講している教養教育科目の中には、「乳幼児の脳機能」「レクリエーション理論」「人権教育（こどもの人権を含む）」「社会福祉」「児童家庭福祉」「保育原理」等、専門教育科目と深い関係のある科目も配置されており（提出-4 pp. 31～32）、関連性は明白である。そのことは、カリキュラム・ツリーでも確認することができる（教養教育が行なわれている4区分に配置された科目については、基準Ⅱ-A-2（イ）総合教育科目を参照）。

現時点では、教養教育の効果のみに着目した測定・評価は行っていない。併設大学で教養科目の新設や改廃等があった場合、本学の総合教育科目でも同様の措置をとっている。近年では、次に挙げる科目を新設している。

- 平成28(2016)年度：「多文化理解入門」・「文章表現Ⅱ」・「文章表現Ⅲ」
- 平成29(2017)年度：「ヒューマンライフとサービス」
- 平成30(2018)年度：「保育者能力開発演習Ⅰ」・「保育者能力開発演習Ⅱ」・「会計学入門」・「経営学入門」・「生活の中の福祉」

また、廃止した科目は次の通り。

- 平成30(2018)年度：「キャリア基礎演習Ⅰ」・「キャリア基礎演習Ⅱ」・「キャリア開発演習Ⅰ」・「キャリア開発演習Ⅱ」

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学の専門教育科目では、卒業後に「こどもの専門家」としての社会的ニーズに応えられるよう保育士資格（通信教育課程では「こども教育・保育専攻（3年制課程）」のみ）、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状（通学課程の「こども教育・保育専攻（3年制課程）」のみ）を取得するための教育課程を編成している。また、その「こどもの専門家」の土台作りとして「専門基礎教育」を、専門性を深めるための「現代社会の理解」等を総合教育科目内に開設している（提出-4 p.32、提出-13 p.3）。

さらに、取得する資格や免許状を生かすことのできる職業への接続を図るため、職業教育として総合教育科目内に「キャリア開発教育科目」という区分を設けている。その中で、短大生や社会人にとって必要な基礎的知識を習得するとともに「こどもの専門家」としての職責を担う土台作り、保育士として働くことの意義を学ぶ「基礎演習Ⅰ」・「基礎演習Ⅱ」（1年次必修・通信教育課程は選択）を開設している。また、保育士として必要とされる専門知識・技術を総合的に学びつつ、（公務員保育士試験対策に特化した）就職試験や実技・面接試験の対策を目的とした「保育者能力開発演習Ⅰ」・「保育者能力開発演習Ⅱ」も開設している（提出-4 p.32、提出-13 p.3）。なお、教育課程外ではあるが、就職支援室、教職課程支援室が就職活動に関する講座を開設し、受講できるようにしている。

職業教育の効果については、資格・免許状の取得状況や就職状況等を通じて測定・評価している（基準Ⅱ-A-7を参照）。また、短大キャリア教育専門部会や就職支援室を中心に、社会や学生のニーズに対応できるよう常に職業教育の改善に取り組む体制を整えている。

### 〔区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、A0選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

本学の「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、次の通りである（提出-9 p.30、提出-26 p.2）。

### 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

東京福祉大学短期大学部こども学科では、増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材の養成を教育の目的としている。その達成に向け、双方向対話型の教育を実践している。レポートの作成やグループディスカッションを日々の授業に多く取り入れ、学生主体に学ばせながら「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を身につけていく。

本学の入学者選抜試験では、こうした教育により、能力を伸ばせる学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、多様な入試方法で選抜試験を実施する。

一人ひとりが個性を伸ばしていくためには、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意、学問領域への関心が不可欠である。東京福祉大学短期大学部では、次に掲げるような専門家への適性を持つ方の入学を期待する。

- ① 東京福祉大学短期大学部の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲
- ② 本学の人材養成の目標に掲げる専門家になりたいという強い熱意
- ③ 他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」「人間性」

令和元(2019)年度から「人材養成の目標」「学修成果（学生が獲得すべき能力）」を改定するため、「三つの方針」もそれに伴い改定する。新たな「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」の詳細は基準Ⅰ-B-3を参照のこと（提出-7 p.6）。

募集要項の第一項目「(1)募集について」では、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を明示しており、本学に入学を希望する受験生に明確にその方針が伝わるよう工夫している。（提出-26 p.2）。

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」には、入学前の学修成果を「読む力」「論理的思考力」「書く力」等、入学後の学習・研究に必要となる基礎的能力を入学者選抜試験によって把握・評価すると明示している。また、「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」には、入学前の学習を促すために「高等学校で学習しておくとう望ましい科目等」について次の通り明記している（表Ⅱ-A-④：高等学校で学習しておくとう望ましい科目等）（提出-26 p.2）。

表Ⅱ-A-④：高等学校で学習しておくとう望ましい科目等

力を入れて学習しておくとう望ましい事柄	主な科目例等
読む力、書く力、考える力を伸ばすこと	国語表現、国語総合など
パソコンで情報を収集し、レポートにまとめる力を伸ばすこと	国語表現、社会と情報、情報の科学など
時事問題、社会問題に関心を高めること	現代社会など

本学の入学試験は、A0(Admissions Office)入試、推薦入試(学校推薦・指定校推薦・自己推薦)、一般入試(2科目型入試・3科目型入試・得意科目1科目型入試・小論文・面接型・センター試験利用型入試)、及び特別選抜入試(社会人・帰国生徒)の4つの選抜方法で実施している(表Ⅱ-A-⑤:入学試験選抜方法と試験科目・概要)。いずれの試験方法も「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき、単に知識の有無を問う問題だけでなく、思考力・判断力・表現力等の受験者が持っている潜在的可能性を評価できるような記述式の問題が中心となっている。

A0入試では、事前にオープンキャンパスに参加することを条件としており、本学教育内容や教育実践を理解し、「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する人物で「本学の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲」「本学の人材養成の目標に掲げる専門家になりたいという強い熱意」「他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」「人間性」を持った者を求めている。A0入試では、事前にオープンキャンパスに参加することを条件とし、また、出願前のA0入試エントリー登録日の事前面談等において、本学への進学意向や適性を確認するため、“①オープンキャンパス(又は説明会)の感想等をまとめる「キャンパス体験レポート」の作成”、“②自分で選んだ絵本(絵本の種類・内容は自由)を持参し、その絵本について自由に発表”を行うことで、こどもの専門家を目指す自覚を促している。さらに、本学を志望した動機や意欲、高校生活について質問する面談をとおして本学の「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」、「教育方針」への理解を深める機会ともしている。こうした過程を経て、本学への入学を決意した登録者はA0入試に出願をし、書類選考(必要に応じて面接)が行われる(提出-1 pp.30~31)。

推薦入試では、「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する人物であることが出願・推薦の要件となることを募集要項に明記している。試験科目は小論文(指定校推薦除く)と集団方式の面接を課しており、これらの課題や面接方式も「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」、「教育方針」に対応したものとしている。また、特別選抜入試(社会人・帰国生徒)でも、同様の選抜方法を用いている(提出-26 p.17)。特別選抜入試(外国人留学生)では、試験科目に日本語筆記試験と集団方式の面接を課している(備付-21 p.6)。

一般入試の試験問題については、「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に基づく作問方針に留意し、本学独自の問題を作成している。

表Ⅱ-A-⑤:入学試験選抜方法と試験科目・概要

入試方法		試験科目
A0入試		書類選考(必要に応じ面接) ※事前登録あり(キャンパス体験レポート、面談)
推薦入試	学校推薦及び自己推薦	①小論文 ・当日配付する課題文を読み、自分の意見を入れて論旨をまとめる(60分、600字~800字)。 ②面接 ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は集団面接方式。面接委員4名に対して原則として受験者5名。1グループ30分程度の時間で、いくつかの質問を行う。

		<p>③書類選考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査書は特記事項等を含み総合的に活用する。</li> <li>・日本英語検定協会または全国商業高等学校協会英語検定・TOEFL・TOEIC・GTEC for STUDENTSのスコア等は書類選考に加算する。</li> </ul>
	指定校推薦	<p>①面接</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接委員2名に対し原則として受験者5名の集団面接。</li> <li>・各出身校から推薦された生徒であることを踏まえ、本学で模範となる学生として勉学に励んでもらえるよう、本学の教育理念や方針を理解する場として面接を実施する。面接では、志望理由、教育理念・教育方針、指定校推薦制度、将来の目標等について試問する。</li> </ul> <p>②書類審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査書は特記事項等を含み総合的に活用する。</li> </ul>
一般入試	2科目型入試	<p>国語総合（古文・漢文を除く） コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ 数学Ⅰ・A 日本史Bより2科目選択 各科目100点</p>
	3科目型入試	<p>①コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ 200点 ②国語総合（古文・漢文を除く） 200点 ③選択科目〔日本史B、世界史B、現代社会、数学Ⅰ・Aより1科目選択〕 100点</p>
	得意科目1科目型入試	<p>国語総合（古文・漢文を除く） コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ 数学Ⅰ・A より1科目選択 各科目100点</p>
	面接型	<p>①課題文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のテーマから1つ選択し、自分の意見を入れて論旨をまとめる（600字～800字）。本学所定の原稿用紙で作成し、出願時に提出する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 絵本または童話を1冊読んで、あなたがその絵本または童話で共感・感動したところ、その理由を述べてください。</li> <li>2. 子どもにとって、なぜ遊びは重要なのでしょうか。実体験（幼少期の体験や身近な子どもの様子）に基づく具体的な例を挙げながら述べてください。</li> <li>3. 子どもの育ちに大きな影響を及ぼす保育者は、どのような人柄であることが求められるのでしょうか。あなたの考えを述べてください。</li> </ol> <p>②面接</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は集団面接方式。面接委員4名に対して最大で受験者5名。1グループ30分程度の時間で、いくつかの質問を行う。</li> </ul>



	センター試験 利用型入試	<b>【大学入試センター試験】</b> ①国語（近代以降の文章） 100点 ②選択科目 100点 [外国語（英語<リスニング>を含む）、地理歴史（日本史A、日本史B、世界史A、世界史B、地理A、地理Bから1）、公民（現代社会、倫理、政治・経済、『倫理、政治・経済』から1）、数学（数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ、数学Ⅱ・数学B、簿記・会計、情報関係基礎、工業数理基礎[旧教育課程履修者のみ選択可]から1）、理科（ア：物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎から2 イ：物理・化学・生物・地学から1 のアまたはイいずれか1）から1科目選択] <b>【個別学力検査】</b> 実施しない
特別選抜入試	社会人 帰国生徒	①小論文 ・当日配付する課題文を読み、自分の意見を入れて論旨をまとめる（60分、600字～800字）。当日の課題文は社会問題に関するテーマになる予定。 ②面接 ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は集団面接方式。面接委員4名に対して原則として受験者5名。1グループ30分程度の時間で、いくつかの質問を行う。 ③書類選考
	外国人留学生	①日本語筆記試験 ・本学に入学後、能力を伸ばしていくために必要な日本語力を確認するために実施する。（60分） ②面接 ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は面接委員4名による集団面接で、いくつかの質問を行う。 ③書類選考

（外国人留学生については、2019年度外国人留学生 [大学学部] 募集要項（日本国内試験））（備付-21）

文部科学省が示す学力の3要素「①知識・技能の確実な習得」「②（①を基にした）思考力、判断力、表現力」「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を踏まえ、「高等教育で十分な力が育成されているか」、「大学教育において高校までに培った力をさらに向上・発展させ、社会に貢献できる人材となっていくための本学での学びに適した力を持っているか」を判断する入学者選抜を実施している。本学では、入学を希望する受験生の潜在的な力を多面的・総合的に評価することによって、潜在的な力を見出し、短大教育において伸ばしてくことを目指している。そのため、学力試験においても記述式問題を中心とし、小論文や面接など多様な入試形態で入学者選抜を行っている。こうした選抜においては、「①大学教育にふさわしい基礎的な力が育っているか」、「②論理的に思考し、学びの意欲・熱意をもって表現することができるか」、「③本学の学びの特徴であるグループディスカッションやプレゼンテーションにおいて主体的かつ協働的にまなぶことができるか」を多面的・総合的に判断する入学者選抜を実施している。

また、入学者選抜の実施に際しては、入試日程ごとに実施細目を作成し、選考手順、選考方法、採点基準、選考基準を明確に示すなど、公正かつ適正に実施している（提出

-26 p. 21～29)。

授業料、その他入学に必要な経費は、本学ホームページ、本学パンフレット、及び募集要項等において公表し、学内外へ表明している(提出-1 p. 4、提出-26 pp. 32～36)。また、本学で開催しているオープンキャンパスでは、個別相談コーナーを設け、入学希望者の相談に丁寧に対応している。

<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/opencampus/>

本学では、入学課が広報及び入試事務の両方を担当することで、入学課の職員が学生募集から入学に至るまで連動して適切で効率の良い入学希望者への支援を行う体制を整備している。広報には入試についての深い知識が必要であり、願書受けや入試を実施する上で、「出願以前から実際に入試事務に携わっている入学課職員が本人に出願方法、入試方法について説明する」、「本人の意向や状況を同一部署で把握していること」等が、入試ミス及び本人の希望とのミスマッチを防止するために重要と位置づけている(備付-規程集1-2-1 第11条)。入学試験の実施・運営は全教職員の協力を得て行っており、短大入試管理委員会によるマニュアルの作成及び事前打ち合わせによるマニュアルの徹底を綿密に行い、遺漏なく全受験者が公平に受験できるように努めている(備付-規程集5-2-22)。

通学課程に入学を希望する者からの問い合わせ対応及び入試事務、また本学パンフレット、募集要項、各種リーフレット、本学ホームページの作成ほか、業者の運営する進学者向けホームページ、情報誌等の問い合わせ対応等、入試・広報に関わる業務は、入学課が行っている。入学課では、入学希望者からの問い合わせに対し正確かつ丁寧に対応できるよう職員の課内研修を行っている、また、電話対応のほか、入学希望者が入学課窓口へ直接来訪した際には、学科・授業カリキュラムの特徴、入試に関すること、学生生活に関すること等を説明する他、キャンパス見学の案内等、丁寧な対応を行っている。さらに、全国各地の主要都市で業者の開催する進学ガイダンスにも参加し、遠隔地に住む入学希望者への説明、入試相談対応も行っている(提出-26 p. 67)。

本学では学生募集業務において、元高等学校長を採用して、募集業務担当者とともに、毎年本学パンフレット改定期や重要な入試(A0入試、指定校推薦入試等)の募集開始前には、関東地区、甲信越・北陸地区、東北地区の高等学校長あるいは進路指導担当者を直接訪問し、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「教育の目的」「人材養成の目標」「学修成果」等の説明を行っている。その際、指摘を受けた案件などは持ち帰り、令和元(2019)年度以降、教授会で検討し、入学者受入れの方針の改定につなげていく予定である(備付-8)。

#### [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-6の現状＞

本学の学修成果は、基準Ⅰ-B-2で説明している通り次の3つの能力の獲得である。

- ① 保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家」としての能力。
- ② 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力。
- ③ 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

しかし、これでは具体性という点で不十分との判断から、平成30(2018)年度に「学修成果」を含む「人材養成の目標」「三つの方針」の改定案を作成し、令和元(2019)年度からこれらに則った教育を行うことを決定した（詳細は、基準Ⅰ-B-2を参照のこと）。

新たな学修成果については、3項目設定していることは従来と変わらないが、その3項目をさらに具体的に12の能力・知識・技能に分け、学修成果の具体的な内容をより明確化するとともに、カリキュラム・マップを活用して「学修成果の可視化」を実現させ、学生指導の充実化を図ること等を大きな特徴としている（提出-7 資料2-1）。

基準Ⅰ-B-2の説明の通り、本学の学修成果の具体的な達成指標として、資格・免許の取得者数及び就職率(保育・児童関連施設への就職比率)を掲げ、その実績を点検・確認している。

表Ⅱ-A-⑥：資格・免許状取得率及び卒業・学位認定率

	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
		3年制課程	2年制課程	3年制課程	2年制課程
保育士資格	94.3%	96.7%	84.6%	96.0%	100.0%
幼稚園教諭	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
小学校教諭	100.0%	100.0%		100.0%	
卒業・学位認定	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

本学では、保育士資格は原則全学生が取得を目指すことと履修要項等に明記している（提出-4 p. 31、p. 45）。幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状（小学校教諭二種免許状は「こども教育・保育専攻（3年制課程）」のみ）は希望者のみとなっているが、大半の学生は幼稚園教諭二種免許状の取得を希望している。平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までの資格・免許状取得率及び卒業・学位認定率はいずれも高い水準を保っており（表Ⅱ-A-⑥を参照）、本学の就学期間である2年間又は3年間での学修成果を獲得することは十分に可能となっている。

本学の機関レベルの学修成果は、就職率と資格・免許を活かした希望する就職先への就職実績により、教育課程レベルの学修成果は、資格・免許の取得状況、単位修得状況、学業成績・GPA、卒業要件により、授業科目レベルの学修成果は、シラバスで提示された学習目標に対する成績評価、学生による授業評価により、その成果状況の査定（アセスメント）を行っている。各授業・科目の成績評価は、シラバスに示された学習目標と成績評価の方法に基づき、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」に則り（備付-規程集5-1-3 第6条）、A・B+・B・C・Fの5段

階で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、GPA方式で判定している。

学修成果の測定の基本となるデータは、学期ごとに作成している成績評価データであり、この成績評価データは、教務課において「GPA一覧」としてまとめられ、アカデミックアドバイザーに配付している。アカデミックアドバイザーは、「GPA一覧」により学業成績に問題のある学生への指導を行い、その指導内容はアカデミックアドバイザーからこども学科長へ報告するシステムが確立している。「GPA一覧」には、学生別に各学年の通算GPAと入学時からの各学期のGPAを示している。GPAは授業科目レベルの学修の達成状況を数値的に把握できるため、学生自身に学修の成果を客観的に把握させる良い指標となっている。

**[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>**

本学では、教務課、就職支援室等の関連事務部署と連携のもと、学修成果を量的・質的データとして測定する仕組みを有している。具体的なデータは次の通り。

- 各学期における成績（GPA）分布：表Ⅱ-A-⑦
- 単位修得率：表Ⅱ-A-⑧
- 卒業生の通算GPA平均値：表Ⅱ-A-⑨

**表Ⅱ-A-⑦：各学期における成績（GPA）分布**

平成30(2018)年度卒業生（3年制課程）の各学期における成績分布

評価		1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	3年 春期	3年 秋期	全体の 平均値
合格	A	59.6%	58.1%	63.6%	61.5%	66.8%	54.1%	61.8%
	B+	23.6%	31.9%	26.3%	29.4%	22.7%	29.0%	26.6%
	B	14.6%	9.0%	8.3%	7.9%	6.7%	10.8%	9.3%
	C	1.5%	1.0%	1.4%	2.9%	2.1%	1.1%	1.7%
不合格	F	0.7%	0.0%	0.4%	0.3%	1.7%	0.0%	0.6%

平成30(2018)年度卒業生（2年制課程）の各学期における成績分布

評価		1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	全体の 平均値
合格	A	75.2%	70.8%	73.9%	64.5%	71.3%
	B+	19.5%	19.1%	19.5%	27.2%	21.0%
	B	4.8%	7.8%	5.5%	7.4%	6.4%
	C	0.5%	2.0%	1.1%	0.9%	1.2%
不合格	F	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%

表Ⅱ-A-⑧：単位修得率

平成30(2018)年度卒業生（3年制課程）の各学期における単位修得率一覧

単位取得 成績判定	1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	3年 春期	3年 秋期	全体の 平均値
合格 (A・B+・B・C)	99.3%	100.0%	99.5%	99.7%	98.3%	100.0%	99.5%
不合格 (F)	0.7%	0.0%	0.5%	0.3%	1.7%	0.0%	0.5%

平成30(2018)年度卒業生（2年制課程）の各学期における単位修得率一覧

単位取得 成績判定	1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	全体の 平均値
合格 (A・B+・B・C)	100.0%	99.7%	100.0%	100.0%	99.9%
不合格 (F)	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%

表Ⅱ-A-⑨：平成26年度卒業生～平成30年度卒業生の通算GPA平均値一覧

卒業年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
				3年制課程	2年制課程	3年制課程	2年制課程
GPA平均値	3.28	3.48	3.37	3.55	3.28	3.43	3.60

在学生の学修状況については、アカデミックアドバイザーが学期ごとに担当する学生の授業科目別の履修状況及び成績評価、学修成果の達成度を確認し（個別状況調査票：備付-16）、休講期間中、及びオリエンテーション等で新学期の学修に向けての必要な指導（個別面談等）を行い、新学期の履修が円滑に進むようにしている。

特に成績が不良な者に対しては、個別面談を通して、成績不良に陥った原因を振り返らせ、授業中の態度、予復習の状況、アルバイトの状況等を確認し、生活態度、将来の展望等を考えさせるなどして、学修への意欲を向上させるよう指導している。また、本学では、成績不良者に対する具体的指導内容を文書でこども学科長に報告しており、学修成果の獲得については、十分達成していると認識している。

また、次の方法及びデータによる学修成果の測定を行っている。

- 学生による自己評価：学期の終わりに実施している「学生による授業評価アンケート」によって学生自身が各科目の学修目標をどれだけ達成できたか自己評価する仕組みを整備しており、これらのデータを学修成果の向上に役立てている。
- 卒業生・雇用者への調査：基準Ⅱ-A-8を参照
- 短期留学への参加人数：表Ⅱ-B-②を参照
- 大学編入率：表Ⅱ-A-⑩
- 在籍率：表Ⅱ-A-⑪
- 卒業率：表Ⅱ-A-⑫
- 卒業後の就職率：表Ⅱ-A-⑬
- 卒業生の卒業後の就職先とその分布：表Ⅱ-A-⑭

表Ⅱ-A-⑩：大学編入率

卒業年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
				3年制課程	2年制課程	3年制課程	2年制課程
大学編入率	16.7%	0.0%	8.6%	13.3%	7.7%	11.5%	0.0%

表Ⅱ-A-⑪：在籍率

卒業年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
				3年制課程	2年制課程	3年制課程	2年制課程
在籍率	91.2%	86.8%	89.7%	88.2%	86.7%	80.6%	95.2%

表Ⅱ-A-⑫：卒業率

卒業年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
				3年制課程	2年制課程	3年制課程	2年制課程
卒業率	100.0%	97.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表Ⅱ-A-⑬：卒業後の就職率

卒業年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度	
				3年制課程	2年制課程	3年制課程	2年制課程
就職率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表Ⅱ-A-⑭：平成27年度卒業生～平成30年度卒業生の卒業後の就職先とその分布

	平成27年度		平成28年度		平成29年度				平成30年度			
					3年制課程		2年制課程		3年制課程		2年制課程	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
幼稚園・保育所等	20	62.5	17	53.1	18	69.2	6	54.5	16	69.6	14	70.0
児童施設	2	6.3	1	3.1	2	7.7	1	7.7	2	8.7	3	15.0
障がい児施設	1	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
高齢・障がい者施設	0	0.0	3	9.4	5	19.2	0	0.0	1	4.3	2	10.0
法人一括	3	9.4	3	9.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

公務員	1	3.1	2	6.3	0	0.0	0	0.0	2	8.7	0	0.0
社協・事業団	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公立学校	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
病院	0	0.0	2	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一般企業	5	15.6	4	12.5	1	3.9	4	30.8	2	8.7	1	5.0
合計	32	100.0	32	100.0	26	100.0	11	100.0	23	100.0	20	100.0

学修成果の量的・質的データは、短大自己点検・評価報告書を通して全教職員によって確認及び評価され、それを本学ホームページの「情報公開・自己点検報告」欄にて公表している。

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の進路先からの評価の聴取は、就職支援室が実施し、教授会においてその聴取結果の報告を行っている（備付-12）。

卒業生の進路先からの意見聴取だけでなく、本学では、卒業生へのアンケート調査も実施している。平成 29(2017)年度に、調査への協力を承諾した平成 26(2014)年度、27(2015)年度、28(2016)年度卒業生を対象とした「東京福祉大学短期大学部こども学科：第 1 回卒業生アンケート」として、①カリキュラム及び授業内容に関する評価、②キャリア教育・支援に関する評価の 2 点について質問紙調査を実施し、その結果を教授会で共有した（備付-6・7 pp. 43～45）。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

##### 基準Ⅱ-A-1の課題

本学の「三つの方針」について、現状における課題は生じていない。令和元(2019)年度からは、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」の募集を停止し、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」に一本化していくことに伴い、「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」の改定を行った。今後は、これら改定した目標や方針等に問題が生じないか、継続して自己点検・評価においてチェックしていく必要がある。

「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針」と合わせてカリキュラム・マップを活用し、学生がカリキュラム全体における個々の授業科目の位置づけを理解するとともに、各科目で獲得できる学修成果と成績評価とを連動させ、学修成果の達成状況を把握できるシステムを整えた。このシステムにより、学生自身が学修成果の達成状況を把握できるのみならず、教員が学習指導の参考資料として活用することも可能となる。今後は、このシステムの有効性について確認し、必要に応じてシステムの改善を図りながら、より優れたシステムを構築できるよう自己点検・評価を行っていく。

**基準Ⅱ-A-2の課題**

通信教育課程について、放送授業、メディアを利用して行う授業は、本学でも将来的な導入に向けて平成 27(2015)年 4 月に規程の改定を行ったが、本学開設科目の導入実績はまだない。今後、学生の利便性の向上や教育内容のより一層の充実を図るため、対象科目の選定・検討等を行い、実施体制の整備を進めていく。

**基準Ⅱ-A-3の課題**

現在、教養教育については、両専攻とも全く同じ科目を設置している。

2年間の教育課程で保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の両方を取得する場合、短期間で多くの卒業必修科目及び資格・免許必修科目を履修することになり、数多く教養科目（選択科目）を開設していても実際には履修者がいない科目が出てくる可能性が高い。今後、2年制課程に合った科目数や、専門教育との関連性を考えた科目とは何か、またこれからの社会や学生のニーズとは何か等々を考慮しながら、教養科目の見直しを早急に行う必要がある。

**基準Ⅱ-A-4の課題**

職業教育については、保育士や教員の離職率の高さが社会的に問題視されており、今後も本学の卒業生の卒業後の状況を把握するために、定期的に就職先や卒業生からのアンケートを実施し、職業教育や教育課程の改善等に役立てていく必要がある。その結果を参考しながら、総合教育科目内の区分「キャリア開発教育科目」に設けられている科目を中心に、より充実した職業教育の実施を目指していく必要がある。

**基準Ⅱ-A-7の課題**

学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みについて、現時点では「学生の業績の集積（ポートフォリオ）」「ルーブリック分布」の 2 観点による学修成果の測定・評価を行っていない。学生の業績の集積（ポートフォリオ）やルーブリック分布等に関しては今後検討を重ねていく。

**基準Ⅱ-A-8の課題**

卒業生の就職先からの意見聴取については、現在のところ、卒業生の人柄に関するコメントが多く、学修成果の点検という点では不十分な内容となっている。今後は、訪問時の口頭によるものだけでなく、学修成果に関わるアンケート用紙を作成し、その回答に協力を願うよう働きかけていく必要がある。また、卒業生へのアンケート調査については今後も定期的実施し、その結果を踏まえ、教育内容の充実を図っていく。

**<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>**

特記事項なし。



## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

## &lt;根拠資料&gt;

- 提出資料：
1. 東京福祉大学短期大学部パンフレット 2019
  3. 東京福祉大学短期大学部 学則
  4. 履修要項
  5. 東京福祉大学短期大学部こども学科通信教育課程「履修の手引き」  
2017版 pp.13～24、pp.17～38、p.51、pp.131～142、p.161、p.167
  7. 平成30年度第22回教授会資料：短期大学部「人材養成の目標」  
「学修成果」「三つの方針」の改定及び「三つの方針を起点としたPDCA  
サイクル」の策定について（改定後：令和元(2019)年度入学生以降）
  11. シラバス 平成30(2018)年度版
  14. 『履修の手引き』別冊 年間スケジュール 2018（平成30）年度版  
（通信教育課程）
  15. 2018（平成30）年度学生生活の手引き
  16. 保育実習の手引き
  17. 教育実習（初等）の手引き
  18. 幼稚園教育実習の手引き
  19. 就職の手引き 平成31年3月卒業予定者用
  20. 東京福祉大学通信
  21. アメリカ夏期短期研修 リーフレット
  22. 韓国秋期短期留学 リーフレット
  23. 学生会館パンフレット 3種
  26. 東京福祉大学短期大学部こども学科 募集要項 2019
- 備付資料：
6. 平成28(2016)～平成30(2018)年度自己点検評価報告書：  
基準Ⅱ-A-7
  7. 本学ホームページ「情報公開・自己点検報告」：基準Ⅱ-A-7
  9. 担当科目実施報告書及び同一科目担当者協議会資料
  11. 平成30年度東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生生活  
満足度調査 実施報告書
  15. オリエンテーションに関する資料
  19. 学生による授業評価票アンケート
  20. 学生による授業評価票アンケートの評価結果
  21. 2019年度外国人留学生〔大学学部〕募集要項（日本国内試験）
  35. 情報処理学習室配置図
  41. 教授会議事録
- 備付資料-規程集：
- 1-2-3 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 文書取扱規則
  - 5-2-21 東京福祉大学短期大学部 短大学生支援委員会規程
  - 5-6-1 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生課外活動規則

5-6-5 東京福祉大学短期大学部 学内奨学金規程

5-6-16 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部

公認団体等の助成金に関する細則

**[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

**<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>**

教員は、シラバスの「成績評価の規準と評定の方法」欄において、具体的な成績評価規準を提示し、その評価規準に基づき、学修成果の獲得状況を評価している（提出-11）。

学修成果の獲得状況については、自己点検・評価報告書の「基準Ⅱ-A」や短大キャリア教育専門部会による就職状況報告書、卒業判定会議における GPA 数値や資格・免許の取得状況などにより適切に把握している（備付-6・7、備付-41）。

学生による授業評価については、本学では各学期末に全科目で「学生による授業評価アンケート」を実施している。この授業評価アンケートは、10項目からなる評価基準

が5段階で評価され教務課によって集計される「授業評価票A」と、直接教員にコメントを書く「授業評価票B」の2種類がある。「授業評価票A」は、教務課によって速やかに集計され、その結果を各教員に報告している。また、全教員・全科目の学生評価は、図書館で閲覧することもできる。「授業評価票B」は、教員に無記名で提出するため、学生の率直な意見・感想を把握することができる（備付-19・20）。「学生による授業評価アンケート」の結果が思わしくない教員については、こども学科長による授業・教育方法の改善に向けた指導が行われる。

本学専任教員の研究室は、学長及び学科長室のある4号館に集中するよう努めており、意思疎通及び協力体制の環境が整っている。また、平成30(2018)年度は、各学期終了後に科目責任者への「担当科目実施報告書」を提出するとともに、「同一科目担当者協議会」を10月及び3月に実施しており、科目担当者間での意思疎通及び協力・調整の体制は十分に整っている（備付-9）。

本学が平成26(2014)年度より毎年行っている自己点検・評価報告書の作成は、専任教員全員が携わっており、自己点検・評価報告書に記載している「教育の目的」「人材養成の目標」等の達成状況は全員が把握し、評価している。

本学では、クラス担任としてのアカデミックアドバイザー制度、個別指導を行うゼミ制度の二体制で学生指導を実施している。また、必要に応じて各委員会や専門部会の教員による指導や支援も行われており、学生支援の体制は充実している（提出-1 p.17）。加えて、令和元(2019)年度入学生からは本学の教育課程を視覚化したカリキュラム・ツリーを履修登録時に配付し、初年度から卒業に至るまでの学修を学生にも分かりやすくすることで指導の充実を図ることとなっている（提出-7 資料2-1）。

事務職員は、学生個々の履修登録状況（資格登録を含む）、出席状況及び学業成績の管理を通して学修成果を認識している。学生が年度初めに提出する履修登録（資格登録を含む）の管理、春期及び秋期に実施しているオリエンテーション時の履修指導（履修相談を含む）、資格取得（保育士資格、教員免許）にかかる実習及び資格申請の事務的業務などの学生支援を通し、学生の学修成果の獲得に貢献している。

事務職員は、学生の履修登録科目の成績管理、資格登録状況を把握するとともに、学生による授業評価アンケート結果を集約し、科目ごとの学修成果の達成状況を把握している。また、就職支援室の職員による就職相談（就職指導を含む）、教職課程支援室及び福祉専門職支援室の職員による実習相談（実習指導を含む）を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

事務職員は、学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。事務職員のための主な支援は次の通りである。

- A) 年2回（春期・秋期）のオリエンテーション時における教員との協働による履修指導（履修相談を含む）をしている。
- B) 2回以上、授業を欠席している学生に対して、授業担当教員とアカデミックアドバイザーと協働して対処。具体的には授業出席状況報告書（授業担当教員が作成）及び学生指導報告書（アカデミックアドバイザーが作成）を通じてアカデミックアドバイザーが迅速な指導を実施することができるよう、事務職員

として、学生の学修状況、出席状況を把握している。

- C) 経済的理由等により修学が困難な学生に対して、授業料の延納措置や学内外の奨学金制度の紹介及び相談等を実施している。
- D) 就職試験や教員採用試験に必要な各種証明書を発行している。
- E) 卒業判定会議における卒業年次生の判定資料を作成している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 文書取扱規則」及び同規則別表第3号（保存期間による文書の分類）第1類第30号により（備付-規程集1-2-3 第31条）、学生の成績管理は永年保存と定められており、学生の成績記録は、教務課において整理保管している。

東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館（以下：「図書館」）には、専任職員3名（うち司書2名）、臨時職員3名の合計6名が図書資料の管理と学生の学修の支援にあたっている。学生がより質の高い学修成果を上げることができるよう、学生が図書館を活用する際には、図書館職員が図書や論文の探し方等の支援にあたっている（提出-15 pp. 38～44）。

通信教育課程のスクーリングが開催される日は、土日・祝日を含め、原則として20時まで開館している。また、開館中は所属（通学課程・通信教育課程、教職員等）に関わらず、いつでも利用することができる（提出-15 p. 38）。教職員は学生に対し、日常的にレポート作成や実習準備等に図書館を利用すること、必要に応じて図書館職員に相談し、課題を進めること等を指導している。また、学修・研究に必要な図書の購入希望を図書館に対して行っている（提出-15 p. 41）。

学内の情報機器については、情報処理学習室が3か所あり、その内2か所は授業で使用していない時間帯に自由に使用でき、残りの1か所は常時自由に使用できる環境になっている。教員は、「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「保育・教職実践演習」等、グループ研究又は個人研究を主とする授業などで、図書館や情報処理学習室を積極的に活用している（備付-35）。

平成30(2018)年度初めより、情報処理演習室内の教育用コンピュータ端末をはじめ、全ての学生用コンピュータ端末のOSを全て、Windows 10へアップグレードして運用を開始した。あわせて、学生用教育用コンピュータのMicrosoft Officeのバージョンも2016にアップグレードするなど、教育・学習用ソフトウェアの更新を行った。

教職員に対して、情報リテラシーの向上と情報セキュリティに対する意識啓発のため、情報システム運用センターがメールによる情報提供、及び研修会・講習会を適時実施している。メールによる情報提供では、主に緊急性の高いコンピュータウイルスに対する注意喚起等を行っている。研修会・講習会等は、併設大学の教職員全員が出席し毎週木曜日に実施している全体ミーティング等を活用して行っている。

#### [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択

のためのガイダンス等を行っている。

- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学では、入学手続者に対し入学までに授業や学生生活について、本学パンフレットや本学ホームページ等で情報提供を常に行っている（提出-1）。

<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/academic/>

<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/juniorcollege/campus/>

新入生が短大生としての学修、学生生活をスムーズに送れるように、新入生を対象としたオリエンテーションを授業期間が始まる前に行っている（備付-15）。具体的には、こども学科長による短大生としての心構えについての講話のほか、各教員の自己紹介を行い、本学の授業方針やゼミ活動、学生生活に関する注意事項（飲酒、セクシュアル・ハラスメント、薬物乱用、情報リテラシー等）、履修科目の登録方法、取得可能な資格やその取得手続き等について詳細な説明を行っている。これに加えて、授業開始後も、ゼミ指導やホームルーム、オフィスアワーの時間を使って、授業や学修に関することから、生活上の問題や悩み事等、学生からの様々な相談に個別に対応することによって、入学者が学生生活に円滑に適応できるようサポートしている（提出-15）。

科目の選択及び履修指導を、各学期の開始前に実施しているオリエンテーションにおいて、アカデミックアドバイザー及び教務課職員が行っている。さらに、その後の指導として、アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員による学修支援及び生活支援が丁寧に行われている。

アカデミックアドバイザーは、学修の進め方、履修に関する相談対応等のほか週1回1コマ90分のホームルームを行っている。ゼミ担当教員は各学年2～4名の学生を受け持っている。アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員は、日常的に各学生の学修上の悩み等を含めた相談に面談、電話、メール、SNS等で応じている。特に、平成21(2009)年度から始まったゼミ制度は、少人数の学生を対象に毎週30～90分間行われており、学生にとっては各ゼミ担当教員から授業を超えた専門的な学びを得る機会になっている。同時に、教員にとってはゼミを通して毎週学生一人ひとりの様子を直接確認する

ことができるため、学修上や生活上での問題が生じる前の段階で学生の異変に気づき、アカデミックアドバイザーとの連携のもと支援にあたることができる（提出-1 p.17）。

入学時に全学生に配付している履修要項には、「授業について」「履修科目の登録について」「履修について」「こども学科のカリキュラムについて」「キャリア支援教育について」「取得できる資格」「保育士資格の取得について」「教育職員免許状の取得について」「学則」等、卒業までに必要な学修上の全ての事柄を詳細に記載しており、オリエンテーションやホームルームにおける学生指導に活用している（提出-4）。同様に配付している「学生生活の手引き」には、「学生生活に関係の深い学内事務組織」「学生生活に関する事項」「健康管理」「学生相談」「各種証明書・届出・願出」「奨学制度」「アルバイト」「学生総合補償」「外国人留学生」「就職（就職支援室・教職課程支援室）」「東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館」等、学生生活支援に関する事項を詳細に記載している（提出-15）。また、春期オリエンテーションでは、その年度の「シラバス」及び「授業日程」を配付している。シラバスは初回授業に必ず持参するよう指導し、各科目担当者から科目概要を説明している。また、「授業日程」には開講科目の曜日・時間割だけでなく、使用教科書一覧及び科目担当者のメールアドレスも記載している。

実習に関しては、それぞれ「保育実習の手引き」「幼稚園教育実習の手引き」「教育実習（初等）の手引き」を配付している。これら手引きには、実習先の開拓から実習終了までの流れを詳細に記載している。卒業学年になる直前には、「就職の手引き」を配付し、一般企業、福祉施設、教育関係、医療分野、公務員採用試験など、それぞれの就職活動時期や方法などの情報を提供している。また、ホームルームにおいて、この冊子を使って就職支援室の職員から就職活動の進め方について丁寧な説明を行っている（提出-4、提出-11、提出-15、提出-16、提出-17、提出-18、提出-19）。

現時点において、学力不足の学生を対象とした厳密な意味での補習授業は実施していないが、令和元（2019）年度から本学主催の「勉強会」を週一回実施する方向で検討を進めている。（※6月27日に第1回を開催することを決定し、春期終了まで継続することとなった。その後は、実施状況を見据えながら検討を重ね、学生にニーズに合ったものにしていく。）

学修成果の獲得に向けて、学修上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を平成25（2013）年度以降次の通り整備している。

#### ■ オフィスアワー

授業時間以外に学生が教員の研究室を訪れ、直接指導を受けることができる時間を各教員週3時間以上設けている。授業内容についての質問や、レポート指導等を受け、学修内容の理解を深めている（提出-4 p.13）。

#### ■ アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員による支援

本学では、学生にきめ細かい指導を行うためにアカデミックアドバイザー制度とゼミ制度の二体制により学生支援を行っている。アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員には、それぞれ役割を設けるとともに、相互に協力連携して支援にあたる事項もある（提出-1 p.17）。

## A) アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員それぞれの役割

### <アカデミックアドバイザー>

アカデミックアドバイザーは、担任及び学業相談員として、学生の学修が円滑に進むように次のような相談及び指導、支援を行っている。

- ① ホームルームの担当（保育・教育実習等オリエンテーションの調整、就職オリエンテーションの調整等を含む）
- ② 春期・秋期オリエンテーション実施（履修指導・時間割作成・履修登録届作成等）
- ③ 各学年担当の行事指導（赤城山宿泊研修、七夕会、クリスマス会、卒業研究発表会）
- ④ 履修カルテのとりまとめ
- ⑤ 学業成績通知書配付等
- ⑥ 個別状況調査票の作成等

アカデミックアドバイザーは、これらの内容を週1回行われるホームルームの中で指導にあたり、必要に応じて臨機応変に個別指導等を行っている。

### <ゼミ担当教員>

本学では学生の学業等、学生生活全般が円滑に進むように、少人数編成によるゼミ制度を設けている。ゼミは、各教員が各学年2～4名程度の学生を担当し、週1回30～90分程度実施している。主な指導内容としては、①履修カルテの作成の指導、②学修及び生活指導である。

## B) アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員による連携支援

アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員が、随時学生についての情報共有を行いながら個々の学生のニーズに合わせた指導を行っており、キャリア支援を必要とする学生、学修成績不良及び生活不良の学生については、アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員が連携して指導と支援を行っている。特に注意が必要な学生については、アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員のほか、複数の教員が連携して、よりきめ細かい指導を行っている。

## C) 成績指導及び実習指導について

### ①成績不良者への指導について

GPAが2.0を下回る学生については、各学期（春期、秋期）における成績表配付の際に、個別に成績指導及び履修指導を行っている。また、本学の特徴として授業を2回以上欠席した場合には、授業科目の担当教員から月に一度「授業出席状況報告書」が提出されるため、アカデミックアドバイザーが欠席理由を確認し、その都度、指導を行っている。GPAが2.0を下回る学生は、出席不良になることが多いため、成績表配付時だけでなく年間を通して5～6回の指導を行っている。

### ②幼稚園教育実習及び保育実習の巡回指導について

幼稚園教育実習及び保育実習の巡回指導については、本学専任教員が分担してあっている。実習の際に何か問題が生じた場合は、まず、福祉専門職支援室・教職課程支援室へ連絡を取り、その後、実習指導教員、ゼミ担当教員、アカデミックアドバイザーが協力して対応している（提出-16、提出-17、提出-18）。

## ■教務課窓口

教務課では職員が学生生活全般に関する次のような相談・手続きを受け付けている（提出-15 pp. 3～5）。

- ・履修登録に関すること
- ・サークル活動に関すること
- ・奨学金に関すること
- ・入学後の経済的な問題に関すること
- ・成績、卒業証明書等の発行に関すること
- ・学割の発行に関すること

## ■学生相談室

勉強、進路、将来、友人関係等に関する次のような不安や悩みを抱えた学生を、臨床心理士が面接してサポートしている（提出-15 pp. 3～5）。

- ・対人関係(家族・友人・恋愛等)に関すること
- ・心身の健康に関すること
- ・学業(授業についていけないなど)に関すること
- ・実習(不安や心配ごと)に関すること
- ・サークルや課外活動に関すること
- ・進路や将来に関すること

## ■保健相談室・保健管理センター

保健相談室・保健管理センターでは、看護師・養護教諭による健康に関する相談を行っている。また、学内で気分が悪くなったときや怪我をしたとき等、健康面から学生生活を支援している（提出-15 pp. 3～5）。

通信教育課程の学生に対する学修支援・教育相談は、通信教育課職員による面談、電話（Skypeを含む）、ファックス等による個別相談、スクーリング授業における授業担当教員による個別相談、学修アドバイザーによる科目の学修に関する専門的な内容や履修の進め方等の個別相談により実施している。なお、平成28(2016)年9月より通信教育課程のWeb履修システム「TUSW.C.E-Web」を開設し、インターネットによる個別相談を可能としている。相談内容は、通信教育課で受け付けを行った後、各科目の担当教員に渡され、担当教員から回答が届き次第、学生に返却している（提出-5 pp. 13～24）。

通信教育課で電話・窓口対応をした相談や問い合わせの主な内容は、事務手続きに関する質問、取得する資格・免許に関わる相談、履修全般の相談等である。実習に関する問い合わせや相談は、福祉専門職支援室で受け付け、回答している。問題が深刻かつ複雑な内容である場合やクレーム等である場合は、別途報告書等で教員や事務局、短大通信教育委員会等に上げられ、対応を検討し、フィードバックする流れとなっている。

本学の通信教育課程では、学生が自宅学修を円滑に行えるよう4月・9月の各入学時期に年間6回、本学と併設大学合同のオリエンテーションを行い、通信教育の意義、学修の心構え等について教員が講話を行った後、通信教育課より履修方法、成績評価、単位認定、各種手続き方法、レポートの書き方、スクーリング授業のとり方、実習の進め



方、費用の納入方法、短期研修等についての詳細説明と進路の希望や取得を希望する資格・免許等に合わせた履修相談に応じている（提出-14 pp. 1～8）。来校できない学生に対しては、通信教育課の職員が電話で相談に応じている。通信教育課の電話対応時間は、下表(表Ⅱ-B-①:通信教育課 学生電話対応受付時間)に記載の通りである(提出-5 p. 16)。

スクーリング授業開講期間中は、火曜日から金曜日までが午前8時45分から午後6時00分まで、土曜日は午前8時45分から午後2時00分まで電話を受け付けている。これに加えてスクーリング授業期間中は、通常なら電話受付休止日である月曜、日曜、祝日にも、午前8時45分から午後2時00分まで電話対応を行っている。いずれにおいても、昼休みの時間帯も、電話回線を閉じずに、通信教育課職員が電話での問い合わせに対応している。社会人学生は昼休みを利用して電話で本学に問い合わせをすることが多いため、学生の利便性を考慮した対応をとっている（提出-5 pp. 16～17）。

表Ⅱ-B-①：通信教育課 学生電話対応受付時間

曜日	受付時間・受付有無
火曜日から金曜日	午前10時00分から午後6時00分
土曜日	午前10時00分から午後2時00分
日曜日・祝日	受付休止(科目終了試験・スクーリング日は受付有)
科目終了試験日	午前8時45分から午前10時30分
スクーリング開講日 (火曜日から金曜日)	午前8時45分から午後6時00分
スクーリング開講日 (祝日・日曜日・月曜日・土曜日)	午前8時45分から午後2時00分
月曜日	受付休止(※直前の土曜日が入試の場合は午前10時00分から午後2時00分受付日とする場合有)
その他	入試日は原則として電話受付休止

通信教育課程の学生が学修を進めるにあたり、年度初めに履修方法や各種手続きの方法を掲載している「履修の手引き」、「履修登録」、「シラバス」、「年間スケジュール」等の冊子を、全学生の自宅に配送し、学生からの履修登録や履修内容等の質問等は、電話やファックス、又はWeb履修システムを介して通信教育課にて受け付け、随時対応を行っている。通信教育課、福祉専門職支援室では、窓口対応も行っており直接来訪しての相談にも応じている（提出-5 pp. 16～18）。

オリエンテーションに参加できない遠方在住の学生のためには、電話対応のほかに「大学ホームページ」に通信教育課程の学生の専用サイトを開設し、履修関連の情報を掲載している。また、通信教育課程の学生が自宅において自学自習を効果的に進められるよう「シラバスの有効な使い方」をこの専用サイトに掲載し、学生自身が自立した学修を行えるよう支援をしている。

専用サイト：<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/correspondence/index.html>

履修途中での学生から教員あての学修内容に関する質問は、学生が「科目の学修内容に関する質問事項記入用紙」という名称の質問票に記入の上、郵便やファックス、又はWeb履修システムを介して通信教育課に送付する。通信教育課で受付処理をしてから担当教員に引継ぎ、通常1週間程度で、教員からの回答が通信教育課を経由して質問した学生に返される（提出-5 p. 161、p. 167）。

また、主に科目の学修に関する専門的な内容から履修の進め方等の相談を中心に支援を行う、「学修アドバイザー」という相談員を置き、自宅等における自学自修を行う通信教育課程の学生が、学修を進める中で不安や質問が生じた場合や、一人では理解できないような問題が生じた場合に、電話やFAX、及びSkypeによるインターネットを介した対面面接により、質問・相談を行うことを可能としている（提出-5 pp. 14～18）。学修アドバイザーによる相談支援は、平成30(2018)年度は本学学生より、延べ61件(電話56件、Skype5件)による相談を40名の学生から受け付け、支援を行った。

年3回から4回程度発行される学生向けの機関紙「東京福祉大学通信」では、学修アドバイザーによる相談を受け付けていることを周知するとともに、学修や各種手続きに関する情報、科目ごとの学修のポイント、実習実施の際の留意点、毎月の学事情報、事務局からの連絡事項等を掲載し、印刷授業だけでは不足しがちな学修の情報を補っている（提出-20）。

進度の速い学生や優秀学生に対する支援体制は機関レベルでは整備していないが、科目レベルでは課題の内容等で個別対応を行っている。また、本学の学校法人から公務員保育士への合格者数を増やしていく方針が示されたため、全学生に対し公務員試験（保育士）を受験することを強く推奨している。

留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)については次の通り。

#### ■外国人留学生入学試験の実施

本学こども学科への外国人留学生受入れのための入学試験として、毎年、複数回の留学生特別選抜入試を実施している（備付-21 p. 6）。留学生特別選抜入試では、小論文、面接、書類選考を実施し、内容を総合的に評価して可否を判定している。これまでに、日本在住の外国籍の学生が留学生特別選抜入試にて平成24(2012)年度に1名入学している。

#### ■外国からの短期留学生の受入れ

本学では外国からの短期留学生の受入れも行っている。これまでに本学こども学科では、平成26(2014)年度に台湾の櫻前線日本語学校より40名の生徒を受入れている。このとき、併設大学の日本語授業や学部授業の受講のほか、本学こども学科では、国際交流や日本文化を体験できる内容の学生交流会を企画し、実施している。

#### ■海外研修の実施

学生が在学期間中にグローバルな視野を身につけられるよう「アメリカ夏期短期研修」「韓国秋期短期留学」「ベトナム冬期短期留学（平成27(2015)年度以降は未実施）」などの海外研修を併設大学と合同で実施している（提出-21・22）。

各海外研修への参加は希望制であり、参加者の大半は併設大学の学生であるが、本学からは平成25(2013)年に通学課程の学生1名、平成26(2014)年に通信教育課程の学生2名、平成29(2017)年に通信教育課程の学生1名がアメリカ夏期短期研修に参加し、平成28(2016)年に通学課程の学生1名、平成30(2018)年に通学課程の学生2名が韓国秋期短期留学に参加している（表Ⅱ-B-②：海外短期研修プログラムの参加状況を参照）。

表Ⅱ-B-②：海外短期研修プログラムの参加状況（渡航先別）（東京福祉大学との合同参加人数）

	アメリカ		韓国		ベトナム	
	通学	通信	通学	通信	通学	通信
平成21年	13	4	—	—	—	—
平成22年	11	4	11	1	—	—
平成23年	33	7	—	—	7	0
平成24年	34	10	20	0	6	2
平成25年	35	6	—	—	6	0
平成26年	40	6	—	—	12	3
平成27年	31	5	—	—	—	—
平成28年	26	4	12	0	—	—
平成29年	20	2	—	—	—	—
平成30年	35	0	9	3	—	—
小計	243	48	43	1	31	5
合計	291		44		36	

※ — 海外研修を実施していない年度

平成27(2015)年度以降、毎年自己点検・評価報告書を作成し、学修成果の獲得状況の量的・質的データについて全教職員が確認している。また、これらのデータは本学の学修支援体制が概ね良好であることを示している。今後とも、自己点検・評価活動の一環として学修支援方策の点検を継続し、学生のニーズや状況に即応していく。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### <区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）として、教授会の下に短大教務委員会及び短大学生支援委員会を設置し（併設大学の全学教務委員会及び全学学生支援委員会と一部共同開催）、学生指導、学生の厚生、学生生活等に関する課題について検討、全学的な支援策を企画立案し、教授会で審議し実践している（備付-規程集 5-2-21 第5条）。さらに、短大教務委員会の下には、各種専門部会を設置し、学生の学修・生活支援に関する個別の課題に対応した具体的な活動を行っている。また、日常における学生からの学修や生活に関わる相談や奨学金申請の手続き等については、教務課で受け付け、対応を行っている。

本学では、併設大学と大学祭（東京福祉大学千輝（きらら）祭、以下：「大学祭」）を毎年共同開催している。大学祭の開催にあたっては、原則1・2年生の有志の学生を構成員とする「千輝祭実行委員会」を設立し、学生が主体となって運営をしているが、短大学生支援委員会や教務課職員においても適宜助言や支援を行っている。

学生の課外活動支援として、併設大学と共同で活動する30のサークルの内7サークルの顧問を本学の専任教員が担当し、サークル活動の相談と支援を行っている。また、キャンパス構内には、サークル活動及び学生の課外音楽活動練習用として13のサークル室と音楽室をもつサークル棟を整備設置しており、講義室や体育館も課外活動で利用できるようにしている。また、空き教室等の情報を学生に公表し、学生の課外活動が円滑に行えるよう支援している。

平成21(2009)年度から学内行事として「七夕会」及び「クリスマス会」を毎年開催している。「七夕会」は「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」の2年生、「クリスマス会」は「こども教育・保育専攻（3年制課程）」の2年生、「卒業レポート発表会」は「こども教育・保育専攻（3年制課程）」の3年生が企画・運営に携わっている（提出-1 pp. 18～19）。平成27(2015)年度の「七夕会」及び「クリスマス会」の様子は本学ホームページや「学内広報誌（Voyage ～大海へ～）」でも紹介している。平成26(2014)年度からは全学年参加の「卒業レポート発表会」を開催している（平成29(2017)年度に限り、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」については自由参加とした）。それまで卒業レポート発表会については「こども教育・保育専攻（3年制課程）」3年生のみが発表していたが、平成30年(2018)年度より「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」2年生の発表も加えることになり、「卒業研究発表会」と改称した。平成27(2015)年度からは、司会進行や会場設営なども学生に行わせ、より学生を主体とした行事としている。また、本学3年生が平

成25(2013)年度～平成28(2016)年度に「全国保育士養成協議会関東ブロック協議会主催の学生研究発表会」に参加し、研究発表を行っている。

学生のキャンパス・アメニティとして、本館1階にカフェテリア（学生食堂）があり、午前9時00分から午後7時00分まで営業している。カフェテリア（学生食堂）では学生がインターネットを使用できるようLAN配線を整備している。また、自動販売機を設置しており、営業時間外（原則として午前8時00分から午後8時00分）も利用可能としている。1号館1階の学生ラウンジには軽食喫茶のほか、自動販売機、学生用掲示板（アルバイト・ボランティア・催し物等）、カード式コピー機を設置している。4号館1階、2階及び5号館1階にも学生ラウンジがあり、テーブルと椅子、自動販売機（4号館1階は除く）、電子レンジ（5号館のみ）を設置している（提出-15 pp.6～14）。

本学では、開学以来、地域の活性化も視野に入れ、学生寮・宿舎等の施設運営は直接行っていないが、一人暮らしを始める入学予定者のために、女子学生会館、本学学生の専用マンション（男・女）を指定し、その案内を合格通知及び入学手続書類とともに送付している（提出-23）。

#### 【本学指定女子学生会館】

- ・大正寺女子学生会館
- ・実城女子学生会館

#### 【本学学生専用マンション】

- ・東京福祉大学学生専用マンション（男子専用3棟・女子専用1棟）

通学のための便宜として、本学と最寄り駅（JR上越・北陸新幹線本庄早稲田駅・JR高崎線本庄駅・JR両毛線・東武伊勢崎線伊勢崎駅）の区間内で、一般乗り合いバスを無料スクールバスとして利用できる制度を導入している。基本的に通学には公共交通機関の利用を推奨しているが、公共交通機関による通学が困難な場合には自転車又は自動車による通学を許可しており、キャンパス内外に学生用駐車場約760台、駐輪場約340台（駐輪場は1号館北側に設置）を整備している。平成28(2016)年度にはキャンパス内駐車場の一部を、アスファルト舗装することにより学生の利便性を図った。なお、本学の学生駐車場を使用する場合には、教務課に申請手続きを行い、「駐車許可証」の交付を受ける必要がある（提出-15 p.9）。

「学則」第40条（提出-3）及び「東京福祉大学短期大学部 学内奨学金規程」第6条（備付-規程集5-6-5）の規定に基づき、修学態度が良好であり、かつ①学業が特に優秀と認められた場合、②経済的理由等により納付が著しく困難な場合、③その他特別な事情があると認められる場合、の3条件のいずれか1つに該当すれば授業料の全部又は半額に相当する額の学内奨学金を給付する制度を整備している（表Ⅱ-B-③：学内奨学金制度）。学内奨学金制度のほか、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体や民間の諸団体の奨学金を借りる学生には、奨学金の募集告知・申請手続き方法等は教務課が窓口となり請求方法等を説明し、とりまとめを行っている。また、学校周辺のアルバイト募集広告を学内掲示板で紹介する等の支援を行っており、経済問題等の相談は教務課が窓口となっていることを「学生生活の手引き」等で周知徹底している（提出-

15 pp. 25～28)。

表Ⅱ-B-③：学内奨学金制度

奨学金制度	支給対象者	支給金額
学内奨学金制度(一般)	経済的事由により納付が著しく困難であり、かつ学業人物ともに特に優秀であると認められた学生	授業料の全額又は半額に相当する額を支給

新入学生に対しては、入試方法により1年次の授業料の半額が免除される「入試特待生奨学金制度」を設けている。A0入試、推薦入試2期の上位合格者には1年次の授業料半額又はその一部を免除、一般入試1期・2期の上位合格者には入学金相当額免除の措置を行っており、学習意欲の高い学生の確保、入学後の学修意欲の向上へとつなげている。また、本学独自のサポートとしては、東日本大震災被災者特別支援措置として選考料の免除や授業料の全額又は一部免除を行っている。さらに、入学手続時納付金の納付にかかる負担を軽減するため、令和元(2019)年度入試より、A0入試、推薦入試、一般入試1期・2期において2回分納制度を導入している(提出26 pp. 35～36)。

本学では学生の健康を守るために毎年4月に定期健康診断を行っている。また、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、アカデミックアドバイザーや教務課だけでなく、より専門的な相談に応じられるよう「保健相談室」、「学生相談室」を設置して対応を行っている。本館3階の「保健相談室」には、看護師や養護教諭が月曜日から日曜日の午前9時00分から午後6時00分まで常駐し、保健相談や怪我・病気の応急措置等を行っている。また、心理的な相談については、併設大学に附属する「東京福祉大学附属臨床心理相談室」を利用することもできるようになっている。このように、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整備し、学生への対応を適切に行っている(提出-15 pp. 15～16)。

学生生活全般に関する学生の意見・要望は、アカデミックアドバイザーをはじめ、教務課窓口、福祉専門職支援室、教職課程支援室、就職支援室、保健相談室、学生相談室など、学内の学生と関わる全ての組織体制において把握され、意見・要望については併設大学の全学学生支援委員会、及び短大学生支援委員会をはじめ関係部署で、意見・要望の確認と対応策の検討を行っている。また、平成22(2010)年には「学生生活の実態に関するアンケート」を実施し、その後、平成26(2014)年10月、平成28(2016)年10月、平成30(2018)年10月には併設大学の全学学生支援委員会、及び短大学生支援委員会が併設大学の全学生とともに、本学学生全員を対象に「学生生活満足度調査」を実施している。この「学生生活満足度調査」のアンケート調査結果や学生から直接上げられた意見や要望は、こども学科長、各委員会の委員長・部会長、事務局各所属長等を通して学内で共有化し、学生生活の充実と改善に活かしている。このような形で学生生活に関しての学生の意見や要望の聴取に努めている。平成30(2018)年度の調査結果は、表Ⅱ-B-④の通りである(備付-11)。

表Ⅱ-B-④：学生生活の実態に関するアンケート調査結果

平成30(2018)年度(本学及び伊勢崎キャンパス東京福祉大学の学生による調査結果)

	A	B	C	D	E
勉学面について	6.5%	40.0%	39.8%	30.6%	3.1%
総合的に、本学の学生生活について	8.3%	35.5%	36.7%	13.9%	5.6%
本学の授業について	7.4%	34.6%	38.6%	14.7%	5.8%
職員の学生への対応について	9.2%	35.0%	37.5%	14.0%	4.3%
出席状況・成績の支援体制について	8.5%	37.0%	37.6%	12.4%	4.5%

A: 満足している、B: どちらかといえば満足している、C: どちらともいえない、D: どちらかといえば満足していない、E: 満足していない

平成18(2006)年の開学以来これまで日本在住の外国籍の学生1名を受入れたことはあるが、留学生が入学したことはない。留学生の学修支援及び生活支援等については、併設大学と共同で整備しており、留学生の受入れは可能である(備付-21)。

本学の通信教育課程には、仕事や家庭の都合により、連続した休みを取りにくい、学修のためにまとまった時間・日数を確保しにくいなどの様々な時間的制約のある社会人学生が多く在籍しているため、土曜日・日曜日を中心に、ゴールデンウィーク、夏期7月から8月、9月下旬、春期2月・3月の長期連休に合わせてスクーリング授業を開講している。また、スクーリング授業は、本学伊勢崎キャンパスだけでなく、併設大学の池袋キャンパス、名古屋キャンパスのほか全国各地で開講している(提出-5 pp. 17~38)。

スクーリング授業は1科目あたり年間平均3回(本学、併設大学池袋キャンパス及び名古屋キャンパスで各1回)開講しており、1科目1回あたりの開講日数はほとんどが2日間の集中講義形式とし、1科目の受講期間は比較的短期間で修了するようカリキュラム編成に配慮しており、学生の学修計画に合わせ効率よく学修できるようになっている。また、希望した会場でのスクーリング授業を受講できなくなった場合は、他の会場で開講している同一科目のスクーリング授業を受講することができるほか、当該年度中にスクーリング授業を受講修了できない場合は、翌年度に受講できるよう配慮している(提出-5 pp. 17~38)。

印刷物による学修では、学生が自宅学修で作成したレポートは、毎月決められた日までに最大4科目を提出可能であり(提出-5 p. 51)、その科目の担当教員の添削指導を受け、合否判定を受けることとなっている。しかし、毎月必ず一定の科目数のレポートを提出することを強要しているわけではなく、学生自身が、自らの学修計画に合わせてレポートを作成・提出することを基本的に推奨している。科目終了試験についてもスクーリング授業と会場・日程を自分で選んで受験することが可能となっている。

学修面の支援のほか、仕事を持つ学生がスクーリング授業で休暇を取得する際に勤務先に提出する、文部科学省発行の「大学通信教育学生の面接授業出席について(依頼)」(いわゆる「勸奨状」)や「学生旅客運賃割引証」等を、学生からの申請に応じて、遅滞なく発行・送付し、少しでも学生がスクーリング授業に出席しやすくなるよう学生サービスに尽力している(提出-5 pp. 131~142)。

障がい者への支援のため、校舎は段差の少ないバリアフリー構造を採用しており、各校舎の入り口には車椅子用スロープを設置しているほか、車椅子用エレベーターや多目的トイレを各所に設置・整備している。通信教育課程では、障がいのある受験者が特別措置を希望する場合には、個別に相談を受け付けて、障がいの状況に応じた対応をとっており、募集要項には、願書提出時の注意として、身体等に障がいのある方は事前に相談する旨を記載している。本学には現在在籍していないが、肢体不自由者(車椅子利用者)がスクーリング授業や科目終了試験を受ける場合は、本人から事前に相談があれば、教室に車椅子利用者用の受講席の設置、本人持参の視覚障がい者用ノートパソコンの教室への持ち込み許可、試験時間の延長のほか、車での通学を可能としている伊勢崎キャンパス会場においては、障がい者用駐車場の利用を許可するなどの対応を行っている。また、過去にはスクーリング授業を担当する教員が講義で使用するスライドや配付資料等を、事前に自宅へ送付する等の個別支援を行ったこともあった。今後も、障がい者の出願希望者については出願前に個別相談を行い、どのような支援を行うのが良いか、個々の状況に応じた支援方法の検討と対応を行っていく。

「東京福祉大学短期大学部 学則」第4条（修業年限）に基づき、本学では保育・幼児教育専攻（通信教育課程は「幼児教育専攻」）で最長4年、こども教育・保育専攻では最長6年在学することができる。なお、休学期間は在学期間に算入しないこととなっている（提出-3）。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対し、教育の一環として本学が認める課外活動について、課外活動経費の一部を補助することができる旨を、本学の規則で定めている（備付-規程集5-6-1 第3条 第2項、備付-規程集5-6-16）。学生の自主的な地域活動として、地域の幼稚園、保育所等で、こどもたちにパペット人形を使用した人形劇を見せたり、絵本を読み聞かせたりする活動に取り組んでおり、優れた社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)の実績を残した者には表彰を行い、また「学内広報誌 (Voyage ～大海へ～)」に掲載して、全教職員及び学生に紹介している。また、本学周辺地域の保育・児童関連施設等から学生ボランティアの依頼があった場合は、1号館1階ラウンジの掲示板、4号館1階ラウンジ前の掲示板及び5号館1階学生ホール内に提示し学内への周知を行い、学生のボランティア参加を奨励している。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。



### ＜区分 基準Ⅱ-B-4の現状＞

本学では、就職支援のための組織として就職支援室及び教職課程支援室を整備・設置している（提出-15 pp.3～5）。本学は保育者を目指す学生が6～7割程度である。他は児童施設、障がい者施設、高齢者施設、病院及び一般企業と多岐に亘る。なお、幼稚園教諭及び小学校教諭を志望する学生に対しては教職課程支援室が教育実習等の支援を行っている。また、少数であるが小学校教員選考試験を受験する者に対しては採用に向けた支援を行っている。保育者を目指す学生への就職支援は就職支援室を中心に、学年ごとの支援はアカデミックアドバイザーが、個別の学生支援は少人数制のメリットを活かし、ゼミ担当教員が連携して展開している（提出-1 p.17）。その結果、本学（通学課程）の卒業生の就職率は6年連続で100%である（提出-1 p.28）。

本学及び併設大学の学生の就職に関する相談と就職先の開拓及び紹介支援には就職支援室の6名の専任職員があたっている。具体的には、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」は2年次より、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」は1年次よりホームルームの時間を活用して「就職ガイダンス」を開催し、就職活動の流れや採用試験の申し込み方法を説明し、進路志望調査、進路先紹介、履歴書の書き方、面接対策等の個別指導などを行っている。

また、教職課程支援室では9名の教職員が、各自治体の教員採用選考試験に関する情報を収集・分析し、受験希望者へ教職課程支援室ニュースや掲示物などで周知を図っている。教員採用選考試験の受験者には、受験票や志願理由書、模擬テスト、対策講座、模擬面接、模擬授業などの対策指導等を行っている。福祉専門職支援室の職員12名は、就職に関して学生に対して直接的な支援は行わないが、実習指導で得た保育所や施設等の情報を就職支援室に提供しており、就職支援室の学生支援活動の向上と充実に貢献している。

就職支援室及び教職課程支援室では、就職試験対策として、筆記試験・論文試験対策講座を定期的の開講しているほか、面接試験対策として個別に模擬面接と面接指導を行っている。また、小学校教員を志望する学生には、教職課程支援室から教員採用試験の概要及び過去問等の情報提供、筆記試験・論文試験・面接試験等について、個別に受験地域に応じた対策指導も行っている。

学修成果の査定からも卒業時の就職状況は重要であり、就職状況の確認と分析を就職支援室及び短大キャリア教育専門部会が行っている。就職状況については、自己点検・評価報告書や本学パンフレットに掲載し、各教員への情報共有を行っている（提出-1 p.28、備付-6・7：基準Ⅱ-A-7）。また、在学生の就職に対する意識喚起を促すため、（個人情報に配慮し、本人の了解が得られたものに限り）卒業生の就職先・氏名・出身高校等を、学内に掲示・公開している。

進学に対する支援として、本学を卒業後、併設大学への編入学を希望する学生については、学内選抜を経て、保育児童学部保育児童学科（平成30(2018)年度より社会福祉学部保育児童学科より変更）の4年次又は3年次、もしくは社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科、教育学部教育学科のいずれかの3年次に編入することができる制度を整備している（提出-1 p.29、提出-4 p.36）。この制度を利用して、平成25(2013)年度は5名、平成28年(2016)年度は4名、平成29(2017)年度は6名、平成30(2018)年度は5名

(4年次編入4名・3年次編入1名)の卒業生が社会福祉学部保育児童学科へ編入学しているが、平成26(2014)及び平成27(2015)年度は編入を希望する学生はいなかった。

留学に対する支援としては、これまで留学を希望する学生がいなかったことから具体的な支援の実績はないが、過去に海外での就職を希望した学生に対して就職試験及び採用内定後の書類の準備等、教務課と連携した支援を行った実績がある。

## <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

### 基準Ⅱ-B-1 の課題

近年、本学内でのコンピュータネットワークトラフィックが増大しており、通信の遅延等に関する相談や苦情が寄せられることが増えてきた。原因は、本学伊勢崎キャンパスのインターネット回線接続の帯域不足である。これを解決するために、現在、学術情報ネットワーク(SINET)への接続に切り替えるための準備を進めている。

学生用コンピュータの大多数がWindows 10への移行を完了したが、現在は、教職員用コンピュータの大多数がWindows 7のままである。しかし、Windows 7のサポートが、令和2(2020)年1月で終了することから、令和元(2019)年度中に完了するよう、Windows 10への移行を進めている。

### 基準Ⅱ-B-2 の課題

基礎学力が不足する学生に対して、補習授業の実施等の対応が必ずしも十分に行われていないところが認められるため、今後そうした学生へのより手厚いサポートを検討する必要がある。

通信教育課程における学修アドバイザー制度の利用件数は、併設大学の社会福祉学部、教育学部及び心理学部の通信教育課程学生の利用者においても、学生数の1割未満と少ないことから、今後も引き続き周知を継続するとともに、通信教育課程の学生に対する学生サービスの質の一層の向上を図るため、インターネットを利用した事務手続きシステムの内容充実や、機関誌「東京福祉大学通信」の紙面内容を魅力ある内容に改善するなどし、学生支援体制の充実に努めていく。

## <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

## <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

### (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

- ① 教育課程の編成に関する向上策：キャリア教育や3年制の短期大学として個性・特色のある教育のためのカリキュラム編成

キャリア教育に関しては、平成30(2018)年度より本学独自の科目として「保育者能力開発演習Ⅰ」及び「保育者能力開発演習Ⅱ」を開設し、充実を図った。3年制としての個性や特色については、「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の募集停止が決定したためカリキュラム編成に変更はない。

- ② 入学者受入れの方針に関する向上策：入学希望者に対するアドミッション・ポリシーの考え方のさらなる浸透・普及

これまで、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、他の方針と同様に本学ホームページや本学パンフレット等で学内外に浸透・普及を図ってきた。令和元(2019)年度からは改定を行った入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を適用することになるため、オープンキャンパス、本学ホームページ、本学パンフレット等を通して浸透・普及に努めていく。

- ③ 学修成果の査定に関する向上策：学修成果及びその査定方法の整理と明確な表示及び学内での共通理解の推進

学修成果については、平成 30(2018)年度中に見直しを行い、令和元(2019)年度入学生より改定した学修成果を適用することになる。新たな学修成果は、カリキュラム・マップによりその獲得状況を視覚化できるようにすることを念頭に策定している。そのため、教員及び学生双方が学修成果獲得状況を確認しやすくなる。今後は、このカリキュラム・マップによる学修成果獲得状況の把握や学生指導への有効性について確認し、必要に応じてシステムの向上を図っていく。

- ④ 学生の卒業後評価への取り組みに関して：卒業生の就職先・進路先での詳細状況データ収集と卒業後評価の分析

就職支援室職員による卒業生の就職先からの意見聴取を実施しているものの、その回答は卒業生の人柄などに関するものが中心で、学修成果の獲得について見直しをするための参考にはならなかった。そのため、令和元(2019)年度からは専用のアンケート用紙を作成し、詳細なデータを収集できるよう検討を行っている。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

##### ・短大主催の「勉強会」の実施

基礎学力が不足する学生に対して、補習授業の実施等の対応が必ずしも十分に行われていないところが認められるため、こども学科長及び短大教務委員が中心となり「勉強会」の実施について検討している。（※6月27日に第1回を実施予定で、春期終了まで継続する。その後は、学生のニーズに合わせてながら、より良い実施方法について検討を重ねていく。）

##### ・通信教育課程における学修支援体制の充実

主に科目の学修に関する専門的な内容から履修の進め方等の相談を中心に専門の相談員が支援を行う「学修アドバイザー制度」や、インターネットを利用した Web 履修システム『TUSW.C.E-Web』において学修の個別相談ができる制度の利用は、自学自修を主にする通信教育課程の学生に対する学修支援を充実させることが可能である。上記制度をより多くの学生に利用してもらい学修支援を充実させるため、機関紙「東京福祉大学通信」に上記制度の詳細を掲載し周知を行うことで上記制度の利用を推奨する。

同紙は令和元(2019)年度には年 3 回の発行を予定している。また、本学のホームページの在学生在が閲覧できる専用ページに、上記制度の詳細を掲載し周知することで同制度の利用を推奨し、学修支援体制をより一層充実させる予定である。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7-基準Ⅲ

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## ＜根拠資料＞

- 備付資料： 6. 平成 28(2016)～平成 30(2018)年度自己点検評価報告書  
 22. 教員個人調書 [様式 19]  
 23. 教育研究業績書 [様式 20]  
 24. 非常勤教員一覧表  
 25. 東京福祉大学・大学院紀要  
 26. 本学ホームページ「教員の状況」  
 27. 専任教員の研究活動状況表 [様式 22]  
 28. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23]  
 30. FD 活動の記録  
 31. SD 活動の記録

## 備付資料-規程集：

- |        |                    |                  |
|--------|--------------------|------------------|
| 1-2-1  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 事務組織規則           |
| 1-2-3  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 文書取扱規則           |
| 1-2-4  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 公印取扱規程           |
| 1-2-7  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 施設管理規則           |
| 1-2-15 | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | スタッフ・ディベロップメント規程 |
| 1-2-18 | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 公用車管理規程          |
| 1-2-21 | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 情報システム運用センター規程   |
| 1-3-1  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 教員就業規則           |
| 1-3-2  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 職員就業規則           |
| 1-3-3  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 非常勤教職員就業規則       |
| 1-3-4  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 定年規程             |
| 1-3-8  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 教員任期規程           |
| 1-3-14 | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | テニヤ取得に関する内規      |
| 1-4-5  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 旅費支給規程           |
| 1-4-7  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 教育研究費及び研究旅費規程    |
| 1-4-8  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 専任教員海外研究出張規程     |
| 1-4-9  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 教職員の海外渡航に関する規程   |
| 1-4-10 | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 教職員の学内進学奨学金制度規程  |
| 1-5-1  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 経理規程             |
| 1-5-4  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 物品管理規程           |
| 1-5-7  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 契約事務規程           |
| 1-6-4  | 学校法人茶屋四郎次郎記念学園     | 課長等連絡会規程         |
| 5-1-3  | 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 |                  |

## 教育方針及び授業方法に関する規程

- 5-2-10 東京福祉大学短期大学部 短大総務委員会に置く  
倫理・不正防止専門部会規程
- 5-2-15 東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会に置く  
短大ファカルティ・ディベロップメント専門部会規程
- 5-2-23 東京福祉大学短期大学部 短大人事委員会規程
- 5-3-1 東京福祉大学短期大学部 教員任用規程
- 5-4-2 東京福祉大学短期大学部  
科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程
- 5-4-3 東京福祉大学短期大学部 公的研究費運営管理規則
- 5-4-4 東京福祉大学短期大学部 研究活動における  
不正行為への対応等に関する規程

**[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

**<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>**

「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」の開設時、平成28(2016)年4月に、教授2名、准教授1名、講師2名が併設大学から本学に異動（着任）し、外部から教授5名、准教授4名、講師5名、助教2名が新規に着任した。平成29(2017)年度末に教授2名、准教授1名、講師2名の異動があったが、平成30(2018)年度は准教授1名、助教5名が新規に着任した。これにより、平成30(2018)年度の「こども学科」の専任教員は30名（学長1名、教授7名、准教授8名、講師7名、助教7名）となっている（備付-6 各報告書の基準Ⅲ-A-1）。この教員数は、短期大学設置基準第22条関連別表第1で定めている必要教員数（17名）を充足している。また、教授、准教授、講師、助教の人数バランスも良好である（備付-26）。

本学の専任教員個々人の学位と教育実績（表Ⅲ-A-①：専任教員の学位・専門、主な担当教科の状況 [平成30(2018)年度]）、及び研究業績、制作物発表、社会活動等（表Ⅲ-A-②：専任教員の教育・研究業績集計（平成30(2018)年4月～平成31(2019)年3月）は

(備付-22・23)、短期大学設置基準第22条の2から第25条の2の学長、教授、准教授、講師、助教の資格を充足しており、平成27(2015)年度以降、自己点検・評価報告書において公表している(備付-6 基準Ⅲ-A-1)。

表Ⅲ-A-① 専任教員の学位・専門、主な担当科目の状況(平成30(2018)年度)

	氏名	職位	学位・称号	就任年月	専門	主な担当科目
1	中島 範	学長	名誉博士 (社会福祉学)	平成18年4月	家政学	なし
2	高木俊彦	学科長 教授	社会学士	平成28年4月	犯罪社会学 更生保護	犯罪心理学、少年と犯罪 社会病理
3	金子 勇	教授	臨床教育学修士	平成27年4月	障害者福祉	保育実習Ⅰ(施設)
4	田口雅夫	教授	芸術学士	平成28年4月	作曲	音楽基礎Ⅰ・Ⅱ
5	福島 裕	教授	修士(教育学)	平成28年4月	社会科教育学	社会、社会科指導法 人権教育、教育実習指導
6	山内健次	教授	修士(スポーツ科学)	平成28年4月	発育発達学 レジャーレクリエーション学	健康スポーツ、幼児体育
7	山本 豊	教授	社会科学士(法学)	平成28年4月	教育法規 法学・憲法	教育法規、法学(憲法を含む)
8	吉川晴美	教授	家政学修士	平成28年4月	児童学 発達臨床心理学	保育原理、幼児理解
9	新井美也子	准教授	文学士	平成28年4月	国語科教育学	国語、文章表現
10	酒井博美	准教授	博士(障害科学) 修士(心理学)	平成30年4月	障害児・者の心理 発達心理学	障害児保育、発達心理学 教育心理学
11	鈴木美子	准教授	家政学士	平成18年4月	幼児教育学	カリキュラム論 保育・教職実践演習
12	中村 裕	准教授	修士(スポーツ科学)	平成28年4月	健康教育	保育内容(健康) レクリエーション理論
13	手計 茂	准教授	教育学士	平成28年4月	国語科教育	国語(書写を含む)
14	松本岳志	准教授	修士(教育学)	平成21年4月	音楽教育学	音楽基礎Ⅰ・Ⅱ 音楽科指導法
15	森 正人	准教授	博士(工学) 修士(教育学)	平成19年4月	技術教育 情報教育学	情報機器の操作Ⅰ・Ⅱ
16	八重樫幸雄	准教授	修士(教育学)	平成28年4月	教育相談 特別支援教育	教育相談 カウンセリングの基礎
17	相原 豊	講師	修士(体育学)	平成29年4月	体育学	体育、幼児体育
18	安藤哲也	講師	修士(教育学)	平成28年4月	幼児教育 生活科教育	保育士・教師論
19	河合光利	講師	修士(文学)	平成28年4月	幼児教育学	保育内容総論 保育内容(環境)

20	手塚千尋	講師	博士（学校教育学） 修士（教育学）	平成 25 年 4 月	美術教育学	図画工作 I・II 図画工作科指導法
21	堀 聡子	講師	博士（生涯人間科学） 修士（学術）	平成 27 年 4 月	家族社会学	子育て支援論 家庭支援論、ジェンダー論
22	松井裕子	講師	家政学士	平成 28 年 4 月	家政学 児童学	保育士・教師論 幼児教育方法論
23	本野洋子	講師	修士（芸術学）	平成 28 年 4 月	幼児音楽 音楽教育学 芸術一般	こどもの音楽 I・II
24	井上昌樹	助教	修士（教育学）	平成 28 年 4 月	美術教育学	図画工作 I・II 図画工作科指導法
25	佐藤友樹	助教	博士（スポーツ科学） 修士（スポーツ健康科学）	平成 30 年 4 月	健康・スポ ーツ科学	健康・スポーツ、幼児体育
26	高木麻衣子	助教	修士（教育学）	平成 28 年 4 月	音楽教育学	音楽基礎 I、音楽（小） 音楽 II（小）
27	長谷川有香	助教	修士（心理学）	平成 30 年 4 月	心理学	発達心理学 I・II、教育心理 学、保育の心理学 I・II
28	林 麻由美	助教	修士（音楽）	平成 30 年 4 月	音楽教育学	保育内容（表現）、音楽 （幼）保育表現技術演習
29	原 久美子	助教	博士（芸術学） 修士（芸術学）	平成 30 年 4 月	器楽（ピアノ） 音楽教育学 芸術一般	音楽基礎 I・II 音楽（小）
30	山口恵美子	助教	修士（児童学）	平成 30 年 4 月	児童学	保育実習指導 I・II、 乳児保育 I・II

表Ⅲ-A-② 専任教員の教育・研究業績集計（平成 30(2018)年 4 月～平成 31(2019)年 3 月）

	氏名	職位	著作数	論文数	学会発表数	国際的活動	社会的活動	備考
1	中島 範	学長	0	0	0	無	無	
2	高木俊彦	学科長	1	0	0	無	有	更生保護法人日本更生保護協会賛助会員 日本更生保護学会理事
3	金子 勇	教授	0	0	0	無	無	
4	田口雅夫	教授	0	0	3	無	有	周年記念歌作曲
5	福島 裕	教授	0	0	0	無	有	群馬県放課後児童支援員研修 （認定資格研修）講師
6	山内健次	教授	0	0	0	無	有	
7	山本 豊	教授	1	1	1	無	有	北区・いじめ問題対策委員会委 員長、男女共同参画苦情解決委 員会委員長、小中一貫校カリキ ュラム検討委員会委員長、教科



								用図書選定審議会委員長、その他研修会講師多数
8	吉川晴美	教授	1	0	3	無	有	国立附属学校評議員 町田市特別支援専門委員
9	新井美也子	准教授	0	0	0	無	有	埼玉県人権擁護委員
10	酒井博美	准教授	0	0	0	無	有	東京都保育士等キャリアアップ 研修会講師、特別支援教育専門 性向上公開講座講師
11	鈴木美子	准教授	0	0	1	無	有	
12	中村 裕	准教授	0	1	0	無	有	
13	手計 茂	准教授	0	0	0	無	有	自治会役員
14	松本岳志	准教授	0	0	2	無	有	演奏会：2
15	森 正人	准教授	0	0	0	無	無	
16	八重樫幸雄	准教授	0	0	1	無	有	ポケット幼稚園役員、NPO 事務長
17	相原 豊	講師	0	0	0	無	有	体操競技会審判等
18	安藤哲也	講師	0	3	0	無	有	榛東村幼保小連携アドバイザー
19	河合光利	講師	0	1	1	無	有	幼保小連携事業等
20	手塚千尋	講師	2	1	2	無	有	
21	堀 聡子	講師	1	1	0	無	有	
22	松井裕子	講師	0	0	0	無	有	幼稚園評議員
23	本野洋子	講師	0	0	6	有	有	演奏会：5
24	井上昌樹	助教	0	1	1	無	有	展覧会 1. ワークショップ 1
25	佐藤友樹	助教	0	1	1	無	有	日本体操競技・器械運動学会常務理事
26	高木麻衣子	助教	0	0	1	無	有	演奏会数：4
27	長谷川有香	助教	0	0	0	無	無	
28	林 麻由美	助教	0	1	2	無	有	演奏会数：3
29	原 久美子	助教	0	0	1	無	有	演奏会数：3
30	山口恵美子	助教	0	2	1	無	有	

学科の教育課程の編成と実施のため、専任教員30名（学長を含む）及び非常勤教員45名を適切に配置している（表Ⅲ-A-①：専任教員の学位・専門、主な担当教科の状況）。本学の専任教員組織の特徴は、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の養成だけでなく、幼児・小児の精神的発達や保護者に対する育児・教育相談にも対応できるこどもの専門家の養成を可能とし、さらにはIT技術をもカバーする多様な専門分野の教員で組織している点である。また、45名の非常勤教員のうち34名が、同一キャンパス内の併設大学の教員であり、学生は本学専任教員と同じように、併設大学の教員の研究室に出向き、個別指導を受けることができる（備付-24）。

非常勤講師の採用についても、短期大学設置基準の遵守及び本学における教育の質を保証するため、専任教員と同様、学位、研究業績、その他の経歴等を厳しく審査し、

本学の科目を担当することのできる教員を採用している（備付-規程集5-3-1 第6条）。本学の授業・科目のカリキュラム編成にあたり、授業・科目の全てを、専任教員及び非常勤教員が担当しているため、補助教員は配置していない。

教員の採用・昇任の方針は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」（第2章人事）に規定されており（備付-規程集1-3-1）、その運用は「東京福祉大学短期大学部教員任用規程」（備付-規程集5-3-1）に基づいて、適切に行われている。教員の採用にあたっては公募を原則とし、教授3名で構成する短大人事委員会によって、応募者から提出された応募書類（履歴書、教員個人調書・教育研究業績書、主要論文3本（写し）、教育・研究計画書）による書類審査及び面接審査等の厳正なる採用選考を実施し、採用候補者を決定し（備付-規程集5-2-23 第6条）、理事長が任命している。

専任教員の昇任にあたっては、毎年11月末までに昇任申請を受付け、提出された申請書・履歴書・研究業績書、自己の研究を代表する論文3本（写し）及び本学及び併設大学への貢献度を踏まえ、短大人事委員会にて厳正なる審査選考を行い、昇任候補者を選任し（備付-規程集5-2-23 第6条）、理事長が決定している（備付-規程集1-3-1）。

本学教員は、年度ごとに雇用契約を締結しているが、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 テニヤ（終身雇用保証）取得に関する内規」により、専任教員として継続して7年以上本学に勤務し、教育実績・研究業績が優れ、年齢が65歳未満、テニヤ審査の年度中に66歳にならないといった条件を満たす者は、テニヤ申請を行うことができる。テニヤ候補者の審査は、教育実績・研究業績、学内貢献等、テニヤ取得に関する内規に基づき、短大人事委員会が厳正なる審査選考を行い、昇任等候補者を決定し、理事長が最終決定する。テニヤを取得した専任教員は70歳まで雇用が保証される（備付-規程集1-3-14）。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

### ＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

本学の専任教員は、それぞれの専門性に沿って研究活動を行っており（備付-27）、その研究成果は著書、論文、学会等で発表している（表Ⅲ-A-②：専任教員の教育・研究業績集計（平成30（2018）年4月～平成31（2019）年3月））。研究成果は、授業の質的向上に活用されているほか、公開講座、市民講座、研修会等を通して広く一般市民に対しても公開されている。

これまで共同研究については、本学教員同士、併設大学の教員、他大学の教員や保育・教育施設の教職員、各種研究機関の研究者等との間で、様々な分野において行われてきた。しかし、平成30（2018）年度の共同研究数はあまり多くなかった（表Ⅲ-A-③：専任教員の研究における共同研究数（平成30（2018）年4月～平成31（2019）年3月））。

専任教員個人の研究業績リストは、本学と併設大学が共同刊行している「東京福祉大学・大学院紀要」の各巻第2号巻末（3月刊行）に掲載されており（備付-25）、大学ホームページからも常時閲覧可能となっている。

＜東京福祉大学大学院大学案内研究活動＞

<https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/research.html>

また、「東京福祉大学・大学院紀要」に掲載した論文は、（国立大学法人）群馬大学が主幹として運営管理している「群馬県地域共同リポジトリ（AKAGI: Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes）」に収載され、同ホームページにおいて、常時閲覧可能となっている。

＜群馬県地域共同リポジトリ＞

<https://gair.media.gunma-u.ac.jp>

上述の通り、本学教員の研究活動の体制は進み、共同研究体制も構築され、研究活動は活発に行われている。しかし、教員間の研究発表数には偏りがある。

表Ⅲ-A-③ 専任教員の研究における共同研究数（平成30（2018）年4月～平成31（2019）年3月）

共同研究形態	論文数	学会等発表数
本学内	0件	1件
学外（東京福祉大学）	0件	7件
学外（東京福祉大学以外）	2件	2件

専任教員の研究活動状況を把握するため、年度末に教育研究業績書の提出を義務づけている（備付-22・23）。教育研究業績書には、著書、学術論文、学会発表、共同研究、特許、一般市民講演、授業用教材の作成、授業に対する学生の評価等、教育研究に関わる事項の概要、一般市民向けの学術講演、各種催しの指導、演奏会、作品発表などを記載することになっている。また、平成23（2011）年度より、専任教員の研究業績は、併設大学と共同刊行している「東京福祉大学・大学院紀要」の巻末に掲載されている（備付-25）。

科学研究費補助金の獲得状況は、次の通りである（備付-28）。

## ○本野洋子講師（研究代表者）

研究期間：平成 29(2017)年 4 月～令和 3(2021)年 3 月

種 目：科学研究費基盤研究(C) 課題番号：17K01933

研 究 費：4,940,000 円（直接経費：3,800,000 円、間接経費：1,140,000 円）

## ○高木麻衣子助教（研究代表者）

研究期間：平成 29(2017)年 4 月～平成 31(2019)年 3 月

種 目：科学研究費若手研究(B) 課題番号：17K18310

研 究 費：4,160,000 円（直接経費：3,200,000 円、間接経費：960,000 円）

## ○長谷川有香助教（研究代表者）

研究期間：平成 29(2017)年 4 月～令和 2(2020)年 3 月

種 目：科学研究費若手研究(B) 課題番号：17K17491

研 究 費：1,820,000 円（直接経費：1,400,000 円、間接経費：420,000 円）

専任教員に対して、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規程」に基づき、専任教員が教育研究活動を行う上で必要とする経費の一部を補助するために、同法人は教育研究費及び研究旅費を支給している（表Ⅲ-A-④：専任教員の教育研究費及び研究旅費（年間支給額））。教員は支給された教育研究費及び研究旅費を使って研究活動を行い、研究成果を生み出している（表Ⅲ-A-②：専任教員の教育・研究業績集計（平成 30(2018)年 4 月～平成 31(2019)年 3 月））（備付-規程集 1-4-7）。

専任教員は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」に基づき、教育研究活動に専念することを定めており、1 週のうち 1 日を研究日として研究活動を行うことになっている。また、研究活動の支援のため「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規程」に基づいて、教育研究費及び研究旅費を支給している（表Ⅲ-A-④：専任教員の研究費及び研究旅費）（備付-規程集 1-3-1 p.11）。

表Ⅲ-A-④ 専任教員の教育研究費及び研究旅費（年間支給額）

役職	教育研究費	研究旅費
教授	400,000 円	130,000 円
教授（大学院専任教員の場合）	450,000 円	150,000 円
准教授	350,000 円	120,000 円
講師	300,000 円	110,000 円
助教	250,000 円	100,000 円
助手	150,000 円	80,000 円

教育研究費及び研究旅費の申請・精算に際しては、使途の説明と領収書の添付が必須であり、研究旅費の申請・精算に際しては、事前に出張目的・出張先を明記した申請書を提出し、出張後は、公共交通機関（JR、私鉄、公共バス）の利用を除いて、タクシー、航空機、宿泊先の領収書等の添付を義務づけており、教育研究費・研究旅費が適正に使われていることを確認している。出張の交通手段は公共交通機関の利用を推奨しているが、やむを得ず自家用車を利用する場合は、乗車距離を JR 普通旅客運

賃に換算している。なお、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規程」に定める教育研究費・研究旅費のほか、本学主催の公開講座、本学の代表として出席するセミナー等及び研究発表会に関わる経費は別途支給している。年度内に消化されなかった教育研究費・研究旅費を次年度に繰り越すことは認めていない（備付-規程集 1-4-7）。

研究倫理を遵守する取り組みとして、「東京福祉大学短期大学部 短大総務委員会に置く倫理・不正防止専門部会規程」（備付-規程集5-2-10）「東京福祉大学短期大学部 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」（備付-規程集5-4-2）、「東京福祉大学短期大学部 公的研究費運営管理規則」（備付-規程集5-4-3）、「東京福祉大学短期大学部 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」（備付-規程集5-4-4）などを整備しており、年に1回、研究倫理研修を行い、不正防止に努めている（備付-規程集5-4-4 第5条）。なお、本学教員の研究活動において、これまで倫理面での問題は生じたことはない。

教員の研究成果については、原則的に教員個人が所属する学会の機関誌、国際学術誌、又は専門商業誌に発表できることを保証している。また、研究論文を発表する場として、年2回（原則として3月と10月）、併設大学と共同刊行している「東京福祉大学・大学院紀要」を提供している。この「東京福祉大学・大学院紀要」に投稿された論文は、関連分野を専門とする学内外2名の査読者によって、学会機関誌に匹敵する厳正な査読を行い、内容が不備なものは掲載不可・保留となる（備付-25）。

直近3年間の「東京福祉大学・大学院紀要」には、本学専任教員が名を連ねている数は、平成26(2014)年10月発行の第5巻1号では論文7本中5本、平成27(2015)年3月発行の第6巻1号では論文9本中5本、平成28(2016)年3月発行の第6巻2号では論文8本中3本、同年10月発行の第7巻1号では8本中0本、平成29年(2017)年3月発行の第7巻2号では10本中4本、平成29年(2017)年10月発行の第8巻1号では10本中2本、平成30年(2018)年3月発行の第8巻2号では16本中1本であった。

専任教員全員には、研究室（20㎡～21㎡）を供与しており、内部にはLAN設備、電話、机、打合せテーブル、書架等を備え付けている。また、地上デジタルテレビ放送の受信ケーブルも配線しており、有線LANのほか、学内無線LANも使用できる環境を整備している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」（備付-規程集1-3-1）に基づき、専任教員の研究、研修等を行う時間として、1週間のうちの1日を研究日としている。また、1週間の授業コマ数は6コマ（1コマは90分、年間12コマ）を上限とし、授業や学生指導、委員会等の学務、学外業務等に支障のない範囲で、研究・研修のための出張を認めている。研究・研修、学会活動等による出張が授業と重なる場合は、事前に申請書を提出し、代替補講の実施を義務づけている。専任教員の研究、研修等を確保するために、担当する授業数（時間・コマ）が極端に多くなならないよう、非常勤講師を配置する等の配慮を行っており、平成30(2018)年度の専任教員1人あたりの平均年間授業担当コマ数は9.0コマとなっている。しかし、一部の教員で授業担当コマ数が12.3コマ以上あった。

なお、本学は、通信教育課程を有していることで、通学課程の授業がない、土・日及

び夏期・冬期・春期等の休業期間中に行っているスクーリング授業（面接授業）を担当することがある。また、夏期・春期休業中は、通学課程学生及び通信教育課程学生の実習先（保育所・施設・幼稚園等）への巡回指導等を行うことがあるため、一定期間継続して行う調査や実験研究、海外での調査、研究発表等は、比較的余裕のある冬期休業を利用して行うことが多くなっている。

専任教員の研究発表・研究調査等に関わる海外出張に関しては、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 旅費支給規程」（備付-規程集1-4-5）、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規程」（備付-規程集1-4-7）、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 専任教員海外研究出張規程」（備付-規程集1-4-8）、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の海外渡航に関する規程」（備付-規程集1-4-9）を整備している。

FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の推進体制として、「東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会に置く短大ファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」（備付-規程集5-2-15）に基づいて、短大ファカルティ・ディベロップメント専門部会を組織し、規程（第5条 審議及び実施事項）に定める「教育内容及び授業方法の改善の実施に関すること」、「教育内容及び授業方法の改善の調査研究に関すること」をつかさどっている。具体的なFD活動としては、FD研修会の開催が主なものであり、本学においてこの研修会は授業を除く全ての業務において最重要と位置づけられている。毎年度、FD研修会は、全専任教員を対象とした研修会、新任教員又は選抜した専任教員を対象とした研修会、非常勤講師を対象とした研修会を開催している。また、授業見学はいつでもできることになっており、常に緊張感と責任感をもって授業にあたる体制を整備している。

平成30(2018)年度も、専任教員や非常勤講師を対象に、FD研修会を多数実施している（備付-30）。平成30(2018)年度の研修会では、本学の授業の基本的なスタイルである「双方向対話型授業」への改善を図ること、及びキャリア教育科目における授業方法の徹底が主な内容であった。さらに、平成30(2018)年12月から平成31(2019)年1月まで授業参観期間を設け、望ましい授業としてリストアップされた授業を全教員が複数回参観し、各自の授業に活かすことを目的に授業見学報告書を作成・提出し、授業の工夫・改善を図っている（備付-規程集5-1-3 第10条）。

専任教員は、教育活動及び研究活動を通して学修成果の向上を図るため、教員間のもとより各委員会及び専門部会、事務局等と常に連携しながら活動を行う体制を整備している。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な機能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

学修成果を向上させるため、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」に法人及び本学、併設大学の事務組織体制と業務分掌を規定し、事務組織の責任体制は明確になっている。法人及び本学、併設大学の業務を行うため、法人事務局及び大学・短大事務局を設置し、法人事務局の下に法人事務課及び法務室、大学・短大事務局の下に総務課、財務課、入学課、教務課、通信教育課を設置し、業務分掌に定める業務を所管している（備付-規程集1-2-1）。

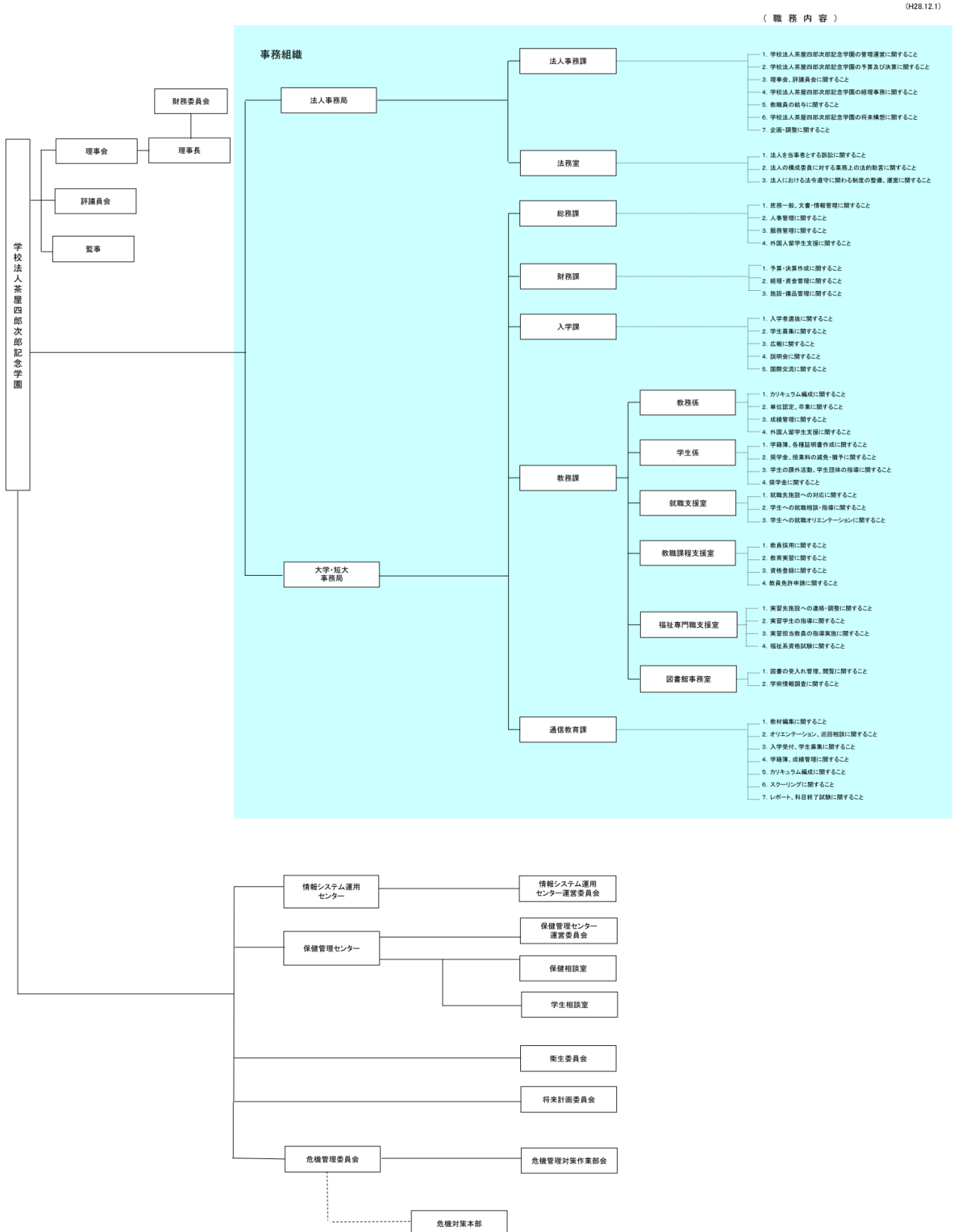
「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」のほか、事務関係諸規程として、

- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 文書取扱規則」（備付-規程集1-2-3）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公印取扱規程」（備付-規程集1-2-4）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 施設管理規則」（備付-規程集1-2-7）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公用車管理規程」（備付-規程集1-2-18）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 旅費支給規程」（備付-規程集1-4-5）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」（備付-規程集1-5-1）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 物品管理規程」（備付-規程集1-5-4）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 契約事務規程」（備付-規程集1-5-7）

等を整備している。事務組織は次に示す（図Ⅲ-A-①：「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」）の通りである。

図Ⅲ-A-①：「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」

学校法人茶屋四郎次郎記念学園の事務組織





法人及び本学、併設大学に勤務する事務職員のため、平成25(2013)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」(備付-規程集1-2-15)を整備施行し、事務職員の管理運営・教育研究等の資質向上のための支援について、組織的な取り組みを行うことを明確にしている。

事務職員の資質・能力向上の機会として、事務組織の各所属長による管理監督のもと、日常業務の遂行状況の確認と業務の見直しや事務処理の改善への取り組みを行っている。また、学修効果を向上させるために、関係部署と連携した業務や委員会・専門部会等の活動に携わる機会を多く設けているほか、下記の通り職員の資質・能力向上の機会の提供、学生支援等の職務の充実を図っている(備付-31)。

- ① 日本私立短期大学協会、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団、私学経営研究会、その他各種団体の主催する外部研修会等に役員及び関連する職務の事務職員を参加させ、資質・能力向上の機会を提供している。
- ② 学生支援担当の事務職員が、群馬県内の私立大学スポーツ大会に本学の学生が参加し、他大学の学生と親睦を深めることができるよう、同スポーツ大会の連絡協議会に出席するなど、学生支援の職務を充実させている。
- ③ 新任職員研修会等の職員研修会をはじめ、仕事始めの会等の式典や毎週木曜日に行われている全体ミーティングでの理事長、学長等の講話を通して、「建学の精神」と「教育の目的」を理解し、学生支援の職務を充実させている。
- ④ 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」(備付-規程集1-4-10)を定め、3年以上勤続する教職員に対しては、東京福祉大学大学院に進学する際に、その授業料を減免する等、費用面においての支援を行っている。

また、法人及び大学に勤務する事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるため、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 課長等連絡会規程」(備付-規程集1-6-4)に基づき、各課の所掌事務に関わる懸案事項の協議及び相互調整を諮ることを目的として、事務局長・事務局長補佐・事務局各課長をメンバーとする「課長等連絡会」を開催している。当会議では事務局各課の情報共有化を図り、協議した内容について、各課長等を通じ所属の専任事務職員に周知し、円滑な業務遂行を行っている。さらに、学修効果を向上させるため、専任事務職員は関係部署と連携した業務や委員会・専門部会等の活動に携わるなど、学修成果を向上させるために関係部署との連携を図っている。

事務室の情報機器、備品等の整備に関しては、各事務職員へ一人1台パソコンを貸与するほか、事務業務に必要な情報機器(コピー・FAX複合機、多機能電話機等)、備品等の整備を適切に行っている。また、情報セキュリティとして、情報システム運用センターを設置して対策を行っている(備付-規程集1-2-21)。事前対策であるハードウェア・ソフトウェアの選定、情報機器設置後の設定と監視、セキュリティソフトの導入と管理等は、情報システム運用センターと総務課のシステム担当者が共同で行っており、抑止策である学内向けのセキュリティに関する情報提供、情報セキュリティ教育、情報の取り扱いのルール作成と周知等は情報システム運用センターが行っている。さらに、災害などの非常時にサーバを安全に停止できるようにUPS(非常用電源装置)を設置し、情報が消失しないよう対策を講じている。

天災等非常時の防災対策として、非常用食料、水、救出用キット、簡易トイレ等を備蓄している。また、台風・暴風雨時の浸水対策として、土嚢、排水ポンプ（3台）、大雪・積雪時の対策として、除雪機（1台）、雪かきスコップ、融雪剤（塩化カルシウム）を常備している。また、停電時の対策として小型発電機を一台常備している。このほか、本館、1号館保健管理センター及び5号館のキャンパス内4箇所にAEDを、本館・1号館・2号館・4号館・5号館及び体育館に非常用放送設備、防火扉、非常灯、煙探知機等を設置している。

月曜日から土曜日の13時から20時は、女性警備員1名が学内の巡回警備を行っており、月曜日から土曜日の夜間帯18時から翌日9時まで、日曜日の全日は男性警備員1名が常駐警備を行っている。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

**<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>**

教職員の就業に関わる諸規則として、

- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」（備付-規程集1-3-1）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」（備付-規程集1-3-2）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則」（備付-規程集1-3-3）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 定年規程」（備付-規程定集1-3-4）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員任期規程」（備付-規程集1-3-8）
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 テニヤ取得に関する内規」（備付-規程集1-3-14）
- 「東京福祉大学短期大学部 短大人事委員会規程」（備付-規程集5-2-23）

等を整備し、教職員の人事管理を適切に行っている。

全教員と毎年度、雇用契約書を締結しており、雇用契約書には、所属・給与・授業担当コマ数・休日・休暇等に関する事項を明示している。教員の採用着任時、又は契約更新時には、雇用契約内容について詳しい説明を行った上で契約を交わしている。また、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」（備付-規程集1-3-1）、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則（備付-規程集1-3-2）」及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則」（備付-規程集1-3-3）等は教職員であればアクセスできる共有フォルダに格納され、閲覧が可能となっている。

教職員の就業は、整備した諸規則に則った適正な手続きを経て、適切に行っている。

**<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>**

**基準Ⅲ-A-2 の課題**

教育・研究活動の向上への取り組み状況については、教員間で研究活動成果の発表

に格差が見られる。研究成果は公の場において発表等を行い、学会や社会の評価を受けて、はじめて意味がある。そのため、専任教員全員がその専門領域において高いレベルで積極的に教育・研究活動に取り組むことはもとより、これまで以上に研究成果の発表を支援する体制の整備と推進が必要となっている。研究活動は高等教育に携わる者の責務であり、その活動のためには資金が必要であり、研究活動を現状以上に高めるため、資金面において科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金など、外部資金獲得のための努力が必要である。

専任教員の研究、研修等を行う時間（研究日）は、週1日を確保している。授業コマ数が上限の12コマを超えている教員（2名）も見られるが、同一科目担当教員間で上限を超えぬよう授業コマ数の調整を行い解消していく必要がある。

### 基準Ⅲ-A-3 の課題

学修成果を向上させるためには、専任事務職員が自ら進んで業務の改善を行う必要がある。そのためにも事務職員個々人の能力・スキルの向上、キャリアアップを目的としたSD活動を企画・実施していく必要がある。また、学生の多様化などを受けて、事務処理のさらなる効率化を進めるため、事務組織の再編成も課題となる。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし。

#### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

##### <根拠資料>

提出資料： 14. 『履修の手引き』別冊 年間スケジュール 2018（平成30）年度版  
（通信教育課程）

15. 2018（平成30）年度学生生活の手引き

備付資料： 32. 校地、校舎に関する図面

33. 茶屋四郎次郎記念図書館（大学ホームページ）

備付資料-規程集：

1-2-9 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 危機管理規則

1-2-21 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 情報システム運用センター規程

1-5-1 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程

1-5-4 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 物品管理規程

1-5-6 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 固定資産管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

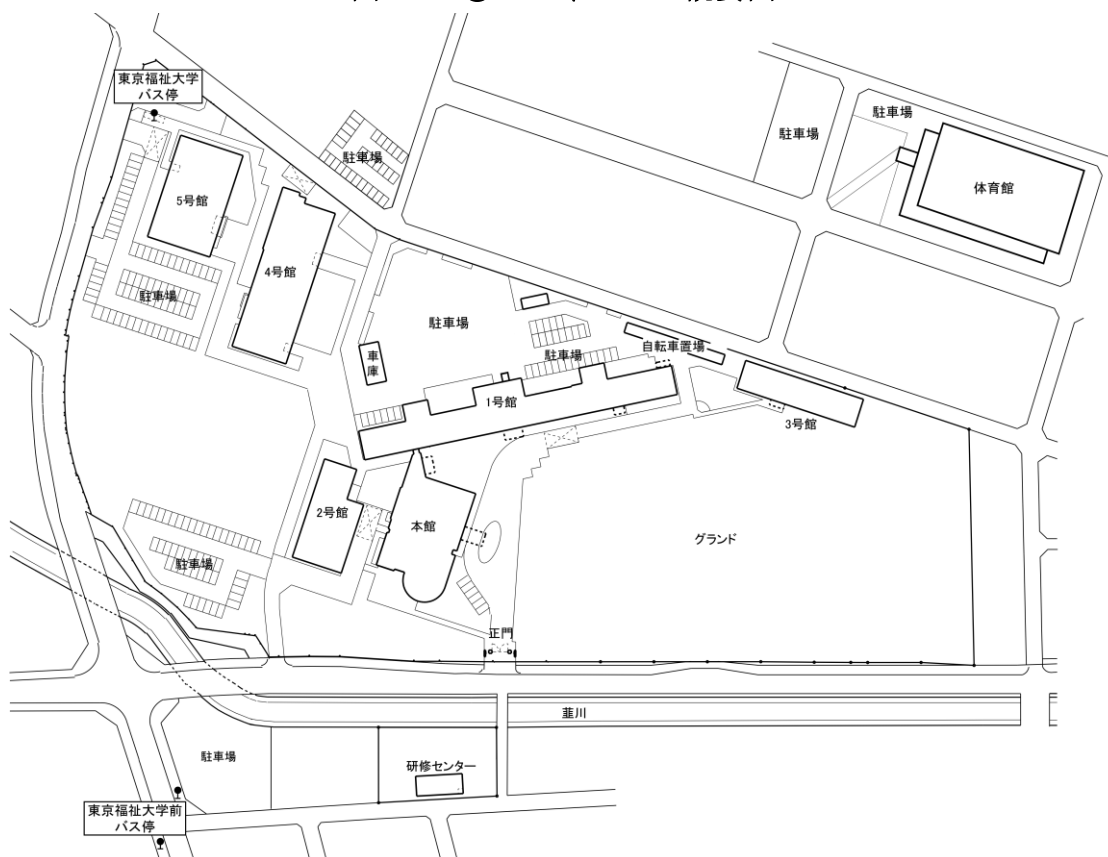
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

#### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地面積は59,240㎡で、併設大学と共用であるが、短期大学設置基準に定める面積を充足している。その形態及び校舎の配置は（図Ⅲ-B-①：キャンパス概要図）に示す通りである（備付-32）。

図Ⅲ-B-①：キャンパス概要図



運動場（グラウンド）の面積は14,836㎡あり、併設大学と共用であるが、短期大学設置基準（1,500㎡）を充足している。なお、運動場は、敷地の南東部にメイングラウンドが、南西部にはサブグラウンドがあり、いずれも全面が芝生で覆われている。

それぞれの施設・建築物の延床面積は（表Ⅲ-B-①：キャンパスの建物の概要）に示す通りである。校舎面積は、本学専用部分が1,761㎡であり、設置基準に定める面積を充足している。加えて、敷地内には併設大学との共用部分17,713㎡を有する。

また、旧体育館については耐震性に問題があったため、建替えを行った。新体育館は、平成29(2017)年8月31日に竣工し、同年9月20日に完成披露式典を開催した。なお、平成27(2015)年12月18日に伊勢崎市長との間で調印式を行い、伊勢崎市と災害時における避難場所としての使用に関する協定を締結している。

表Ⅲ-B-①：キャンパスの建物の概要

施設名・号棟	延べ床面積	主な設置施設
本館	4,093㎡	事務室、大講義室、会議室、図書館、カフェテリア、保健相談室
1号館	5,146㎡	講義室、情報処理学習室、学生ラウンジ、研究室
2号館	1,323㎡	臨床心理相談室、図工実習室、小児保健実習室、研究室
3号館	507㎡	音楽室、サークル室
4号館	4,763㎡	講義室、入浴実習室、介護実習室、家政・調理実習室、多目的実習室、音楽室、学生自習室、学生ラウンジ、研究室、ピアノ個人練習室
5号館	3,642㎡	講義室、情報処理学習室、学生ホール、研究室、ピアノ個人練習室
体育館	2,611㎡	アリーナ、多目的プレイコート
介護実習棟	32㎡	介護実習室

校地と校舎間は段差の少ないバリアフリーを取り入れており、各校舎には車椅子での移動が容易にできるように、入り口に傾斜のゆるいスロープを設置している。このほか、校舎内は、廊下・通路を広く取り、車椅子用エレベーター、多目的トイレ、障がい者用駐車場、AED等を設置している。

講義室、演習室、実験・実習室等は、併設大学との共用であるが、講義室は大小併せて45室、演習室は4室、実験・実習室は9室、このほか、情報処理学習室、語学学習室等を備えており、授業を行うための環境を整備している。また、学生がピアノ演奏や弾き歌いの練習・自習用に、防音構造のピアノ個人練習室を3号館に3室、4号館に6室、5号館に5室、合計14室を備え、各室にはアップライトピアノを1台ずつ設置している（表Ⅲ-B-①：キャンパスの建物の概要）。本学体育館の面積は2,611㎡であり、併設大学との共用であるが、短期大学設置基準を充足している。体育館は体育系の授業のほか、本学と併設大学の学生と共同で編成・運営するサークル活動等に利用している。

通信教育課程に関わる印刷教材等の保管・発送、各種事務処理、レポート課題の受入れと発送、科目終了試験の実施等は、通信教育課で行っている。印刷教材による授業科目の学修成果であるレポートは、郵送にて送受している。添削指導は、学生がレポートを提出してからほぼ2か月から3か月での返却を実施している。「教材」、「手引き」、「レポート用紙」、「冊子」等の印刷教材等は、本館3階の通信教育課事務室・倉庫にて保管・発送をしている。また、教科書の発送や保管については外部業者にも委託をしており、学生が履修登録をした教科書は、遅滞なく発送している。

スクーリング授業（面接授業）は、本学伊勢崎キャンパス（群馬県伊勢崎市）のほか、併設大学の池袋キャンパス（東京都豊島区）・王子キャンパス（東京都北区）・名古屋キャンパス（愛知県名古屋市）で、土・日・祝日、春期・夏期・秋期に、いずれも集中講義形式で開講している。レポート提出者に対して許可される科目終了試験については、本学伊勢崎キャンパス（群馬県伊勢崎市）のほか、併設大学池袋キャンパス（東京都豊島区）・名古屋キャンパス（愛知県名古屋市）では毎月1回、北海道札幌市・宮城県仙台市・広島県安芸郡海田町・新潟県新潟市・福岡県久留米市・大阪府大阪市・茨城県土浦市の提携する専門学校等の会場では、年6回から8回実施しており、遠方の学生でも希望する日程・最寄りの会場で受験できるよう配慮している（提出-14 p. 11～38）。

収容人数が50人を超える教室には、映像・音響設備（マイク・スピーカー・TVモニター・DVDプレイヤー・プロジェクター等）、実物投影機等を設置している。また、プロジェクターを使用する場合には、接続するパソコンを教務課から貸し出しているが、教員個人のパソコンの接続もできるようにしている。

本学の学生が授業等で使用する情報処理学習室は2室（1号館情報処理学習室・5号館情報処理学習室Ⅱ）あり、情報処理学習室にはパソコン機器が66台、情報処理学習室Ⅱにはパソコン機器が58台と、いずれの教室も学生が必要とする台数の機器を整備している。また、多目的実習室には乳児保育関係、音楽・美術関係の機器・備品を設置・整備している。

本学には併設大学と共用する図書館を、本学キャンパス本館2階に設置している。図書館は845㎡の面積を有している。図書・書籍、雑誌、AV資料等のほか、インターネットに接続可能なパソコンを設置している（提出-15 pp. 38～44）。

平成29(2017)年度末時点のデータは以下の通りである。

・ 図書	94,650冊（うち外国書 6,573）冊
・ 雑誌	893誌（うち外国誌 193）誌
・ 電子ジャーナル	53誌（うち外国語誌 53）誌
・ 視聴覚資料	170点（DVD及びVHS）
・ ビデオモニター	5台
・ パソコン	6台（検索用3台、インターネット接続用3台）
・ 閲覧席数	120席

図書館の蔵書として購入する図書については、初出版図書及び教員・学生からの購入希望図書を基に購入図書リストを作成し、本学及び併設大学の教職員で構成する図

書館運営委員会の審議を経て購入している。図書館の面積と蔵書数は、短期大学設置基準第29条(図書等の資料及び図書館)の規定に則り、整備している。

本学で開講している授業科目のシラバスに記載している参考図書・関連図書は、図書館の蔵書として整備している。図書館の図書等は図書館内では自由に閲覧でき、学生及び教職員は一部の禁帯出資料を除き、期間・冊数を限って館外貸出を可能としている。資料の複写は、著作権法で定められた範囲内で行うことが可能である。図書館の蔵書は、館内検索端末及び併設大学のホームページからリンクする図書館ホームページで検索することが可能である。図書館に所蔵のない図書・資料等については、他大学の図書館及び提携する図書館から取り寄せることもできるため、教育・研究に支障が生じることはない(提出-15 pp. 38~44)。

図書館に加えて、4号館4階には保育資料室があり、紙芝居、エプロンシアター、パネルシアター等の教材、実習等に関するビデオ教材も整備・保管しており、授業で活用できるようにしている。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 物品管理規程」(備付-規程集1-5-4)、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 固定資産管理規程」(備付-規程集1-5-6)を整備し、物品の調達維持管理、固定資産管理を行っている。「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」(備付-規程集1-5-1)では、「固定資産会計」「物品会計」について定められ、適切な会計処理を行っている。物品(消耗品等)の維持管理については、各部署が中心となり適切に管理を行っている。

法人・本学における様々な危機に迅速かつ的確に対処し、教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、社会的な責任を果たすため、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園危機管理規則」(備付-規程集1-2-9)を平成28(2016)年12月1日に制定し、統括責任者である理事長の下、各部署が連携して必要な措置を取れる体制を確立している。

危機管理対策の体制については、危機管理委員会を法人に置き、その下に、本学と併設大学の教職員で構成する危機管理対策作業部会を組織しており災害時の対応マニュアル(平成27(2015)年度は台風、大雪などの個別案件に対するマニュアル)を作成するとともに、災害時の非常用食料・飲料水等を各キャンパスに常備している。赤城山宿泊研修時には避難訓練を実施しているほか、各キャンパスの避難誘導マニュアルの作成

や見直し等を行っている。また、キャンパス内には、災害時に校舎からの避難経路を示す「災害時避難経路図」を作成し、出入口等に掲示している。学生には、学期開始前に行うオリエンテーションにて、災害時避難経路図で避難経路を確認するように説明するとともに、災害発生時には落ち着いて教職員の指示に従い行動するように指導を行っている。

情報資産は、本学及び併設大学にとって重要な資産であると考え、「情報セキュリティ基本方針」を定めている。この基本方針の設置は、(1)本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止、(2)内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止、(3)情報資産の分類と管理、(4)情報セキュリティの評価と更新、を目的としている。この基本方針を基に、次の対応活動を行っている。「情報セキュリティ基本方針」に関する詳細は、大学ホームページ上で公開している。該当のURLは次の通り。

[https://www.tokyofukushi.ac.jp/introduction/publicinformation/rule/security\\_policy.html](https://www.tokyofukushi.ac.jp/introduction/publicinformation/rule/security_policy.html)

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、「情報システム運用センター」がその方針と具体的対策を検討しており（備付-規程集1-2-21）、総務課に所属する2名の技術職員とシステム管理・保守業者が連携して対応を行っている。物理的な対策として、学内ネットワークと外部ネットワークとの接続ポイントにUTM（統合脅威管理）装置を設置して内外からの不正アクセスを防止しているほか、学内の全パソコンには一元管理可能なコンピュータウィルス対策ソフトを導入して、コンピュータへのウィルス感染が発生した場合に迅速に対応できる体制を整備している。

これまで本学では、コンピュータ及び学内ネットワークへのログインアカウントを学生には発給せず、共用アカウントでの運用を行ってきたが、これは、情報セキュリティの面でも、学生に対する教育の観点でも好ましくない状況であったため、学内認証基盤を整備し、平成27(2015)年度からは、通学課程全学生に対して、平成28(2016)年度からは通信教育課程の学生に対しても、個別ログインアカウントを発給して運用を行っている。また、教職員の情報リテラシーの向上と情報セキュリティに対する意識啓発のために、教職員に対しては、情報システム運用センターがメールによる情報提供、及び研修会・講習会を適宜実施している。メールでは、主に緊急性の高いコンピュータウィルスに対する注意勧告等の情報提供を行っている。研修会・講習会等は、本学と併設大学の教職員全員が一堂に会して毎週木曜日に開催している全体ミーティング等を活用して行っている。

本学の省エネルギー・省資源対策として、照明施設の対応（蛍光灯・電球を間引く・LED電球に交換する、使っていない教室の消灯をこまめに行う、早めに夜間消灯する等）や、パソコンは省エネモードを設定し、エアコン設定温度を夏季28度・冬季18度としているほか、5月から10月まで、ノーネクタイ・ノージャケットとするクールビズを取り入れている。学内には、省エネやごみ資源・ペットボトルの分別回収等を行う貼り紙を掲示し、学生及び教職員への意識喚起も行っている。また、これまで情報処理学習室の印刷機は、印刷枚数の制限を設けずに学生が自由に利用できるようになっていた。そのため、印刷枚数の削減を目的とした学生の印刷機利用管理を行うシステムの導入し



ている。このシステムは、上記で記述した個別ログインアカウント管理システムと連携している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

##### 基準Ⅲ-B-2 の課題

近年、インターネットを通じた情報漏えい問題、外部ネットワークからの攻撃によって内部情報の流失問題への危機意識が高まっていることから、学生・教職員に対する注意喚起・意識啓発に組織的に取り組んでいかなければならない。また、省エネルギー・省資源対策も、組織的に取り組んでいかなければならない。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

##### <根拠資料>

提出資料： 4. 履修要項

備付資料： 34.4 号館配線図（各階）

35. 情報処理学習室配置図

備付資料-規程集：

1-2-21 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 情報システム運用センター規程

#### [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### ＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

情報システムの管理・保守及びセキュリティ対策に関して、総務課に所属する2名の職員と情報処理関連科目担当教員を中心とした情報システム運用センターを組織し、日常の管理・運用を行っている（備付-規程集1-2-21）。また、日常的に外部からの脅威に晒されるWebサーバ、及びメールサーバは、情報システム運用センターの人的資源等の事情を勘案した場合、学内での管理・運用には限界がある事から、クラウド事業者のデータセンターにて運用している。その結果、情報システム運用センターでは、サーバのシステムやセキュリティフィックス等の保守業務の効率が図られ、本来のサービス提供に必要な作業に集中することが可能となった。学内設備で運用しているシステム更新や高度なシステム障害等については、情報システム運用センターが、技術サービス及び専門的な支援の向上と充実を図っている。

学生は1年次に総合教育科目の「情報機器の操作Ⅰ（必修）」を受講し、情報リテラシーとネットワークリテラシーの基礎を学修している（提出-4 p.31）。教職員に対しては、情報システム運用センターがメールによる情報提供及び研修会・講習会を適時実施している。メールでは、主に緊急性の高いコンピュータウイルスに対する注意勧告等の情報提供を行っている。研修会・講習会等は、本学及び併設大学の教職員全員が出席する全体ミーティング（毎週木曜日実施）等を活用して行っている。

学内の基幹インフラ（ネットワークやサーバ）、ハードウェア、ソフトウェア等の整備については、情報システム運用センターが中心となり、現状の問題点の確認と具体的なシステム対策を行い、適切な状態を保持するよう努めている。

学内LANと学外との通信トラフィックの増大により、インターネット回線の帯域不足が顕在化してきたため、インターネット回線を、現在の商用光回線から広域帯の学術情報ネットワーク（SINET）への切り替えを進めている。

教職員には、基本的に一人1台のコンピュータが貸与され、教育活動や学校運営に活用している。学内LANは、セキュリティに配慮し、職員専用ネットワークと教員学生専用ネットワークに分けて敷設している。無線LANは、教室、カフェテリア、ラウンジ等、校舎内のどこからでも接続することが可能となっている（備付-34）。

授業における情報技術の活用については、授業形態や授業内容、また教員個々のスキルによって異なるが、本学には情報処理関連科目の担当教員、教育におけるICT活用を主な研究テーマにしている教員、高いコンピュータスキルを持った教員も複数名所属しており、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

学内には、3か所の情報処理学習室があり、計142台のパソコンを設置している（備付-35）。

- ・1号館情報処理学習室      66台(学生用64台 + 教卓用2台)
- ・5号館情報処理学習室Ⅱ   58台(学生用56台 + 教卓用2台)
- ・1号館111教室              18台(学生用18台)

情報処理学習室のパソコンは、学生1人につき1台を使用できるように十分な台数を確保しており、授業・講義で使用しているほか、授業・講義時間以外の月曜日から金曜

日の午前9時00分から午後8時00分、土曜日の午前9時00分から午後6時00分は、学生の自習用として解放している。

本学では、演習室や特別教室に映像音響機器、情報処理機器等を整備しているだけでなく、一般の教室・講義室でも授業、研修、課外活動等で、ビデオモニター、OHP、プロジェクター、マイク・スピーカー、実体投影機等を利用できるように、移動式の映像・音響機器・情報処理機器を常備している。また、学内(教室、カフェテリア、ラウンジ等)で無線 LAN を使用してインターネットに接続できるように整備をしており、その保守・管理も適切に行っている(備付-34)。

## <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

### 基準Ⅲ-C-1 の課題

学生、教職員ともに、学習活動、教育活動、業務や一般生活などでデジタル技術を利用する局面が増える一方、これに伴い、デジタル技術やサービスにまつわるトラブルに直面する機会も増えてきている。しかし、トラブル対応に割ける人的・機械的資源には限りがあり、十全に対応しきれていないのが現状である。今後、より効率的に技術的支援活動ができるように、支援体制の拡充や機器インフラ整備の充実が必要である。

## <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし。

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

### <根拠資料>

- 提出資料： 30. 計算書類等の概要(過去3年間)
- 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)「書式1」
  - 事業活動収支計算書の概要「書式2」
  - 貸借対照表の概要(学校法人全体)「書式3」
  - 財務状況調べ「書式4」
31. 資金収支計算書・資金収支内訳書
32. 活動区分資金収支計算書
33. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
34. 貸借対照表
35. 中・長期の財務計画
37. 事業計画書/予算書

備付資料： 36. 財産目録及び計算書類

備付資料-規程集：

- 1-5-1 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程
- 1-5-5 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 資産運用に関する規程

**[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

**[注意]**

**基準Ⅲ-D-1 について**

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

**<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>**

学校法人全体の過去3年間（平成28(2016)年度から平成30(2018)年度）の資金収支及び事業活動収支は均衡している。法人全体の資金収支では、平成30(2018)年度に王子・池袋・名古屋キャンパス新校舎への施設設備投資が増えたため「施設設備等活動によ

る資金収支」の支出が大きく、支払資金が減少しているが、「教育活動による資金収支」は、平成30(2018)年度で7億3,807万円のプラス値となっている。法人全体の事業活動収支において、基本金組入前当年度収支差額は平成25(2013)年度では1億1,124万円の支出超過であったが、平成26(2014)年度以降は収入超過となっており、過去3年間では平成28(2016)年度は2億6,393万円の収入超過、平成29(2017)年度は5億4,074万円の収入超過、平成30(2018)年度は3億4,757万円の収入超過となっている。平成25(2013)年度は、併設大学の王子キャンパス建設を始めとした施設設備の拡大による経費が増えたために支出超過となったが、平成26(2014)年度以降は、基本金組入前当年度収支差額はプラス値となっている（提出-30・31・32・33、備付-36）。

貸借対照表では平成28(2016)年度から平成30(2018)年度において負債が28億3,493万円増加しているが、これは新体育館建設（平成29(2017)年度）、王子・池袋校舎購入（平成30(2018)年度）を始めとした施設設備のための長期借入金増加が主な要因であり、有形固定資産も44億3,219万円増加している。流動資産は9億894万円減少している。これは平成30(2018)年度の、王子・池袋・名古屋キャンパス新校舎への施設設備投資が増えた為である。純資産は平成28(2016)年度は74億1,099万円、平成30(2018)年度は82億9,930万円と増加している（提出-34）。

本学だけの財政状態においては、支出超過（平成30(2018)年度、基本金組入前当年度収支差額△1億4,577万円）が続いているが、これは本学の学生定員が少ないことと実際に定員充足率がここ数年7割程度で推移していることに起因している。本学単独では財政面で厳しい状況にあるものの、学校法人全体としては、既述したように平成26(2014)年度以降は基本金組入前当年度収支差額において支出超過は改善しており、本学の存続を可能とする財政が維持できる状況となっている。

退職給与引当金は退職金支給に備えるため、期末要支給者と私立大学退職金財団の退職資金交付相当額を個別に見積もって計上している。

資産運用については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 資産運用に関する規程」（備付-規程集1-5-5）として規程を整備しており、安全な資産運用を行っている。

本学の教育研究経費は平成28(2016)年度から平成30(2018)年度の3か年平均で31.97%（学校法人全体では33.12%）である。教育研究用の施設設備及び図書については、併設大学との共用ではあるが、数的・規模的にみても所要の経費を支出し、資金分配は適切である。本学及び併設大学ともに学生には質の高い教育、教員には十分な研究が行えるよう配慮し、教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を確保している。

寄付金募集については、継続的に行ってはいないが、平成29(2017)年度、伊勢崎キャンパス体育館耐震改築事業にあたり寄付金募集を行ったが、適正に行われている。

会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、独立監査人の公認会計士2名と監査契約を締結し、公認会計士及び補助者数名による会計監査を定期的を実施している。公認会計士より「経営の状況及び財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査報告を頂いており、対応は適切である。

本法人では、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度の5か年の「中長期計画」を策定している。この中長期計画及び関係部門の意向を集約した「事業計画」及び「予算」は、毎年3月に行われる役員会において、評議員会への諮問を経て、理事会の承認を得て決定している。その決定した「事業計画」及び「予算」は、速やかに関係部門に指示し、適切に執行している。予算編成の見直しを進め戦略的な資源配分を可能とすべく、平成27(2015)年度に会計処理システムを変更し、予算部署や業務内容ごとの実績管理を可能とし、戦略的な資源配分を可能とする予算編成の見直しを行っているところである（備付-35）。

日常的な出納業務は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」（備付-規程集1-5-1）に従い、円滑に実施し、その内容は月次報告として経理責任者である事務局長を経て経理総括責任者である理事長に報告している。資産及び資金の管理と運営は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に従い、資産管理台帳、会計帳簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理運営を行っている。予算の執行状況や財務状況等については、月次報告として毎月、経理責任者である法人事務局長を経て経理総括責任者である理事長へ報告している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

**<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>**

本学の入学者数は定員割れ（収容定員の7割程度）が続いており、これは少子化による18歳人口の減少やそれに伴う高等学校からの進学者数の減少が要因としてあげられる。また本学は平成27(2015)年度までは3年制のみであったため、低迷を続ける昨今の経済状況においては、他の2年制短期大学より1年分多く学費負担をせざるを得ないことも入学者数の増加につながりにくい要因ともなっていた。以前から高校生及びその保護者・保証人から2年制を望む声も多くあり、こうした時代の変化やニーズに応えるために、これまでの3年制課程に加え、平成28(2016)年4月より「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」の新設を行った。この新課程の開設により、これまで経済的負担が重く、本学への入学を諦めていた学生層を広く取り込んでいくことで、収入の大部分をしめ

る学生生徒納付金収入を安定的に確保していくことにしている。

本学の教員数については、必要教員数を充足しており、専任教員数とその専門性及び併設大学の専任教員による授業の補完を考えると、現段階においては、増員の必要性はないといえる。

本学の施設設備に関しては、大部分が併設大学との共有・共用であり、現状では基準を充足している。

経常収入に占める学生生徒納付金の割合は、平成28(2016)年度から平成30(2018)年度の3年間平均では本学84.80%と非常に高いため、安定的な収入を得るためには、学生確保にかかる重要性が非常に高い。また、経営基盤をより磐石にし、充実した学校経営を行えるようにするため、外部資金の獲得の重要性も充分認識している。

本学の平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までの財務比率の平均は（表Ⅲ-D-①：事業活動収支計算書関係比率）の通りである。人件費比率（経常収入に占める人件費の割合）は84.44%、教育研究経費比率（経常収入に占める教育研究経費の割合）31.97%、管理経費比率（経常収入に占める管理経費の割合）11.50%、事業活動収支差額比率（事業活動収入に占める基本金組入前当年度収支の割合）△25.67%であり、法人全体ではそれぞれ48.65%、33.12%、14.22%、4.38%となっている。本学は事業活動収支差額比率△25.67%と基本金組入前ですでに支出超過の状況にある。現状ではこの支出超過分を学校法人全体で賄うことができているが、本学各支出経費に関して、再度検証を行い、本学の支出超過を減少させていく必要がある。

財務情報については、学内外に情報公開しており、学内教職員への危機意識の共有ができている。

表Ⅲ-D-①：事業活動収支計算書関係比率

	本学全体	法人全体
人件費比率（経常収入に占める人件費の割合）	84.44%	48.65%
教育研究経費比率（経常収入に占める教育研究経費の割合）	31.97%	33.12%
管理経費比率（経常収入に占める管理経費の割合）	11.50%	14.22%
事業活動収支差額比率（事業活動収入に占める基本金組入前当年度収支の割合）	△25.67%	4.38%

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

#### 基準Ⅲ-D-2の課題

本学だけの財政をみると定員数が少なく、収容定員数も充足されていない状況のため支出超過であるが、学校法人全体としては併設大学の学生確保が順調に推移しており、本学の存続を可能とする財政は維持している。しかし、本学の財的資源を確固なものとするべく、本学の充実した教育により、より実践的な保育士や幼稚園教諭を養成していることを、広く社会全般にわたる広報活動を展開し、本学の学生の確保に努めていくことが必要である。これまでも教育内容、施設・設備の充実のほか、入試制度の改善等に取り組んできた。時代の変化や社会的ニーズに応えること、学生を広く取り

込んでいくために、平成28(2016)年度に、これまでの3年制課程に加え、「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」を新設した。経常収入に占める学生生徒等納付金の割合は、平成28(2016)年度から平成30年(2018)年度までの3年間平均で84.80%と非常に高いため、安定的な収入を得るためにはより一層の学生の確保が重要である。今後、さらに本学の特色とメリットをアピールするとともに、入学志願者を確保し、財政基盤の安定を図っていく。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

- ① 教育資源の有効活用について、定期的な点検を通じた改善計画を図る。  
毎年、教員個人調書並びに研究業績書を提出することになっており、教員個人調書並びに研究業績書を確認・点検の上、教育研究分野に適した授業の配置を行なっている。
- ② 全国保育士養成協議会等、関連協議会主催の研究大会での研究発表を年次計画に入れる。  
全国保育士養成協議会では、保育者養成を行っている学校が会員となり、その会員校に所属する教職員は研究発表を行うことができた。しかし、個人の業績として認められない場合があったため、平成28(2016)年3月に「日本保育者養成教育学会」を設立し、本協議会研究活動の発展的解消を行った。本学では、この学会での研究発表を年次計画に入れることは行っていないが、本学専任教員が学会員となり個人的に研究発表を行っている。
- ③ 教員グループでプロジェクト研究を立案し、科学研究費、助成事業の獲得や外部資金の導入を図る。  
この7年間、教員の移動が多く、教員グループによるプロジェクト研究の発足には至っていない。
- ④ 学内情報システムの施設設備及び学生や教職員の情報リテラシーの向上。  
基準Ⅲ-C-1に記述したように、本学では情報システム運用センターが継続的に情報システムの運用及び専門的な技術支援の向上と充実を図っている。また、学生には「情報機器の操作Ⅰ」の授業を通して、教職員に対しては毎週木曜日に開催される全体ミーティングの場などにおいて、情報リテラシーの向上を図っている。
- ⑤ 本学構内及び行事中の事故防止と緊急時の避難方法の徹底。緊急時の連絡を円滑に行うための体制整備。  
本学では、構内の出入口付近に避難経路図を掲示するほか、案内掲示板に消火備品等の位置を表示している。また、入学式や卒業式といった行事では、業務担当者のマニュアルに避難経路、避難指示方法等を記載し、円滑な対応に努めている。
- ⑥ 省エネルギー、省資源の推進。



本学では、6月1日から10月末日までクールビズを実施している。当該期間中、空調の温度を28.0度に設定し、それ以外の期間は空調の温度を23度に設定している。本館並びに1号館では、冷熱システム（夜間時間帯に、氷（夏期）、若しくは湯（冬期）を沸かし、日中のエアコンに利用するシステム）を導入し、省エネルギーの推進に努めている。

また、本館並びに1号館では、トイレの汚水処理に井戸水を利用し、省資源の推進にも努めている。

⑦ 入学者の確保を目標とする中長期計画。

平成28(2016)年度に、3年制課程より社会的要請の高い2年制課程を新設したが、現在に至るまで入学定員の充足には至っていない。しかし、新設した「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」の入学者数はこの3年間で着実に増加してきており、今後特色ある教育課程や充実した学生支援策等を打ち出すことで入学定員の充足に努める。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

**○事務組織の整備**

事務組織の整備として、SD活動の積極的な推進はもちろんのこと、業務への意欲低下、人材育成の観点から職員の人事異動を行い、業務の効率化、学生へのサービスの向上に努めていく。

**○施設整備の維持管理**

近年、インターネットを通じた情報漏えい問題、外部ネットワークからの攻撃による内部情報の流失問題への危機意識が高まっていることから、学生・教職員に対する注意喚起・意識啓発をFD・SD活動及び全教職員ミーティングや授業を通して、より一層組織的に取り組んでいく。

省エネルギー・省資源対策としては、電力不足が懸念される現段階では、省エネルギー・省資源の意識をさらに高め、消費電力の削減に努めていく。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式 8－基準Ⅳ

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

- 提出資料： 1. 東京福祉大学短期大学部パンフレット 2019  
36. 事業報告書  
38. 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為
- 備付資料： 37. 理事長の履歴書  
38. 学校法人実態調査（写し）  
39. 理事会議事録

## 備付資料-規程集：

1-2-20 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## &lt;区分 基準Ⅳ-A-1 の現状&gt;

本学の掲げる建学の精神は、「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献：21 世紀の保育社会で活躍できる柔軟で合理的な思考力と実践力を備え、未知の問題を

切り開くフロンティア精神と人のために尽くす福祉の心を持った保育者として、社会に貢献できる人材を養成する」である。また、本学の教育理念・目的は、「教育基本法と学校教育法の精神に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材を育成する」（提出-1 p.2）ことと位置づけている。この建学の精神及び教育理念・目的を体現するため、法人を代表する理事長たる者は、教育に対する高い見識と教育現場における豊富な実践経験を備え、かつ、学校経営にかかると実践的知識・経験を有する者であることが望まれる。

理事長は、37年間の長きにわたり、愛知県立高等学校及び同県教育委員会に在職してきた者である。同人は37年間の在職期間中、高等学校の教頭職を9年間(平成3(1991)年度～平成11(1999)年度)、校長職を6年間(平成12(2000)年度～平成17(2005)年度)務めたほか、愛知県教育委員会社会教育課主査、愛知県立高等学校校長会理事等の要職を歴任している。また、同人は愛知県立高等学校を退職後、東京福祉大学の系列校である学校法人たちばな学園名古屋福祉保育柔整専門学校(現校名：保育・介護・ビジネス名古屋専門学校)の校長を5年間にわたり務めている(平成20(2008)年度～平成24(2012)年度)(備付-37)。以上のように、理事長は教育者及び管理者としての両面から長年教育に携わってきた者で、保育系の専門学校校長の経験もあり、教育にかかる深い理解と見識を有する者であることから、本学の建学の精神及び教育理念・目的を体現し、法人の発展に寄与すること多大であり、法人の代表者としてふさわしい人物である(備付-37)。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」(提出-38)(以下:「寄附行為」)第11条は、理事長の職務として「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定め、法人を代表し、その業務を総理することが理事長の権利であり義務であること、また、「寄附行為」第13条は、「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と定め、理事長が唯一無二の代表者であることを謳っている。さらには、「寄附行為」第16条及び第19条において、理事長は法人の最高意思決定機関である理事会及び評議員会を招集・開催し、議長として運営することを定めている。これらの諸規則上の根拠を元に、理事長は、理事、評議員から広く意見を募り、リーダーシップを発揮し、法人の適切な運営を行っている。法人を代表する理事長と、教学を代表する学長、こども学科長及び幹部事務職員の情報共有と意見交換の場である「法人・教学連絡会」に出席して、法人の運営に適切なリーダーシップを発揮している。また、本学では毎週1回(木曜日)、教職員全員による「全体ミーティング」を開催し、管理部門、教学部門、事務部門や各委員会からの伝達事項や報告事項を周知するとともに、大学の動向や情報の共有を行っており、必要なときには理事長が講話を行い、適切な指示等を周知している。新年仕事初めの会や創立記念式典等の行事における講話に加え、法人の運営の方向性を学長、事務局長を通じて示達している。

理事長は、「寄附行為」第34条第2項「理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」に基づき、平成30(2018)年の会計年度終了後、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告

し、その意見を求めている（提出-36）。

「寄附行為」第 16 条第 2 項は、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、本学の運営に関する法的な責任があることを十分に認識し、活発に議論を行い、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。「寄附行為」第 16 条第 3 項及び第 7 項は、それぞれ「理事会は、理事長が招集する。」、「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」と定め、平成 30(2018)年度は定例 7 回の理事会を招集・開催している（備付-39）。

理事会は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」（備付-規程集 1-2-20）（以下：「理事会運営規程」）第 8 条第 1 項第 16 号に定める「その他法人の業務に関する重要事項で、理事長が理事会において必要と認める事項」として、認証評価に対する審議を行い、理事に対する職務執行監督権を行使することにより、その役割を果たし責任を負っている。また、「理事会運営規程」第 8 条第 1 項第 4 号に定める「学費等の決定及び中期計画の策定等を含む学校運営に関する重要な事項」として、本学の発展のために、常に学内外の必要な情報を収集している。さらに、「理事会運営規程」第 8 条第 1 項及び第 6 項は、それぞれ「経営の基本方針の決定及び法人の業務の決定及び変更等」、「寄附行為、理事会の議を経ることとされている規程及び理事長が重要と認める規定についての制定及び改廃に関する事項」を審議すると定めており、学校法人の運営及び本学の運営に必要な規程を整備している。

理事については、私立学校法第 38 条の規定及び「寄附行為」第 6 条第 1 項に基づき選任している。内訳として、内部理事が 6 名、外部理事が 3 名である。内部理事はもちろんのこと、外部理事も代議士、弁護士、外部法人の理事長であり、法人の「建学の精神」を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有している。学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、「寄附行為」第 10 条第 2 項第 3 号において準用している。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

寄附行為に基づいて理事を選任しており、理事定数も維持している。理事会は 5 月及び 3 月の定期開催を含む、年 6 回の定例理事会のほか、理事長が必要と認めるときには臨時理事会を召集している。平成 30(2018)年度は、7 回の理事会が開催されており、戦略的な意思決定ができる体制は整備され、適切に機能している。

課題として、私立大学を取巻く経営環境は年々厳しさを増してきており、最高意思決定機関である理事会の適切な運営と意思決定が求められている。法人の理事は法人の教職員のほか、政界、法曹界等の学識経験者で構成されており、これまでも幅広い意見を踏まえた意思決定が行われてきたが、今後も理事会の適切な運営を継続していく。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

## [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

提出資料： 3. 東京福祉大学短期大学 学則  
 7. 平成 30 年度第 22 回教授会資料：短期大学部「人材養成の目標」  
 「学修成果」「三つの方針」の改定及び「三つの方針を起点とした  
 PDCA サイクル」の策定について（改定後：令和元(2019)年入学生以降）

備付資料： 40. 学長の個人調書  
 41. 教授会議事録  
 42. 委員会・専門部会の議事録

備付資料-規程集：

5-2-1	東京福祉大学短期大学部	組織運営規則
5-2-2	東京福祉大学短期大学部	教授会規程
5-2-3	東京福祉大学短期大学部	学長等選考規程
5-2-5	東京福祉大学短期大学部	教授会の委員会に関する規程
5-2-6	東京福祉大学短期大学部	短大総務委員会規程
5-2-14	東京福祉大学短期大学部	短大教務委員会規程
5-5-5	東京福祉大学短期大学部	教授会の委員会に関する規程
5-6-10	東京福祉大学短期大学部	学生懲戒規程

## [区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

### ＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

「東京福祉大学短期大学部 組織運営規則」第2条第1項は、「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うに当たり、教授会の意見を慎重に参酌するものとする。」と定めている（備付-規程集5-2-1）。また、「学則」第52条第1項は、「本学の教学に関する重要事項の最高審議機関として、学長の下に教授会を置く。」と定め（提出-3）、また「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」第6条は、「教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるものとする。」と定め（備付-規程集5-2-2）、学長が教授会の意見を参酌して最終判断を行える根拠を定めている。かかる諸規則上の根拠を基に、学長は教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

本学学長である中島範（なかしま のり）は教育者として人格高潔であると認められるところだが、昭和16(1941)年3月に東京女子専門学校家事専攻科（現在の東京家政大学大学院）を卒業後、椙山女子学園専門学校（現在の椙山女子学園大学）の家庭科教員を経て、平成3(1991)年4月にサンシャイン名古屋日本語学校校長に就任し、平成3(1991)年10月より学校法人たちばな学園、学校法人サンシャイン学園等の副理事長、理事長を経て、平成11(1999)年12月に学校法人茶屋四郎次郎記念学園の理事・評議員に就任した。また平成20(2008)年1月から平成23(2011)年10月まで学校法人茶屋四郎次郎記念学園の理事長として法人及び本学、併設大学の管理運営を統括してきており、平成18(2006)年4月には本学の開学とともに学長に就任し、以来、学長は、長年にわたり教育・研究活動、学校運営に携わるなど、学識に優れ、かつ、大学・短大運営に関する識見を有している（備付-40）。

学長は研究者として、現在、「手作り日本人形がどのように幼児や高齢者に寄与するか」をテーマとした保育・幼児教育に関連する研究を進めているほか、本学所属の教員の研究についても「東京福祉大学・大学院紀要」等を介し、適宜適切な助言指導を行っている。また、こども学科長を通じ、本学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、「東京福祉大学短期大学部 学生懲戒規程」（備付-規程集5-6-10）において、学生に対する退学（抹籍・懲戒）、停学及び戒告の処分の手続きを定めている。

本学の組織は、教学組織、事務組織に分かれており、学長が職員を統督することはない。ただし、必要に応じ、学長へ学内決裁による確認をしており、教学組織、事務組織で連携している。

学長は、「東京福祉大学短期大学部 学長等選考規程」（備付-規程集5-2-3）に基づいて選任され、教学運営の職務遂行に努めている。なお、学長は高齢であるため、教授会等への常時の出席に困難を来す場合もあるが、そのような場合には、こども学科長が

学長の命を受け、「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」(備付-規程集5-2-2)に基づき教授会の議長を務めるなどして対処している。

「学則」第52条第1項は、「本学の教学に関する重要事項の最高審議機関として、学長の下に教授会を置く。」と定め(提出-3)、また「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」(審議事項)第6条は、「教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるものとする。」と定め、学長が教授会の意見を参酌して最終判断を行える根拠を定めている(備付-規程集5-2-2)。これらの諸規則上の根拠を基に、学長は教授会を審議機関として適切に運営している。

学長は、「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」第6条(審議事項)に定める手続きに則って教授会を開催し、教育研究に関する事項について専門的な観点から意見を聴取し、決定を行っている(備付-規程集5-2-2)。また、「東京福祉大学短期大学部 教授会の委員会に関する規程」(備付-規程集5-2-5)に基づき、教授会から委嘱された事項につき、各種の委員会、専門部会を設置しているが、各委員会、専門部会は併設大学と共同開催が可能としている(備付-規程集5-2-6 第6条第5項等)。

教授会開催時に、議長は議事録作成者を2名選出する。議事録作成者が作成した議事録案は、次の教授会までに全教員が確認を行い、適宜加筆・修正を行う。その後、次の教授会で改めて全教員で確認を行い、正式に承認を得るようにしている。承認後、議長及び議事録作成者が署名・捺印を行い、原本は資料とともに教務課が保管している(備付-41)。また、教授会担当教員が1名おり、委任状や議事録のコピーを管理している。

教授会では、自己点検・評価報告書を理事会に提出する前に、必ずその内容について審議し、承認を得ることになっている。したがって、教授会を構成する全教員は、「学修成果」及び「三つの方針」に対する認識を有している(提出-7)。

「東京福祉大学短期大学部 教授会の委員会に関する規程」(備付-規程集 5-2-5)に基づき、教授会から委嘱された事項につき、各種の委員会、部会を設置しており(「東京福祉大学短期大学部 短大総務委員会規程」(備付-規程集 5-2-6)、「東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会規程」(備付-規程集 5-2-14)等)、各規程に基づき、適切に運営している(備付-42)。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

教授会は、審議機関として適切な運営が行われており、現状において問題は生じていない。なお、学長は高齢であるため、教授会等への常時の出席に困難を来たす場合もあるが、必要に応じて、こども学科長が学長の命を受け、「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」に基づき教授会の議長を務めるなどして対処している。また、学長へのサポート体制を更に強化するため、令和元(2019)年度からは、学長補佐のポストを設け対処することとしている。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

## [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

### <根拠資料>

提出資料： 38. 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為

備付資料： 43. 監事の監査状況

44. 評議員会議事録

備付資料-規程集：

1-6-5 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程

### [区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

### <区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は「寄附行為」第7条に基づき（提出-38）、本学法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任しており、「寄附行為」第15条に定める職務「①この法人の業務を監査すること」「②この法人の財産の状況を監査すること」「③この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事及び評議員会に提出すること」「④監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣（都道府県知事）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」「⑤前①～④の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること」「⑥この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」を遂行している。

具体的には、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」（備付-規程集1-6-5）「学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）」等に準拠し、法人の業務を法令、寄附行為等に準拠して適正に決定及び執行しているか、会計業務を予算統制制度に基づき執行しているかを監査しており、期中の会計監査では取引記録等の妥当性の検証、期末の会計監査では資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性、予算の資金収支及び消費収支の妥当性等をそれぞれ検証し、期末の財政状態を確認している（備付-43）。

毎会計年度、監事は「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会・評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果の報告を行っている。法人の債務超過や学生数の減少その他法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を「監査報告書」に記載し、報告を行っている。また、平成16(2004)年の私立学校法の改正に伴う監事の機能強化を踏まえ、監事は全ての理事会・評議員会に出席している。



**[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

**<区分 基準IV-C-2 の現状>**

「寄附行為」第19条第2項は、「評議員会は、28人の評議員をもって組織する。」と定め（提出-38）、理事の定数9名（「寄附行為」第5条第1項第1号）の2倍を超える数の評議員をもって組織している。

「寄附行為」第21条は、「次の諮問事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2) 事業計画、(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(4) 寄附行為の変更、(5) 合併、(6) 目的たる事業の成功の不能による解散、(7) 寄附金品の募集に関する事項、(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」と定め、評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い適切に運営している（備付-44）。

**[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

**<区分 基準IV-C-3 の現状>**

本学の教育情報は、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22(2010)年6月15日公布：平成22年文部科学省令第15号）」及び「学校教育法施行規則」第172条の2に基づき、本学ホームページ等において公表している。

本学の財務情報は、学校教育法施行規則、私立学校法第47条の規定に基づき、毎会計年度終了後2か月以内に決算報告として、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、理事会への提出・承認後、評議員会への報告を経て、3か月間学内法人用掲示板に掲示し、いつでも見られるようにするとともに、併設大学のホームページ上にも公開している。

**<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>**

**基準IV-C-1 の課題**

監事は、「寄附行為」第7条に基づいて適切に選任され、業務を遂行している。監事

は監査報告を行うだけでなく、全ての理事会に出席し、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」（備付-規程集 1-6-5）に基づいて監事監査を実施し、法人が直面している課題について監事の所見を述べるなど有効に機能しており、現状において課題は生じていない。

#### 基準IV-C-2 の課題

評議員会は、「寄附行為」第 19 条に基づき選任された構成員に基づき、有効に機能しており、「寄附行為」第 21 条及び私立学校法第 42 条に定める諮問事項に従い、適切に運営している。したがって、現状において課題は生じていない。

#### 基準IV-C-3 の課題

教育情報、財務情報は、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成 22(2010)年 6 月 15 日公布：平成 22 年文部科学省第 15 号)」及び「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に基づき、法人掲示板やホームページを通じて公表しており、現状において課題は生じていない。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

#### <基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

- ① 教育・研究活動の活性化のため、管理部門と教学部門の意思疎通の徹底等、組織構成員の意識改革を図る。

教育・研究活動の活性化と管理部門と教学部門の意思疎通の徹底等を図るため、評議員会には、管理部門と教学部門の責任者が評議員として参加しており、本学からは学長、こども学科長が評議員として出席している。評議員会では、法人及び本学、併設大学の運営・方針について管理部門と教学部門の意思疎通の徹底が図られており、法人及び本学、併設大学の連携を強固なものとするとともに、現状の把握と理解、諸問題・課題の分析、解決方法など将来に向けた計画の検討が行われている。

また、平成 25(2013)年 1 月 1 日には、法人と法人の設置する学校（以下：「教学組織」）の情報の共有化と連携を更に密にするため、理事長、理事、学長、副学長、研究科長、学部長、こども学科長、事務局長を構成員とする「法人・教学連絡会」を設置し、その時々法人と教学組織が当面する諸課題、例えば最近では、政府の大学改革の方向性や短期大学部における認証評価受審予定などについて、管理部門と教学部門との間における情報共有と意見交換が忌憚なく行われている。

- ② 学内組織の連携、既存組織の見直しなど、効率的な管理運営体制の構築

平成 23(2011)年度より法人及び本学、併設大学全体の組織整備と運営方針の見直しを実施している。これにより、効率的な管理運営体制が整備され、教授会を教学組

織における最高意思決定機関として位置づけ、改めて、その運営方針や審議すべき事項を明確にしている。また、全学委員会組織は、その運営方針及び活動目的と運営体制を明確化するとともに、再編を行い、教学部門と事務部門の両部門から構成員を選任することで、効率的な管理運営体制が構築され、現在の形となっている。

### ③ 意思決定機関としての理事会機能の充実

法人の最高意思決定機関である理事会については、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に運営している。定例理事会を年 6 回開催しているほか、必要に応じて臨時理事会を開催しており、平成 30(2018)年度においては定例理事会を 6 回、臨時理事会を 1 回、計 7 回の理事会を開催している。

毎年 5 月の定例理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議のほか、監事から前年度の監査報告が行われ、毎年年度末 3 月の理事会においては、その年度の収支補正予算案及び翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項の審議を行っている。また、理事会は、理事会運営規程第 8 条に基づき、法人運営に関わる重要事項を審議しており、理事会は適切に機能している。

### ④ 監事の職務権限を機能させ、学校法人運営のリーダーシップ及びガバナンスの充実に努める。

監事については、公平性・中立性をさらに強化するため、学校法人活性化・再生研究会委員や文部科学省から中央教育審議会大学分科会大学規模・大学経営部会専門委員等歴任された監事 1 名を日本私立学校振興・共済事業団より、紹介・推薦を頂き、評議員会の同意を得て理事会で選任され、平成 24(2012)年 7 月 6 日より就任している。

監事は毎会計年度「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会・評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果の報告を行うこととなっており、法人の債務超過や学生数の減少その他法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を「監査報告書」に記載し、報告を行っている。また、監事の機能強化を踏まえ、監事は全ての理事会・評議員会に出席しており、法人・学校の運営等に疑義がある場合には、監事としての意見を述べている。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

### ○理事長のリーダーシップ

私立大学を取巻く経営環境は年々厳しさを増してきており、最高意思決定機関である理事会には、適切な運営と意思決定が求められており、理事会の適切な運営をしていく。法人を代表する理事長と教学を代表する学長、副学長、研究科長、学部長、こども学科長及び幹部事務職員の情報共有と意見交換の場である「法人・教学連絡会」を開催し、理事長は、法人の運営に適切なリーダーシップを発揮していく。

### ○ガバナンス

監事及び評議員は寄附行為に基づいて、適切に選任され、業務を遂行している。監事は全ての理事会・評議員会に出席し、本法人が直面している課題について、監事の所見を述べるなどしており、法人及び本学、併設大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは有効に機能していると判断する。

今後も、監事機能の充実（理事の行為の差止請求等）や、評議員会の機能の充実（中長期計画の策定の際の意見聴取等）を図り、ガバナンスの改善・強化をしていく。

以上